



令和元年 第3回
本別町議会定例会会議録

自 令和元年 9月10日
至 令和元年 9月20日

本別町議会

令和元年本別町議会第3回定例会会議録（第1号）

令和元年9月10日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第54号	町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約について
日程第 7	議案第55号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について
日程第 8	議案第56号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について
日程第 9	議案第57号	本別町こども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第58号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第54号	町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約について
日程第 7	議案第55号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について
日程第 8	議案第56号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について
日程第 9	議案第57号	本別町こども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第58号	本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
農林課長	菊地敦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長	田西敏重	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	大槻康有	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	井戸川一美	国保病院事務長	藤野和幸
総務課主幹	上原章司	住民課主幹	小坂祐司
住民課主幹	久司広志	建設水道課長補佐	小出勝栄
総務課長補佐	三品正哉	教育長	佐々木基裕
教育次長	阿部秀幸	社会教育課長	坪忠男
学校給食共同調理場所長	高橋優	農委事務局長	倉崎景一
代表監査委員	畑山一洋	選管事務局長	村本信幸

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷺巣正樹	総務担当主査	越後忠
------	------	--------	-----

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和元年第3回本別町議会定例会を開会します。

なお、本日につきましては、気温が上がってございますので本日の会議につきましては上着を脱いで結構でございますのでお知らせをいたしておきます。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、方川一郎議員、大住啓一議員、及び水谷令子議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員会方川一郎委員長、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎）〔登壇〕 報告いたします。

令和元年6月19日第2回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、9月10日から9月24日までの15日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、9月12日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。

本日までに同一内容の陳情が2団体から提出がありました。

林業木材産業の成長産業化に向けた政策の充実、強化を求める意見書提出の陳情。

本件については、議会運営基準138運用例1によることとし、本別町林活議連の発議に向けた取り扱いを予定いたしました。

以上報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします

◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、9月10日から9月24日までの15日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日、9月10日から9月24日までの15日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（高橋利勝） お諮りします。

議事の都合により、9月11日から17日、及び21日から23日までの計10日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、9月11日から17日、及び21日から23日までの計10日間は休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第4 諸般の報告を行ないます。

報告第8号平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第8号平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査を経て議会に報告し、公表することが義務付けられており、平成30年度決算に基づく各比率を報告するものでございます。

次のページをお開きください。

1、健全化判断比率であります、実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支

額は1億3,989万8,000円の黒字となっておりますので該当はありません。また、連結実質赤字比率につきましては、本町の全ての会計の収支を合算し、黒字か赤字かを判断する比率でございますが、全会計合わせて2億8,422万8,000円の黒字となっており、連結実質赤字は生じませんでした。国民健康保険病院事業会計において9,216万9,000円の資金不足が生じております。

次の実質公債費比率ですが、公債費等の借金の返済に一般会計の標準的な収入がどの程度充てられたかを示す指標でございます。算定結果は9.4%となっております。将来負担比率ですが、地方債残高等の一般会計が背負っている将来負担すべき額と一般会計の標準的な収入を比べ、負担の大きさを示す指標でございます。算定結果は30.1%となっております。

参考としまして、法律で定める基準比率でございますが、早期健全化基準は実質赤字比率15.0%、連結実質赤字比率20.0%、実質公債費比率25.0%、将来負担比率350.0%。財政再生基準は実質赤字比率20.0%、連結実質赤字比率30.0%、実質公債費比率35.0%となっております。健全化判断比率のうちいずれかが基準比率以上の場合には、早期健全化計画並びに財政再生計画を定めなければなりません。本町はすべて基準以下であります。

次の2、資金不足比率であります。資金不足比率は事業の規模に対する公営企業ごとの資金不足額の割合でございますが、水道事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計においては資金不足額は生じなかったものの、国民健康保険病院事業会計において9,216万9,000円の資金不足が生じ、資金不足比率が10.3%となっております。

参考としまして、経営健全化基準の資金不足比率は20.0%であり、全会計とも基準以下であります。

以上、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から令和元年7月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、平成30年度本別町教育委員会の活動状況に関する点検、評価報告書が教育長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、議員派遣結果報告書が、新任議員研修会参加者、及び広報広聴常任委員会から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、議長の動向の報告について令和元年第2回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第5 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 令和元年度普通交付税の算定結果について報告をいたします。

7月23日に総務省から普通交付税の算定結果の通知が示されたところでありますが、本町は、対前年度比0.8%1,918万円増額の25億6,190万2,000円となりました。平成25年度以来、6年ぶりの増額となったところであります。道内におきましては、交付団体である178市町村のうち136市町村で増額となっており、増額率は対前年比、北海道町村では1.3%、十勝町村では1.8%となったところであります。

昨年度より増額となりました主な要因は、普通交付税の算定において基準財政需要額から控除する臨時財政対策債振替相当額が3,951万8,000円の減となったものの、子ども子育て支援事業の増や、障がい者自立支援給付費の増等による各費目の単位費用改正に伴い、基準財政需要額が増加したことに加えまして、本町の特殊要因として、過疎対策事業債等の償還額算入の増加などが挙げられます。

予算編成におきまして、一般財源の不足分を補う財政調整基金及び減債基金は、本年度の当初予算におきまして、4億7千万円の取り崩しを計上しておりますが、今後の収支見込から判断いたしますと、同額の積み戻しは困難であり、年度末残高は昨年度と比較いたしまして減少する見通しとなっております。今後も地方交付税の大幅な増額は見込めない状況であり、税収の伸びも期待できないため、財政運営は一層厳しい状況となることが予想されています。

これからの財政運営の方針といたしましては、地方財政対策、地方交付税制度改正の動きに注視するとともに、基金依存度の縮小や経常経費の削減等、行政改革の推進により財政運営の安定化を図りつつ、地域の活性化や諸課題を解決していくため、予算の重点化、効率化の徹底が不可欠であると認識しているところであります。

今後も、町民が夢と希望を持てる施策の展開を進める所存でありますので、町民の皆さまをはじめ議員各位の御理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、第7次本別町総合計画の策定状況について報告いたします。

市町村における基本構想につきましては、平成23年4月の地方自治法改正によりまして、策定義務がなくなりました。

しかし、地方自治体が担う事務の高度化、多様化と人口減少など大きく変動する社会情勢に対応しながら、住民福祉の向上を進めていくためには、中長期的な方向性を示す総合

計画の役割は重要であると考えています。

現計画であります第6次本別町総合計画は、令和2年度をもって終了いたしますことから、令和3年度から10年間のまちづくりの指針となる第7次本別町総合計画づくりを本年度より進めてきております。

この間の取り組みといたしまして、6月25日に役場庁内による総合計画推進委員会を設置し、次期計画期間をはじめとする計画の在り方や現計画の施策を体系ごとに総括していくことなどを協議してきました。

また、町民の皆さんによります総合計画策定審議会では町内活動団体からの推薦者22名と、18歳から35歳までの60名を無作為抽出した中から応募いただく方式を初めて用いて、4名の参加をいただき、合計26名の審議員によります7月10日に総合計画の役割と、町の財政状況について理解を深めつつ、アンケートの実施や今後の活動について協議をいただいたところであります。

現在は、各課部局から提出された現計画の総括を取りまとめる作業と並行して、町内中学校生徒全員、本別高等学校生徒全員、町民1,000人の方々を対象といたしましたアンケート調査を実施しております。

今後につきましては、総合計画策定審議会委員、行政改革推進委員の皆様と役場若手職員を対象としましたワークショップを10月から12月まで3回開催し、議論いただいた意見等を計画づくりに活かさせていただくほか、引き続き総合計画策定審議会、総合計画推進委員会において、次期計画の素案づくりを継続していただきます。

次期計画の基本構想及び基本計画につきましては、令和2年9月議会に提案させていただく予定であります。議員各位には随時、策定状況を報告させていただきたいと考えております。併せて、町民の皆様にも広報紙ほんべつを通じて審議会等の活動状況や策定の進捗状況、アンケート調査結果等をお知らせするとともに、計画素案のパブリックコメントを実施し、御意見をいただきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても今後ともご理解、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、幼児教育保育の無償化について報告いたします。

国は急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行なう家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行なう施設等の利用に関する給付制度を創設、本年5月に子ども子育て支援法の一部を改正する法律を成立させ、本年10月から幼児教育保育の無償化をスタートさせます。

幼児教育保育の無償化の概要及び本町の今後の対応につきましては、国が進めます幼児教育保育の無償化は、本町の場合に置き換えますと市街地に所在します、幼保連携型認定こども園ほんべつに通園する3歳児クラスから5歳児クラス全員、加えて1号認定子どもの満3歳児、勇足、仙美里地区に所在します、へき地保育所に通所する3歳児クラスから5歳児クラス全員が対象となり、利用料を無償化するものであります。

国は、無償化における制度改正におきまして、給食のおかずやおやつ副食費については、無償化の対象としていないことから、各施設において保護者から実費徴収する制度となっているところですが、本町におきましては、この副食費の実費徴収について更なる子ども子育ての環境整備の一環として、無償化の対象となる児童の主食と副食を合わせた給食費について公費負担することとし、開始時期を無償化がスタートする10月1日からいたします。

このことにつきましては、本町の子ども子育て支援施策について、調査、審議いただいております本別町子ども子育て会議、並びに民生委員、児童委員協議会に対し、幼児教育保育の無償化それに伴います副食費などの取り扱いについて説明、ご理解をいただいているところであります。

幼児期の教育、保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることから、子どもたちが健やかに成長できる、希望するすべての子どもに質の高い就学前教育、保育を必要とする子どもに質の高い保育を提供していく。更に少子化対策、子育てを行なう家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てることを負担ではなく、喜びとして感じられるよう、まち全体で子育てを担い、地域で人と人が繋がる仕組みを整備し、子どもの笑顔があふれる、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指してまいりますので、議員各位におかれましてもご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、関係条例の一部改正及び関係予算につきまして本定例会に提案させていただいておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、農作物の生育状況について報告いたします。

営農指導対策協議会での2回目の定期作況調査が、本日実施をされておりますので、これまでの定期作況調査と農業改良普及センターによる9月1日現在の農作物生育状況定期調査に基づき報告をさせていただきます。

本町の気象経過ですが、植え付け期の5月から6月上旬までの気温は高温で経過し、日照時間も平年を上回り、干ばつ傾向で推移しました。しかし、6月中旬に入ると一転して、7月中旬までの約1カ月間、低温と日照不足が続く状況でありました。幸い降雨量が少なく、畑の管理作業、一番牧草の収穫も順調に行なわれてきたところです。

小麦につきましては、春から順調な生育を示し、開花が例年より早かったものの登熟期間が十分に確保され、JAの収穫作業も天候に恵まれ7月25日に始まり、8月1日に収穫を終了しています。その結果、乾麦で平均11.5俵、品質、製品歩留まりにつきましては、現在製品の調整中ではありますが、製品歩留まりにつきましては90%程度の確保を予想しているところです。

8月以降、天候はおおむね順調に推移してきましたが、小豆が7月下旬の高温の影響を受け、莢数が少ない状況が散見されやや不良。大豆、金時は生育も順調で平年並みとしていきます。馬鈴薯は、高温による茎葉の黄変の早まりがみられ心配はされていましたが生育

は平年並み。てん菜も順調な生育となっており平年並みとしています。

また、飼料作物につきましては関係機関からの情報として、デントコーンは茎が細い傾向がみられるものの平年並みの生育とみていますが、2番牧草は降雨での収穫遅れなどにより品質の低下となっています。

現在のところ、各畑作物はほぼ順調な生育となっていますことから、これからの収穫時期に向け好天に恵まれ、平年を超える出来秋となることを期待しているところであります。

次に、生活協同組合コープさっぽろが本町に開設する配送センターについて報告いたします。

本町とコープさっぽろは、平成30年6月12日に地域見守り活動に関する協定を締結し、宅配システム、トドック宅配時の安否確認や状態異変時に連絡をいただく仕組みを構築し、町全体の見守りネットワークの一員としてご協力をいただいています。

また、この間、十勝管内3カ所の配送センターのうち、帯広北センター機能の一部を本町に移転誘致することを目的に協議を進めてまいりましたが、この度コープさっぽろが賃借する物件及び改修工事が完了し、新規開設されることとなりました。

内容につきましては、名称はコープさっぽろ宅配本別デポとなり、開設予定日は令和元年9月23日月曜日、所在地につきましては事務所が本別町南2丁目7番地9、倉庫が本別町南2丁目10番地3となります。

事業規模につきましては、配送エリアは本別町、足寄町、陸別町となりまして、登録組合員数は3町で1,680人の規模となり、配送につきましてはトラック5台による運用となります。

雇用の規模につきましては、宅配ドライバーが5人、営業部担当が1人となり、雇用につきましては現地採用を含めて募集を行なっているところです。

以上、本別町議会第3回定例会の行政報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 議案第54号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第54号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第54号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約につきまして提案理由の説明を申し上げます。

町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約締結にあたりましては、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、「地方自治法第96条第1項第5号」及び、「議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定により、

議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、橋梁長寿命化計画に基づく中央橋における補修工事で、工事内容は、支
承取替え、ひび割れ補修等を施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約締結で、指名委員会は令和元年 7
月 26 日に開催し、指名業者は株式会社野田組、鎌田建設工業株式会社、株式会社岡崎組、
株式会社本別建設工業、千田建設工業株式会社、小川建設工業株式会社、株式会社楠茂建
設の 7 者を選定いたしました。

令和元年 8 月 1 日に指名通知を行い、令和元年 8 月 22 日に入札を執行しております。

契約金額は 93,940,000 円で、入札回数は 1 回で落札をしております。

契約の相手方は、本別町北 3 丁目 5 番地 9、株式会社野田組、代表取締役野田仁でござ
います。仮契約は、令和元年 8 月 22 日に行っております。

工期は、着工が本契約の日から 7 日以内で、完成は令和 2 年 3 月 20 日でございます。

以上、議案第 54 号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約についての提案に代え
させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 54 号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約についてを採決し
ます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約については、原
案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 55 号

○議長（高橋利勝） 日程第 7 議案第 55 号本別町立へき地保育所条例の一部改正につ
いてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 議案第55号本別町立へき地保育所条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

国は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行なう家庭の経済的負担の軽減を図るため、本年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」を成立させ、併せて「子ども、子育て支援法施行令の一部を改正する政令」が施行されたことを受け、本町のへき地保育所に通う子どもに係る利用者負担額等の規定を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。

今回の幼児教育、保育の無償化の大きな改正点は、保育所、こども園等を利用する3歳から5歳までの利用者負担額を無償とするものです。

それでは、条例の案文を朗読するとともに各条について概略を説明して提案をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例。

本別町立へき地保育所条例（昭和40年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「別表に」を、「次の各号に、」に改め、同条に次の各号を加える。

第1号、第4条第1項第1号及び第3号に該当する子ども、並びに第4号に規定する子どものうち満3歳以上である子ども、（満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもを除く。）0円。

これは、第2号認定こども（いわゆる、保育の必要な3歳児から5歳児の子ども）と第1号認定こども（いわゆる、教育認定こども）と措置入所の子ども3歳児から5歳児までの利用者負担額を「0円」とするものです。

第2号、第4条第1項第2号に掲げる子ども及び第4号に規定する子どものうち（満3歳未満である子ども、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを含む。）別表に定める額。

これは、第3号認定こども（いわゆる、保育の必要な満3歳未満の子ども）の利用者負担額を「別表」に定めるとしております。なお、へき地保育所において、この別表に該当するのは2歳児のみで、今回の改正による金額の変更はありません。

別表中、「平成29年4月1日適用」を「令和元年10月1日適用」に。

別表については、「各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分」、「階層区分」、「第1から第9」、「世帯の階層区分の定義」は変わらず、3歳以上児の利用者負担額徴収月額を削除いたしました。

別表備考第1項中「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号を「所得割は、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号」に、「の額をいう」を「をいう」に、「なお」を「この場合において」に、「町民税」を「市町村民税」に改め、「又は均等割の額」を削る。

別表備考第2項中「保育料」を「利用者負担額」に改める。

別表備考第3項中「支給認定保護者」を「教育、保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。））」に改める。

別表備考第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表備考第5項中「であって、」の次に「特定被監護者等（子ども、子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者をいう。）のうち」を加え、「にある子」を「にある子ども」に、「保育料」を「利用者負担額」に改め、同項後段を削る。

別表備考第6項後段を削る。

別表備考第7項中「保育料徴収月額」を「利用者負担額」に改め、「又は6,000円（当該児童が第4条第1項第2号に規定する小学校就学前子どもの場合は9,000円、第4条第1項第3号に規定する小学校就学前子どもの場合は3,000円）のいずれか低い額とし、最年長の子どもから順に2番目に年齢が高い児童にかかる保育料徴収月額は、0円」を削る。

これは、子ども、子育て支援法の一部を改正する法律の改正に伴う、用語の整理と、無償化により、3歳児から5歳児まで利用者負担額が無くなったため、改正するものです。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上、議案第55号本別町立へき地保育所条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号本別町立へき地保育所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第56号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第56号本別町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 議案第56号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

先ほど議決をいただきました、本別町立へき地保育所条例と同様に、幼児教育保育の無償化に伴い、所要の改正を行うものです。

本改正では、主にこども園ほんべつにおける3歳から5歳までの利用者負担額を無償化する改正であります。

それでは、条例の案文を朗読するとともに各条について概略を説明して提案をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。利用者負担額等。

第4条、特定教育、保育施設等を利用する教育、保育給付認定保護者が支払うべき利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

第1号、教育認定子ども（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育、保育給付認定子どもをいう。）0円。

これは第1号認定子ども（いわゆる、教育認定）こどもの3歳児から5歳児までの利用者負担額を「0円」とするものであります。

第2号、満3歳以上保育認定子ども（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育、保育認定子どもをいい、満3歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども、次号において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）0円。

これは第2号認定子ども（いわゆる、保育の必要な3歳児から5歳児の子ども）の利用者負担額を「0円」とするものです。

第3号、満3歳未満保育認定子ども（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する保育認定子どもをいい、特定満3歳以上保育認定子どもを含む）別表に定める額。

これは第3号認定子ども、いわゆる保育の必要な満3歳未満の子どもの利用者負担額を別表に定めるとしております。今回の改正で無償化となるのは、3歳児以上の子どもとなることから、この別表に該当するのは3歳未満児となり、今回の改正による金額の変更は有りません。

附則。第2項中、平成33年3月31日を、令和3年3月31日に改める。

別表を次のように改める。

別表については、「教育標準時間認定」これは教育認定子どもの利用者負担額を無償とすることから削除いたします。「保育標準時間認定」これは、「各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分」、「階層区分」「第1から第21」「世帯の階層区分の定義」は変わらず、3歳以上児の利用者負担額徴収月額を削除、「保育短時間認定」これも、「各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分」、「階層区分」「第1から第21」、「世帯の階層区分の定義」は変わらず、3歳以上児の利用者負担額徴収月額を削除いたしました。

備考、第1項この表における「所得割」は、地方税法（昭和25年法律226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法314条の7に規定する寄付金税額控除及び、314条の8に規定する外国税額控除、並びに附則第5条に規定する配当控除並びに附則第4条の4及び第5条4の2に規定する。住宅借入等特別税控除額は適用しないものとする。）をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。

第2号、この表における当該年度の4月から8月分までの利用者負担額の算定にあつては、前年度分の当該年度の9月から3月までの利用した負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税により行なうものとする。

第3号、教育保育給付認定保護者の申請に基づき、申請者または当該申請者との同一世帯に属する者が未婚のひとり親（婚姻によらないで母又は父となった者であつて、現に婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの。）であるときは、これらの者を地方税法第292条の第1項に規定する寡婦又は寡夫とみなして所得割の額を算定するものとする。ただし、寡夫とみなす場合においては当該算定の年の合計所得金額が500万円以下のものに限る。

第4号、所得割の額を算定する場合には当該算定にかかる市町村民税の賦課期日において、教育保育給付認定保護者または当該教育保育給付認定保護者との同一世帯に属する者が地方税法第314条の3第1項に規定する指定都市の区域内に住所を有する者で有る時は、これらの者を同項に規定する指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして所得割の額を算定するものとする。

第5号、この表の第3階層以上と認定された世帯であつて、特定非看護者等のうち満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもを3人以上扶養している場合においては、当該3人目以降の教育、保育給付認定子どもにかかる利用者負担額は0円とする。

第6号、この表は第3階層以上と認定された世帯であつて、同一世帯に小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人、同時に特定教育保育施設を利用している場合（特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、または児童発達支援もしくは養護型発達支

援を利用している場合を含む。)及び、特例保育を受けている場合は、最年長の子どもから順に2番目に年齢が高い教育、保育給付認定子どもにかかる利用者負担額は同表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

第7号、この表の第3階層以上と認定された世帯のうち当該世帯の所得割の額が77,101円未満かつ、次の各号に掲げる世帯である時は当該世帯で最年長である教育、保育給付認定子どもにかかる利用者負担額は同表に掲げる当該階層の徴収額から1,000円を控除した額の2分の1に相当する額とする。

第1項、母子世帯等。母子及び父子、並びに各福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子または配偶者のいない男子で、既に児童を扶養している者の世帯。

第2項、在宅障害児、者のいる世帯。次に掲げる児、者を有する世帯。

ア、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ、養育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当等の支給対象児、又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

エ、精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

第3項、その他の世帯。保護者の申請に基づき生活保護法に定める要保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進、並びに永住帰国した中国残留邦人等、及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を必要とする状態にある者。その他、特に困窮していると町長が認める者を有する世帯。

第8号、この表の第3階層以上と認定された世帯であって、当該世帯の所得割の額が169,000円未満、かつ、特定非看護者等のうち最年長の子どもから順に2番目に年齢が高い教育保育給付認定子どもは前項までの規定に関わらず、当該児童にかかる利用者負担額は0円とする。

第9号、本表に定める金額に関わらず利用者負担額は給付単価を限度とする。

これは子ども子育て支援法の一部を改正する法律の改正に伴う用語の整理、法規定の略称変更に伴う改正と、無償化により3歳児から5歳児までの利用者負担額が無くなったため改正するものであります。

附則、この条例は令和元年10月1日から施行する。

以上、議案第56号本別町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号本別町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号本別町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第57号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第57号本別町子ども子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 議案第57号本別町子ども子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

子ども子育て支援法の一部改正により、これまでの「子どものための教育、保育給付」に加え、新たに規定される「子育てのための施設等利用給付」についても同様に過料を科すことができるようにするものであります。

過料の条例があるものの、実際にこの条例に抵触するような事案があった場合であっても、悪質でない限り、適用させて過料を科すことは想定しておりませんが事実とは異なる申請を行ったり、必要な書類の提出や検査を拒んだりすることがないよう、一定の予防線としての効果を期待して制定するものであります。

それでは、条例の案文を朗読し、提案とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町子ども子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例。

本別町子ども子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を

次のように改正する。

第2条第1号中、「法第13条第1項」の次に、「(法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「同項」を「法第13条第1項」に改め、同条第2号中「子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む」を「法第30条の3において準用する場合及び法附則第6条第1項に規定する委託費の支払について適用する場合を含む。以下この号において同じ」に、「同項」を「法第14条第1項」に改める。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上、議案第57号本別町子ども子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号本別町子ども、子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号本別町子ども、子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第58号

○議長(高橋利勝) 日程第10 議案第58号本別町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長(大橋堅次) 議案第58号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、平成26年に公布された内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準において定める従うべき基準及び参酌すべき基準により、教育・保育施設の確認基準及び地域型保育事業の認可基準を定めているものであります。令和元年5月31日に同府令を一部改正する内閣府令第7号及び第8号の2つの府令の公布により、本条例を改正するものであります。

内閣府令第7号による改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を受け、地域型保育事業の認可基準の一つであります連携施設の確保要件を緩和するものであり、第37条、第38条、第39条、第42条、第43条、及び、改正前の附則第7項の改正がそれに当たります。

現在、本町においてこの適用を受ける施設はございません。

次に、同府令8号による改正は、幼児教育・保育の無償化に伴い、事業者が保護者から実費徴収することができる費用の設定及び法改正に伴う用語の整理が主な内容となっております。

第13条第4項第3号の改正は、食事の提供に要する費用の取扱いを変更する改正であります。

国は、無償化の対象となる児童の食事に係る費用について無償化の対象から外し、保護者が負担とする改正を行ったことから、本条例につきましても同様な改正を行っております。

食事の提供に要する費用については、事業者が受領できると改正しております。

議案書の3ページ目の上から5行目のアであります。食事の提供に要する費用について、所得条件を付けて、免除するとしております。

次に、同じく3ページ目の中ほどにあります、イであります。同時入所の3人目以降の児童の食事の提供に要する費用について、免除すると改正しております。

次に、その下にあります、ウであります。満3歳未満保育認定子どもについては、従来通り、給食分が利用者負担の一部であるから、あえて徴収することはありません。

以上のように、本改正においては、国の基準に従い給食、おやつ等に係る食材料費について、原則、実費徴収する規定を設けておりますが、先ほど行政報告させていただきましたとおり、本町独自施策として、無償化の対象となる児童の副食と主食を合わせた給食料について、公費負担することとし、補正予算を提案しております。

それでは、条例の案文を朗読し、提案とさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

（「説明省略」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 大住啓一議員から説明を省略することの動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立しました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議の通り、説明を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。したがって議案第58号本別町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明を省略することの動議は可決されました。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号本別町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号本別町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(高橋利勝) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日9月11日から17日までの7日間は休会であり、9月18日午前10時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は、9月12日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告(午前11時05分)

令和元年本別町議会第3回定例会会議録（第2号）

令和元年9月18日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫	副町長	大和田 収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本 信幸
農林課長	菊地 敦	保健福祉課長	飯山 明美
住民課長	田西敏重	子ども未来課長	大橋 堅次
建設水道課長	大槻康有	企画振興課長	高橋 哲也
老人ホーム所長	井戸川 一美	国保病院事務長	藤野 和幸
総務課主幹	上原章司	住民課主幹	小坂 祐司
建設水道課長補佐	小出勝栄	総務課長補佐	三品 正哉
教育長	佐々木 基裕	教育次長	阿部 秀幸
社会教育課長	坪 忠男	学校給食共同調理場所長	高橋 優
農委事務局長	倉崎 景一	代表監査委員	畑山 一洋
選管事務局長	村本 信幸		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹

総務担当主査 越 後 忠

開議宣告（午前 10 時 00 分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第 1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員会、方川委員長、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎）〔登壇〕 おはようございます。

報告いたします。

議会の運営に関する事項。

意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに 2 件の提出がありました。

林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書、日米貿易交渉大枠合意の撤回と国会批准を行わないことを求める意見書、以上 2 件については、20 日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、認定第 1 号平成 30 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてないし認定第 9 号平成 30 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上 9 件の議案については、議長及び議会選出監査委員を除く 10 名の委員で構成する平成 30 年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして、閉会中の継続審査とする取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで、報告済みといたします。

◎日程第 2 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第 2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

10 番阿保静夫議員。

○10 番（阿保静夫） 議長のお許しがありましたので、2 問について一般質問を行いたいと思います。

1 問目は、会計年度任用職員の制度化で処遇改善はということで、伺いたいと思います。

2020 年 4 月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正し、新たに会計年度任

用職員が制度化することです。

自治体で働く臨時、非常勤職員の多くがこの対象となることです。

その業務内容や賃金などの処遇については、各自治体で決定されるものとしています。

会計年度任用職員は、一般職地方公務員とされることにより、地方公務員法が適用され、勤務形態はフルタイムと短時間勤務に分類されます。

フルタイムの職員は、給料と手当が支払われ、継続採用されると昇給も可能になり、また、期末手当や地域手当、寒冷地手当なども支払われます。

短時間勤務の職員は、これまでと同様に報酬と費用弁償となりますが、期末手当の支払いも可能となります。

改正法の施行は2020年4月ですが、条例や規則等の改正は2020年3月議会までに決めなければなりません。

この機会に、臨時、非常勤職員の声を聞き、処遇改善につなげる努力をすべきと考えますが見解を伺います。

まず一つ目①ですが、新制度対象となる職員数をどのように考えていますか。いわゆる定数外職員は200名余りというふうに押さえておりますけれども、先ほども申し上げたとおり、この新制度の対象となる方がそれら全員ではもちろんないということで、帯広市などの議論の経過を見ると3分の1程度になっているようなのですが、いずれにしても、本町の場合はどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

②ですが、制度の対象となる方々の声を聞くことも大事と考えます。前述したとおり、働いている方のそれぞれの声、状況などをしっかりととらえた上での制度を運用していくということが必要だと思いますので、その辺の取り組みについて伺いたいと思います。

③ですが、身分保障や処遇改善、同一労働同一賃金などが制度の目指すところだと思いますが、新たな制度でこれらが改善されるべきだと考えます。今回の国の法改正は、まさにいわゆる働き方改革の一環だと思いますけれども、身分保障や処遇改善ということは非常に大きなポイントになるというふうに思います。現時点での取り組みの考え方を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 阿保議員の御質問の会計年度任用職員の制度化で処遇の改善は、の答弁をさせていただきますが、まず、会計年度の任用職員の制度の概要について説明させていただきますが、地方の厳しい財政状況が続く中、多様化いたします行政の需要に対応するための臨時、非常勤職員の総数は、平成17年が45万6,

000人ということでありましたが、平成28年度には64万3,000人と増加傾向にあるということでもあります。

本町におきましても、臨時、非常勤の職員につきましては、一般行政事務のみならず医療や福祉など、さまざまな分野において重要な担い手となっております。

平成17年4月1日現在で173名であった臨時、また、非常勤の職員数につきましては、正職員の減少もあり、平成28年4月1日には220人となっているところでもあります。

これら増加に伴いまして、全国的に地方公務員法に定める任用制度の趣旨に沿わない運用が見られてきたことから、地方公務員の臨時、非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保して、並びに一般職の会計年度任用職員の任用などに関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備することを目的に、平成29年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、令和2年4月1日から施行されるということになりました。

法改正の内容につきましては、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化して、勤務形態をフルタイムとパートタイムに区分いたしました一般職の会計年度の任用職員制度を創設して、任用、また、服務規律などを整理するとともに、期末手当の支給をできるものとするのが主なものとなっております。

なお、阿保議員の御質問の要旨にあります、継続の採用と昇給につきましては、文字どおり会計年度ごとに任用される職員となるということでもありますから、年度ごとの任用となりまして、継続雇用が保障されるということではないということもまた御理解をいただきたいと思えます。しかし、年度ごとの採用であります、再度の任用についてもまた否定されるものでないということ規定されておりますので、基本的には年度ごとで区切りながら、また再度任用されるということになっております。

また、給与につきましても昇給という考え方ではなくて、再度の任用に際しまして、前歴を換算した給与の号俸の格付けが可能になるということでもあります。

一つ目の職員数の考え方でございますが、現在、さまざまな職場においてさまざまな職種の任用を行っておりますが、それら含めて、各課部局と必要数について、今、打ち合わせをしているところでありまして、大幅に4月1日からこの制度が変わるものですから、今までどおりということではなくて、しっかりと職場の中のそれぞれスタッフの立ち位置などを含めて検証しながら、どの部局にどれだけの雇用職員数が必要なのかということも含めて、心新たに、また行政運営の状況をしっかりと確認しながら、この会計年度任用職員が必要であるということも含めて判断をさせていただくということにさせていただきます。

二つ目の対象となる方々の声を聞くことが大事との御質問であります。制度の構築及び運用につきましては、それぞれ働く皆さんの御意見として、まず役場職員組合ともしっかり話し合いを行いながら進めておりました、一方的な制度の押しつけにならないようにとり進めているところであります。

また、現在の臨時職員等として働いていただいている方々につきましては、この制度の説明をしっかり行いながら、来年度の任用に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

任用につきましては、あくまでもそれぞれの長の専権事項でありますから、長としても責任を持ってしっかりとした制度構築をしていく所存でもあります。

3番目の制度の目指すところについての御質問であります。議員御指摘のとおり、今回の法改正につきましては、非正規労働者の処遇を改善するという目的もありますことから、国の目指します働き方改革の実現を視野に入れた新たな制度を構築してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、臨時、また、非常勤の職員の任用条件につきましては、これまでよりは向上されるものと考えておりますが、職員数の適正化や、また、財政状況も鑑みながら適切な運用、また、効率的な行政組織となるべく対応してまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今回の制度が適用される対象人数は、今の現時点でのいわゆる非常勤の方々が220名ということの話でしたけれども、全員では多分ないのではないかなというふうに思います。

先ほど、実は帯広で今、委員会でやりとりがされていまして、そちらのほうを少し勉強させていただきましたけれども、国が言っている対象人数の3分の1から4分の1が実際の対象になるような、2,400人に対して700人ぐらいの話を、今、委員会のほうでしているようですが、それは帯広市は帯広市なので、全然機構も違うので、本町がどうこうということではないのですけれども、そういう意味でも、今のいわゆる臨時職員等の状況がどういう状況なのかというのをまず正確にとらえながら、この制度を採用して、この制度にかかわらない方々もいらっしゃるというふうに思うのですけれども、そことのバランスをどうとっていくかということが結構重要な部分だというふうに思います。

その点について、①と同じ中身ではあるのですけれども、本町においては、この制度を適用していく今の臨時、非常勤の方々がどの程度の割合になるのか、どんなふうに考えているのかということと、この制度が適用にならない対象にならない方々とい

うのは、現状どおりで移行していくのか、また新たな対応となるのか、その辺について①関連で伺いたいと思います。

②の対象となる方々の声を聞くということは、今後続けていくということで、それはよろしいです。

③のいわゆる今働いている状態より、より働きやすくなった、待遇が改善されたという声が聞けるようになることが最大の目的だというふうに思うのです。

それでそのことは、私の考えですけれども、人口減の中で、とりわけ若い方々の働く場所というのは、本町においては、農家もちろんありますけれども、やっぱり役場というのは重要な職場の一つだというふうに思うのです。ですから、今回の制度改正がそういうとりわけ若い方々の職場として、定住に少しでもつながっていけばなというふうな期待も込めて質問しているわけですけれども、それとあわせて、一定の財政出動も必要になるわけですが、給与等のお金が、このまちの中で回ることによって、町の経済にもプラスの影響はあるだろうというふうに思われる、そういうふうなことも含めて、経済振興の一翼を担うことが、今回の制度改正で新たな職員制度の誕生で、そういうことにもつながっていくのではないかなと私は考えているわけですけれども、その辺について単に制度をどうやってつくっていくか、変えていくかということだけでなく、やはり本町の将来の人口とか経済とかということに少しでもつながっていくような、そういうことも含めて、本町としても制度を構築していただきたいなというふうに考えているわけですけれども、その辺についての議論というのをあわせてしていくべきだというふうに思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、私のほうから、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、会計年度任用職員制度の考え方でございますけれども、私どもがとらえておりますのは、今いらっしゃる臨時職員、あるいは施設の管理人、そしてパート職員等々いらっしゃるけれども、基本的には、これらの方が今回の会計年度任用職員制度へ移行していくということで基本的にとらえています。

ただ、帯広市さんの状況というのは、私ども詳しく把握をしておりませんので、先ほど阿保議員のほうからありましたけれども、例えば4分の1なり3分の1というのがどういう経過なのかというのはちょっと今わかりませんが、私どもの考え方としては、基本的に今までの臨時職員ですとかパート職員というのは全て会計年度任用職員に移行するということになります。ですから、来年の4月以降というのは、本当にこの会計年度任用職員制度の一本化ということになるのかなというふうにとらえ

ていますので、実際に制度の適用となる方という部分でいきますと、今、220名ほどいらっしゃると思いますが、基本的にはその方たちが対象になるかと思います。

ただ、町長の答弁のほうからもありましたけれども、今現在、制度の確立に向けて制度設計をいたしながら、各部局、担当のほうと今やりとりをしております、例えば適正な配置というのがどうなのかですとか、そういったところも含めて、今、検証している最中でございますので、実際、最終的にどのような形になるかというのは、今しばらくちょっと時間がかかるのかなというふうにとらえております。

あと、待遇改善の関係でございますけれども、町長の答弁のほうでもありましたけれども、任用条件等につきましては、今までよりも向上するものというふうにとらえております。一つの例でございますと、今、例えば月額支給されている方、時間給で支給されている方ですけれども、今度の会計年度任用職員に移行していく段階では、それぞれその部分というのは改善されるものというふうにとらえております。会計年度任用職員になれば、期末手当等も支給されることとなりますので、そういった部分では改善されるのだろうというふうと考えております。ただ、そういったものには当然財政の負担も生じますので、その辺の試算等も含めて、今後、詰めていきたいというふう考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 基本的に処遇改善につながるというふうにとらえてよろしいのかなというふうに思いますし、そのことが一番求めたい部分だし、そうあってほしいと願っていた部分であります。

それで、先ほど町長が、基本的に1年ごとの契約、任用だよというお話で、これもほかの自治体での議論では、やはり法的にそれは決めているわけではないけれども、自治体の働く人、あえて自治体の職員という言い方にさせていただきますけれども、自治体職員としては、いろいろな採用の機会を設けなければならないというのも一方にあるということで、なかなか何年も続けてという考え方にはならないまちも多いというふうに私の調べの中ではありました。

そうは言っても、やはり人口減の中で、なかなか働く人が少なくなっている中で一定の、わかりやすく言うと安定した職場としてのありようはあるというふうに思うのです、役場として。ですから、国の制度の中では、5年目以降はないけれども、4年目まではいいよというような話もあるというふうに聞いているのですけれども、1年ごとということではなくて、3年、4年という形の中で、同じ方をということはできるのではないかなというふうに思うのです。それは5年以上やったらだめだよという法律はないというふうに理解しているのですけれども、その辺についてちょっと

確認をしながら、職場によっては長年勤めていただいたほうがありがたいなというところもあると思うのです、現実的に。ですから、そういうことになると、処遇改善とあわせて一定の期間働いていただけるという、そういう考え方も成り立つのではないかなというふうに思うのですけれども、その点についてどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

それから前に戻りますけれども、②で対象となる方々の声を聞くことも大事と考えますと。現在の220名の臨時の方々全員を対象にするというのは、僕もちょっとそういうことだというのは私もびっくりしましたけれども、予想していなかったのですけれども、そうとなると、やっぱりそれぞれの事情というのがいろいろあって、そういう声をやっぱりきちんと聞きながら、制度の説明、先ほど一言で言えば今より待遇、処遇がちょっとよくなりますよということも含めて、知らしめていくということが大事だと思うのですけれども、まだ職員組合等との話し合いも今始まったばかりのような趣旨だったと思うのですけれども、期間がありますよね。来年の3月までにとにかく、現実的には多分ことし中に条例提案がされないとなかなか厳しいのではないかなというふうに予想するわけですが、その辺の進め方について、どのような考えをお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 今の御質問の答弁でありますけれども、全体的に採用するということでありますけれども、ちょっと前後するかもしれませんが、まず、会計年度職員ですから、基本的には会計年度、年度の採用ということになるということをご理解いただきたいと思っております。ただ、5年とかという、今、御質問ありましたけれども、それは私どもは認識しておりませんが、これは担当のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますが、基本的には単年度、単年度というか、会計年度、会計年度ですけれども、結果として再任用を妨げませんので、それは結果的に、例えばAさんが、ことしいっぱい今年度いっぱいだけれども、また必要として次年度も、結果として4年になった、5年になったということは、これはあり得ることです。それは継続して何年間もずっととか、例えばずっと働けるのですよとか、何年間働けるのですかという、そういう雇用形態ではないということをご理解していただいて、あくまでも会計年度、その年度、年度の採用で1年ずつ継続するか、そこで雇用が切れるかということの、そういう制度になっていくということをご理解いただきたいなというふうに思います。

そして、二つ目ですけれども今の臨時、パートの皆さん方、220名全員かということですが、どの方がどうということを選別できませんので、今、頑張って働いていただいている方々にそれぞれ聞き取りというか、御説明をしながらお話をさせ

ていただいて、そして職場の中もあわせて、各部局でどれだけの今までと含めて、今度は財政出動もかなり厳しくなるわけですから、そういうことを含めて、自分たちの働き方も含めて、しっかり職員の間でも、各部局でもどれだけの任用職員が必要なのかということも含めて、しっかりと検証していただきながら、これからの部分については、それぞれ対象となるべく人たちの声をしっかりと聞きながら、そして説明しながら、最終的に人数も、そしてまた、それぞれ人もこれから決めていく、そういうスケジュールにしたいなというふうに思います。このスケジュールと、そしてまた、今ご質問ありました、年度が5年というようなことの一つの節目ということですが、この部分については担当のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、任用の関係です。国の制度がどのようになっているかというのは、ちょっと私、把握をしておりますけれども、あくまでも今回の会計年度任用職員というのは、町長から答弁がありましたとおり、その年度内の任用となりますので1年ごと、最長で1年ということになります。ただ、再度の任用は可能ですので、そのような形での運用となりますし、制限を加えるものではないというふうに考えておりますので、あくまでも任用形態としては1年ごと、最長1年の任用ということで、制度としてはなっております。

ちょっと補足ですけれども、任用するに当たって職員と同じように条件つき採用になります。ですから4月に、例えば会計年度任用職員として採用された方というのは、1カ月間条件つき採用となりまして、職場での勤務を通じて職務遂行能力を観察し、その結果がよければ正式採用というのがこの制度の中での決めなのですけれども、例えば次の年、再度任用された場合、また同じ条件つき採用になります。法の中でそこが明確にされておりますので、そういった意味での会計年度ごとの採用ということでは徹底をされているのかなというふうに考えております。

もう1点、今後のスケジュールの関係でございますが、今、予定をしておりますのは、10月の下旬から11月の上旬ごろに、この会計年度任用職員制度についてある程度整理ができるかと思っておりますので、議員協議会を開催をしていただいて、その場で全体説明をさせていただきたいというふうに考えております。11月に臨時議会を開催して、そこで条例案を提案させていただきたいなというふうに今予定をして、今準備を進めております。

職員の方への説明につきましては、11月ごろになるかと思っておりますけれども、議員協議会での説明が終わった後に、順次各職場で、どのような形で進めていくかという

のはこれからですけれども、対象となる職員の方への制度説明、こういったものを行っていききたい。

今回の会計年度任用職員は、改めて募集を行って、そして応募してもらおうということになりますので、その職員募集については、年明け1月には行っていききたいと考えております。

今、このようなスケジュール感で準備を進めているところです。

以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 大体11月中に説明までいくということですが、220名とさっきおっしゃったので、その220名の皆さんに今の働いている状況と今後の働き方が変わるということをきちんと説明していくということが何よりも大切ですし、先ほど来、申し上げているとおり、会計年度任用ということになれば、一定の待遇、処遇改善にもつながるし、身分保障にもつながっていくというようなことが今回のことで非常に重要だというふうに思っているわけですが、先ほどちょっと申し上げたとおり、地方のこういうまちで、やはり一定の働く場所があるということが非常に重要だということがまず第1点です。人口減対策という意味で今言っています。

それとあわせて先ほど冒頭に町長から全国の状況、そして本町の状況で、いわゆる非常勤、あのころは非正規という言葉も使っていましたけれども、そういう職員が、実際のところ本町でいうと役場の半分を占めて、町民の皆さんのために仕事をしているというのがもう現実となっているから、やはりそういった人たちの処遇や待遇をきちんと安定していくということは、非常にまちづくりにとっても重要ですし、先ほど来、申し上げているとおり、ここはちょっと町長の見解を伺いたいのですけれども、やっぱりこのまちで住めるということが大事なことだというふうに思うのです。当然、そこで人口増とあえて申し上げませんが、一定の歯どめになっていくような、そういうことにもつながっていくのかなというふうに思うのですけれども、そういうことも含めて、この制度の改善を大切に考えていくべきだというふうに最初のほうで申し上げたのですけれども、その辺についての一定の考え方を伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 阿保議員の御質問のとおりだというふうに思いますし、現実、本別の行政組織というのは、管理部門の俗にわかりやすく言えば、事務職だけではなくて現場がありますから、病院から医療、保健福祉、全般にわたって現場、第一線がありますよね。ここを何といても支えていただいているのは、圧倒的にやっぱり臨時、パート含めて、今回の改正の会計年度職員に該当する皆さん方が支えていただい

ていることは間違いありません。平成12年をピークにして、交付税もどんどんどんどん下がって、17年には大変な状況になって職員採用も全然できなくて、ざっと言えば管理部門だけでも50名以上の職員を採用できなくなったというような時代があって、それでも現場は縮小するわけにはいきませんから、管理部門はそういう部分でかなりみんな頑張って職員減も含めて対応してきましたけれども、現場第一線はなんたってそれぞれ大事なというか、直接命や健康を預かる場所ですから、そこはそういうことになりませんので、必ず人的な採用をしていただかなければならないところでありまして、そこをしっかりと支えていただいた皆さんですから、それで220名全員かということなのですが、基本的にはその支えていただいた方々が220名の皆さんですから、そこをしっかりと制度説明していただきながら、引き続き本町のまちづくりにとって必要な、大切な人材ですから、そのことを大事にしていくということがあります。

結果として、そのことがまちの雇用の場だとか、また、人口減も含めて、まさにまちを守り支えるという大事な人材でありますので、そういう意味も含めて対応していきたいなと思っています。町内的には、もちろん農協も今まであったとか、製糖会社だとか、そういう大きな企業が、たくさんの雇用がありましたけれども、時代とともに、そういうなかなか機械化だとか近代化含めて対応がなくなりましたけれども、やっぱり必ず人が支えなければならない部分というのは、これはどこもあるわけですから、そこも含めて、これからまちを支える、そしてまた、大事な現場を支える人材をしっかりと雇用させていただきながら、まちづくりにしっかりと御協力いただける環境を整えていきたいなというふうに思いながら、今回の改めて会計年度の任用職員のことについては、しっかりと説明させていただきながら、また御協力いただける環境をつくってきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） もう1点だけ。待遇、処遇改善、それから手当等の新設や改善等、具体的な内容、あるいは金額的なものというのは、私の理解では、各町村の考え方によるというふうに押さえております。ただ、本町においては、例えば池北3町とか十勝の中の一つのまちということもあわせて考えたときに、その辺の、簡単に言うと足並みですか、そういうふうなことも含めて考えていかなければならない面もあるのではないかなと思うのです。どこそこのまちが一番待遇がいいよという話というのもどうなのかなと、それは余りいいことでないように私も思うのですけれども、その辺の考え方だけ最後に伺いたいと思ひます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えをさせていただきます。

諸手当の関係ですとか、休暇等の関係でございますけれども、基本的には、現在、取得ができる、例えば特別休暇、こういったものは現状のまま継承していきたいというふうに考えております。ですから、今の、例えば現状よりも下がるということはなく、とりあえず現状のまま移行したいというふうに考えていますし、諸手当の関係でございますけれども、一応会計年度任用職員の制度上認められているものに沿ってのことになりますけれども、例えば通勤手当ですとか時間外、休日給、それとか特殊勤務手当ですとか、そういったものは制度上認められておりますので、それに沿って支給をしていきたいと考えております。

議員の御質問にありました、近隣町村とのすり合わせでございますけれども、詳細、すり合わせているわけではございませんけれども、ただ、今後ある程度制度設計等が煮詰まってきたときには、ちょっとその辺も必要なのかなど。ただ、日常的な情報交換というのはありまして、どちらかといいますと本町のほうにいろいろ問い合わせをいただいていることもあるのですけれども、そういったことの情報もある程度集約しながら、町としての制度設計というのは詰めていきたいと考えております。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは、2問目の質問を行います。

2問目はごみ収集、生ごみ対策の改善はということで質問をいたします。

本年4月より、新たな体制でごみ収集が行われています。生ごみは燃やすごみに分別されていますが、週1回の回収では、特に夏場は困るとの声があります。

また、いわゆるボランティアごみも分別が必要で、善意にブレーキをかけるのではと危惧しています。ボランティアごみというのは、自主的に道や歩道などのごみを拾っている方が何人か、私、見えています。そういう方の一人にちらっと話を聞いた話です。

新たな体制でごみ収集が始まり、半年過ぎましたけれども、町民の中からは燃やすごみに分別されている生ごみの回収が週1回で、保管がなかなか大変だと率直な声を聞きます。コンポストの活用などで堆肥化を行っている方もいます。

また、残念ながら道路などに捨てられているごみがありますが、これを拾っている方もいます。ボランティアごみの扱いがなくなって、拾ったごみを分別する必要がある。出鼻をくじかれる感があると率直に話されています。

帯広に近いまちでは、燃やすごみ、生ごみ回収は、市街地なのですけれども、週2回となっているまちがかなりありますけれども、本町を含む3町は週1回ということで進められてきました。週1回のところはこのほかにも幾つかあります。そういうところなのですけれども、そういう現状で今進められている。

それから、ここには書きませんでしたけれども、新たなごみの収集については、そ

れぞれ説明会が行われていて、担当にちらっと聞いたところによると、その中で生ごみを出せるのが1回減るということについては、余り意見は出なかったというふうに聞いておりました、これは私の考えですけれども、実際にやってみて、あれっ、という状況だったというのが正直なところなのかなというふうに思っております。特に夏場はなかなか大変なことになっているというふうな声は間違いなくあります。

そういうことで、①ですが生ごみ処理については、コンポスト活用可能な方には、購入に何らかの支援策を考えてはどうかということで、対応を伺いたいと思います。コンポストの話は相当昔にありまして、長所短所があるということで、ただ、現時点でも、まちなかを歩くと結構庭などの片隅に、町長のところにもあるようですけれども、コンポストで頑張っって堆肥づくりしながら処理しているということで、最初のころのコンポストの話のときには、町として何とか支援できないかという話もありました、一定の金額を。それで、何であえてまたここで出したかといいますと、回収を1回ふやすとなると何千万円単位でお金がふえると。それを支えるごみ袋となると、コンポストどころではないのだろうなということも含めて、そういう意味も含めて、①で、ちょっとコンポストを改めて考えてはという意味で質問をしているところです。

②ですが、結構朝早くに散歩されている方の中に、袋を持って歩いている方がいて、あるいは車、途中でハザードをつけてとまってごみを拾っている方がいたり、非常に素晴らしいなと思っております。同じようなところに同じようなごみが落ちているのも、ちょっとこれは残念な部分もあるのですけれども、いずれにしてもそういう善意のボランティアでやっている方々が、以前と比べると、以前はボランティアごみという、共用ごみ袋といいましたか、一つに全部入れて出せるという状況だったのですけれども、今は基本的に中身によって分別するというので、一般的に捨てられているもので言えば、ビニール、プラ系統、缶系統、そして生ごみになるようなもの、そういうものが多分一緒になって捨てられていることが多いのかなという状況なので、最低2分類は必要なのかなというふうに思っております。

そういうような状況の中で、分別の袋をそういうボランティアをやっている方に町として、枚数は別ですけれども、一定数無償で供与するということを考えられないだろうかという提案です。これはやはり善意というものをどうとらえるかということだと思っております。やっぱりこれに応えられるようなまちであってほしいし、基本的にはそんなごみは落ちていないのがもちろん理想ですけれども、現状の現実ではそういうことがあるということで、町として一定の何か方法論として、ただはいと渡すのではなくて、いろいろな方法があるのかなと。

ちょっと小耳に挟んだのでは、高校生が来るということなのですけれども、高校生で拾っている方がいるというのはちらっと聞いたり見たりしています。そういうこと

も含めて、こういうこともまちづくりの一つだと私は思うものですから、財政出動は非常に難しいというのはもう十分わかっていますので、今ある手段の中で、ちょっといわゆる決まりの行間を読む、そういうことがぜひ町の中でやってもらえないだろうかというふうに思う次第で、②の質問ということになりました。よろしくお願ひします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁、高橋町長。

○町長（高橋正夫） 阿保議員のごみ収集、生ごみ対策の改善の質問の答弁をさせていただきます。

高校生、大変御苦勞さんでございます。本町のこの議会の中でこんなに多くの生徒の皆さんに来ていただいたのは初めてかと思いますが、少し緊張しながら答弁をさせていただきたいと思いますが、本当にありがとうございました。

新たなごみの処理体制が始まってからちょうど6カ月を迎えるところでありますけれども、昨年からごみの出し方について、足寄のくりりんセンターから帯広に収集体制が変わるということで、住民説明会だとかを実施しながら、また、広報誌でのお知らせをして、町民の皆さんに新しい収集体制に対する協力をお願いしてきたところであります。

このごみ収集につきましては、特に今、御質問のありました部分の生ごみの収集が週1回となるということで、町民の皆さんにどれだけの御意見をいただくのかなと思ひながら、私も住民説明会には極力出席させていただいて、御意見を伺ってきたところですが、多くの御意見の中には、やっぱり悪臭の防止対策、そしてまた、ポリ袋や紙袋など、小分けにして管理をお願いしているということで、提案する側が、非常に今までの処理体制は生ごみ袋もポリで、どっちかという生分解できるような薄い袋を使っていましたけれども、今度は収集して燃やせるごみということも含めて、かなり厚い袋の中で、また、それをポリ袋だとか新聞紙などにくるんでにおいを防ぐ、また、それをまた物置きだとか、それぞれ必要なところに保管をしていただくということの説明をさせていただいたところ、このごみ収集が週2回から1回になることについては、今御質問ありましたようにそれほどの御意見がなく、処理方法についてそれぞれ工夫をしていただいていたところだと思ひています。

今、このごみ処理が1回から2回にするということになりますと、単純に言いますと、今の処理体制を倍にしなければならないということでもありますし、また、それに

対するコストというのも非常に上がります。最低限工夫しても、節約してもパッカー車1台、さらにまた、それに添乗します職員の方が2名は最低限必要だということになりますので、大幅なコスト増にもなるということも含めて、ここら辺は町民の皆さんが一番願っていましたがみ処理手数料の値上げやごみ収集委託料の増額にならないということで、この住民説明の中でも一番御意見をいただいたところでもありますから、このごみ処理手数料の値上げを懸念する意見、また、現状のままで何としても対応していただけるということを含めて、多くの御意見をいただいたところでありまして、その点についても報告させていただきながら、まず1点目の御質問の答弁をさせていただきます。

生ごみ処理に対しての一般家庭の生ごみ処理容器の支援策についての御質問であります。御質問の中でも阿保議員もおっしゃっておいりましたけれども、本町もしばらくこの問題についてはずっと協議をさせていただいて、このごみ処理容器についての補助も含めて、全町で推進をするという形の中で取り組んだ経過があります。私もその中にいましたから、私の自宅も先ほど質問ありましたように、それぞれ数台取りかえました。さらに、コンポストというのは商品名ですから、容器でやるということになると、最初は順調にいくのかなというようなイメージを持ったのですが、実際にやってみると、非常に悪臭のもととなったり、また動物が周辺を、穴を掘って中を出すだとか、いろいろなことがあって、そしてもっとひどいのは、やっぱり生ごみですから、ハエの発生源になったり、非常に逆に悪臭や環境問題を含めて、扱いが非常に難しいということを含めて、全町的に取り組んだ結果、これについては、そういうことの環境にはなじまない。なかなか取り扱いが難しい部分を含めて、これはそれぞれ個人で努力されて実施している人ももちろんおりますが、全体での取り組みについては、非常にこれは難しいということで、この部分については取りやめということに実はなってきた経過があります。

さらに、家庭の中で、住宅の中でできるということで、電動式の処理機もかなり推奨がありました。私自身もそれをつけてやった経過があるのですが、残念ながらこれも家庭の中でやると、住宅の中でやると悪臭もひどくて、ほとんど機能しないというようなことになって、逆に経費、コストばかりかかるということになって、大変なことになって、この後の粗大ごみになって、また処理にもえらいことになっている。

そういう経過もずっとたどってきましたけれども、このごみ処理容器につきましては、特に半年間、単純に言えば夏場だけしか使えないということもありまして、冬場の管理なども含めても、これは実態としてはそぐわないということで、この生ごみの処理の容器を活用して減量化するという点については、それぞれ大変維持管理が難

しいということで、現時点でのご要望であります、この制度をしっかりとということですが、このことについては実施するという事は非常に困難であろうというふうに思います。

そういう経過を含めて、池北3町で処理体制が変わったときに、生ごみ専用の堆肥化にするラインを設けて、実はあのような足寄のくりりんセンターで堆肥化にして、それぞれ町民に還元すると、こういうような体制にしたことも、そういう経過でもあります。このことについては、また別な方式ということであれば、また検討が必要かと思いますが、現時点での御質問の内容については、まだまだ私どもの今までの経過からして、非常に困難であろうと、こういうことで申し上げたいと思います。

次に、2点目のボランティア清掃のごみの取り扱いについてであります。清掃活動を実施されている自治会や団体、また、さらに従来と同様に無償で公用のごみ袋を提供しておりますが、ごみ処理体制が変わったことで、公用の埋め立てごみ袋から公用の燃やせるごみと公用の燃やせないごみに分別する必要があるとして、これまでとは取り扱いに違いが生じておりますので、申請の受付時にはその点を説明をして御協力をお願いしているところであります。

また、ボランティア清掃の御質問であります。多くの自治会や団体の皆さんにも御協力いただいて、ごみのないきれいな、清潔なまちが維持されているということには、本当に心から感謝申し上げたいと思いますし、また、御質問にありましたように、個人的に、散歩の途中だとか、それぞれ気がついたときに収集していただいている方もおります。これも今までもそういう方が自治会を通してそういう申請があった場合、また、自治会からそういうようなお話があった場合については、直接その収集のボランティアをしていただいている方々に、ごみの収集の袋を提供させていただいているということも事実でありますから、今後とも、これら本当に善意で取り組んでいただいている方々には、あくまでも、これからは自治会を通して申請をいただくことによつて無償提供するという事は、私どももこれからはっきり続けていきたいなと思いますので、逆にありがたく感謝申し上げながら、今後についても、今も実施してありますが、これからは問い合わせや相談にも応じますし、また、ぜひ自治会からの申請もいただきながら、連絡いただければ今までどおり対応させていただくということも申し上げて、答弁とさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 1番目の①のコンポスト、商品名ということで、生ごみ処理容器なのですけれども、当初から見るといろいろな改善が加えられているというふうに思いますというか、確認しています。例えば、町長おっしゃったように虫の関係で

いえば、ふたの裏にそういう対応できる殺虫剤というか防虫剤をつけたりとかあります。もちろん100パーセントではありません。一般論で言うと1個、2個ではなかなか対応できないから、町長も四つあるというお話をしていたようですけれども、そういういろいろな対応はあるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、今までの生ごみを足寄に集めて堆肥化するということがなくなったことが、やはり実際に半年、現体制で動いてみて、ちょっと声が出てきているというのは、これは現状としてそういう声が出てきているので、何とかここを改善しなければというふうに思って、今回の質問ということになったわけで、過去に取り組んだ経過があるけれども、なかなか当初の目的に至らなかったと、生ごみ処理容器はなかなか大変だということが一定の結論だったというふうに、今おっしゃったとおりだと思いますけれども、一定の改善も加わっているもので、私はまた機会があれば、この次も含めて、この後にも、改善点も含めて提案はしていきたいと思っておりますが、今回は今までの経過を踏まえた上で、なかなかそれは難しいということで、了解をしたところです。

②ですが、幾つかの自治会で、旧農地、水事業、現支払い交付金事業等を活用して、地域を挙げて道道や町道、あるいは農道のごみを拾うという地域が幾つかあると思います。私たちの地域も全部で四つの自治会ですけれども、みんなでやって、町の方にも、今回、新たなごみ収集ということで、御指導、御鞭撻をいただいたという経過がありますけれども、先ほど町長の答弁の中で、個人的に拾っている方もいらっしゃるということで、そういう方には自治会を通して申請していただくというような話だったと思うのです。それはそれで個人にそういう袋がわたっていけば、それはありがたいことなのですけれども、そこはやっぱり個人で来て、こういうことで拾っているのだけれども、袋をもらえないでしょうかということにはならないのか。やはりどうしても自治会という中で進めていただくというような考え方なのか、その点を再度確認したいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、今、御質問にありましたように、地域の、直接支払い制度の地域の環境整備の中でやっていただく、また、空き缶ポイ捨ての対策だとか、ずっと自治会、衛生組合を中心に、それぞれ地域の中で、多くのごみ処理含めて、ポイ捨ての処理だとか、また、不法投棄も含めてですけれども、衛生組合の役員の方々だとか、そういう方含めて、本当に多くの活動をしていただいていますから、そういう団体や、また、自治会などの活動については、収集のごみ袋というのは、それは対応は十分させていただかなければならないと思いますが、そのほかに、今御質問ありましたように、個人でも、今までもあるのですけ

れども、実はこのエリア、ずっと毎日散歩しているのだけれども、本当に数年前からそういうことが行われていると聞いた部分については、自治会の皆さん方からも、この地域はこういうことをやっていただいているという、そういうことをお聞きして、それでは、せめてごみ袋ぐらいはということも含めて提供させていただくという経緯もあります。ただ、これは個人個人で、一人一人がそれぞれ主張、そういうボランティアをやっていただいているということも、そこもちろん即座に対応するということもあるのでしょうか、担当としては、あくまでもそういう確認もしながら含めて、やっぱりできれば自治会の皆さん方からそれぞれ紹介があったり申請があれば、より対応しやすいということでもありますから、そのことも含めて、個人の部分についてはそういう対応をさせていただいて、しっかり個人の善意に応えていけるようにしていければなというふうに思っておりますので、そのことについてはぜひそんなことで対応させていただきたいなというふうに思っています。

あとは、個人でやっていただく部分についても、最近、散歩してきている人がたくさんおりますので、それぞれの地域で、そういうポイ捨てだとか、ごみが散乱している部分について、収集していただくということは非常にありがたいことでもありますから、できる限りそういう部分についてはしっかり対応させていただくように、これからも担当も含めて努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 自治会を通じて個人的な部分も申し込むということの考え方は理解はしたところですが、私を見る限りでは、本当にそういうことなしに、拾っている瞬間までは見ているのです、それぞれの袋で。そういう人たちが、そういう共用のごみ袋が、言い方は悪いのですけれども、わりと手軽に町からもらえるということは、一定、あってもいいのかなど。自治会を通してということは、別にやぶさかではありませんけれども、もともとが善意で行う個人のボランティアですから、その部分は直接対応も可能としてもいいのではないかと思うのですが、その点だけ最後に伺いたいと思ひます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） どこかで線を引くという意味ではありませんけれども、やっぱり一つのけじめとして、そういう手続があったほうが、より全体に知らしめていただいたり、また、そういう責任も含めて、きちっと明確になっていくのかなということもありますので、これはあくまでも担当のほうとしても、できる限り直接接ふさせていただいて、そこでということも今までやってきていましたけれども、そういうことを含めて、疑うとかそういう意味ではなくて、本当にそういう善意で活動していただ

いている人に少しでも対応していただきやすいような方法をとっていくようにしていきたいなと思いますので、その辺で理解をいただければと思います。

以上であります。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、2番柏崎秀行議員。

○2番（柏崎秀行） 初めに、本日、初めて傍聴に来ていただきました本別高校1年生の皆さんには、OBの一人として大変うれしく、ありがたく思います。ぜひ有意義な時間にしていただきたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問、変化をするふるさと納税の取り組みについてを質問させていただきます。

本町の2018年度の寄付受納額は5,741万円と発表されています。

2017年度の7,561万円を下回りましたが、その年、3,000万円ほどの大口寄付があったと聞いていますので、毎年少しずつではありますが、寄付額はふえている状況だと認識しています。本町を応援していただいている全国の皆さんに深く感謝を申し上げたいと思います。

本年6月からふるさと納税の仕組みが変わり、返礼品の割合が3割以下、地場産品の調達など、ルールを守らない自治体については、国が対象外とすることになりました。

一方、町税の減少が続く中で、取り組みによっては税収をふやすことにつながる効果の高い制度であると強く思うことから、以下、3点について考え方を伺います。

一つ目といたしましては、本年6月の制度改正以前の返礼品割合と、それ以降の返礼品割合の変化に違いがあるのか、また、地場産品の調達について問題はないのかを伺います。

二つ目、今回の制度改正によって、自治体間の返礼品競争も落ち着き、本来の目的であるまちをよくする取り組みと、その結果にも寄付者の目が向けられると考えます。寄付金の活用によって町がどのように変化しているのか、PRすべきです。寄付金の全額を当該年度の事業費として活用するなど、寄付者の意向に沿った取り組みをどのように進めていくのか伺います。

三つ目、庁内のワーキンググループの進捗状況をどのように評価しているのか。

また、寄付額の増額と、効果的なPRを行うため、専任担当職員の配置など、前向きな取り組みを行っていく考えがあるのか伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 柏崎議員の変化するふるさと納税の取り組みについての御質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の御質問につきましては、本町におきましては、本年6月以前も以降もですが、返礼品の割合は3割以内として実施をしております。

また、地場産品の調達につきましては、現在、取り扱いをしております返礼品全てが問題なしということで、北海道を通じて総務省にそういう判断を受けていただいております。令和元年の5月14日にふるさと納税の対象となる地方団体として総務大臣より指定を受けたところであります。

2点目の御質問であります。議員の御指摘のとおり、本来の目的であります、まちをよくする取り組みと、その結果に寄付者の目が向けられています。

本町におきましては、平成18年度から、延べ1万936人の方々から2億1,769万2,000円の寄付をいただいたところであります。

この寄付金を基金として積み立てながら、歴史民俗資料館の特別展示事業や、本のまち夢づくり講演事業、農産物加工設備品の整備事業、さらに、保育料の軽減事業や学校給食費多子世帯の軽減事業を、寄付者の御意向に沿う形で、7,338万6,000円の基金を活用して実施をしております。

歴史民俗資料館への町内外からの来場者増や、図書館と農産物加工施設の整備によります利用者の確保、また、子育て世帯への支援によります子育て環境の充実など、これらに取り組んできたところでもあります。

この実績につきましては、ホームページや広報誌で公表して、寄付をいただいた方々への報告をさせていただいておりますが、今後はより一層、ふるさと納税を活用した事業のPRを積極的に行いながら、本町への寄付をいただいている方々をさらにふやしていきたいというふうに考えているところであります。

3点目の御質問であります。庁内のワーキンググループの進捗状況でありますけれども、令和元年5月以降、今まで4回の会議を開催をしております。本町の魅力あるまちづくりにつながる事業を、現在、積み立てております基金の活用、もしくは、新たに実施をする事業に対して直接寄付を募る方式を導入して、寄付をふやすことを目的として、具体的な協議を進めているところであります。

現在のところは専任の職員は配置しておりませんが、庁内ワーキンググループにおいては、横断的な連携によりまして、情報の共有や研究、協議を進めて、町内外の方々に応援していただける、本町の魅力あるまちづくりの事業をPRして、ふるさと寄付の事業として、寄付金を活用した事業がそれぞれ発展していくように、新たな取り組みの実施に向けて、今後も引き続き慎重に協議を進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、寄付による財源の確保とともに、本町の魅力を発信して、ふるさと納税の、自分のふるさとを大切に思い、寄付という形の中でふるさとに貢献

するといった本来の趣旨から逸脱することなく、魅力ある自治体に寄付をしたいという寄付者の要望をしっかりと意識をして、将来的にまちの活性化につながる事業となるように進めていく考えであります。

また、今後とも議員各位の特段の御協力、御支援もいただきながら事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま町長のほうから答弁いただきました。

何点か再質問させていただきます。

1番目の返礼品の割合と地場製品の活用という中で、本町、サイトに出している中で、大手企業の返礼品が上位を占めているというのが現状であると認識しているのですけれども、それはそれで、やはり大手の商品、魅力のある商品、地場製品を活用しているということで、大変必要なものだなという認識はしていますが、やはり地場製品の提供を伸ばすには、どう考えているのか。今、2社のサイトを使って宣伝とかPRを行っていると思うのですけれども、これが4社になるというふうな情報もあるのですが、4社にするというような根拠と、目標設定はあるのかというのを1点伺いたいと思います。

1番項の中で、もう一つですけれども、なかなか地場製品を活用するといったときに、何がいいのか悪いのかということを探るには、提供者との話し合い、会議というものが必要になってくると思うのですけれども、どのぐらいの回数、その提供者との打ち合わせなどを行っているのかというのを伺って、1番項とさせていただきます。

二つ目といたしましては、先ほど町長のほうから、累計2億1,700万円ぐらいの寄付が集まっていると。本町では、基金として積み立てて、次の年度に活用するというやり方をしていると思うのですけれども、やはり寄付者の意向という中では、こういうことに使ってくださいという中で、それを見えるように、なるべく当該年度で活用していくという考えはないのかというのが一つです。

それと、先ほど寄付者の6点ぐらいから選ぶと思うのですけれども、福祉でまちづくり推進事業、自然との共存環境保全事業、本のまち夢プラン、消費者と生産者を結ぶ農業の推進事業、資料館、町長にお任せ6点の中から選ぶのですけれども、なかなかその中で、ここに使ってくれというような感じを何となく見受けられないというような感じはするのですけれども、先ほど答弁の中に、子育て世代の充実といったことにも使っているということで、その細目を細かく、なるべく選びやすくというような方向性に持っていくという考えはあるのか。なかなか条例改正だったり要綱の変更だったり、大変なこともあるのですけれども、寄付者の意向に沿うには、もう少し選びやすくしたらいかかなと思います。

3点目のワーキンググループですけれども、この議場で総務課長のほうから、若手の職員でワーキンググループを組んで話し合っていくよというような説明があったと思うのですけれども、4回の会議をしているという中で、どんな話し合いがあったのか、それと、どういう人選をしてそのメンバーを集めているのか。それは人がどうかではないのですけれども、役場の中にいろいろな課があると思うのですけれども、その中でどういう課から、どういう年代の人を集めて話し合っているのかというのをお聞きします。

担当の専任職員は、確かに人事の部分なので、難しいこととは思っているのですけれども、ふるさと納税という取り組みはずっと続く制度ではないと言われていています。その中で、やはり速やかに専任担当職員を置いて、もうそれにしか没頭しないのだというような、頑張るのだという職員を1人置いて、なるべく民間だったり提供者だったり、庁舎の中でも企画振興課の商工観光とか、観光協会とか、NPOと協議する、毎日のようにそういう話をして、なるべく増額をするというような取り組みをするには、早目に専任職員というのは必要だと考えます。

何点かですけれども、再質問させていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問たくさんありますから、もし答弁が漏れていたら御指摘をいただきたいと思いますが、まずは基本的な部分ですけれども、大手の返礼品が多数を占めているということで、さらに2社のサイトから4社にするということでもあります。4社にするということは、私どもまだ認識はしておりませんが、1社から2社にして、より広くこのサイトを広げて、PRも含めて応募しやすい、言ってみればクレジット決済もできるとか、そういうぐあいに、より利便性を高めていくというような方向をとってきておりますが、そして、さらにまた返礼品の中身のそれぞれ検証といいますか、それぞれいろいろ協議をして、それぞれ御指導もいただくというようなことも含めてあります。俗に言うと、地元だけで考えても、町外の人にはなかなか理解してもらえないというか、わかりやすく言えば、売れるものがというか、使ってもらえるものがわからないというようなことも含めて、どうすればより目にとまって、それぞれ多くの人たちに興味を持っていただけるかと、こういうようなことも含めて、サイトの御指導もいただきながら実施しているということでありまして、できればという、話があったのかもしれませんが、これをやるまでに、またそれぞれの、無料でやるわけでありませので、それだけのコストと見合っただけの成果が出るかということを含めて、担当のほうではきっと苦慮しながら、より多くのふるさと納税がふえていくような、そういうことで考えていただいているのではないかと思います。それは今、2社の中ではそれ以上のことについてはまだわかりません。

地場産品との協議であります。それぞれ協議については、それまで出品いただいているものについては協議しながらやってきていますが、それはその後の新しいものができることでなければ、なかなかそれは新しく協議するということになりませんので、それは常にこういう方向をやりたいとか、こういうことがという提案があったら、相談がある取り組みについては十分協議させていただきますが、それ以外は、今、約90近いそれぞれ商品があるということでもありますから、93だということでもあります。そういうことでやっておりますので。

ワーキンググループですけれども、このワーキンググループは、何かを開発しようというワーキンググループでは実は主力はないのです。本町のまちの魅力をどうPRして、まちづくりに生かしていくかという、そういうワーキンググループですから、質問の期待とはちょっと違うのかなという思いはありますけれども、でも、その中で、私ども職員と一堂に、また、私ども理事者側も入ってお話するのには、そういう返礼品のことも含めて、ぜひ一緒になって協議させていただいて、我々のようななかなか発想ができないようなもので、特に若手の職員、これも人事で、誰が、誰かと決めただけでなくて、それぞれ言うなれば自主的に、若い世代の職員の方々がそれぞれチームをつくって、ワーキングという形の中でそれぞれ先行して協議させていただいて、このグループをつくっていただいているということでもありますから、これも逆に職員の皆さん方のやる気と元気をしっかり私どもが期待をしているというところでもあります。

そしてさらに、頑張る職員の専任ということでもあります。これはそれぞれこれから本当に大事なところだというふうに私どもも心得ています。ただ、内部でも協議するのですけれども、私どもの職員とみんなでいろいろなことを検討しても、やっぱり専任的ではなかなか難しいだろうと。専任については、いろいろ人材とか経験とか含めて、それに、言ってみれば新しく立てた人がぜひいてくれればというようなこともあるのですが、ただ、それを1人だけということに頼って、本当にそれができるのかということもいろいろありますけれども、心配をするよりも、まずそういうことを積極的に取り組んでいくということも一つの方式でないかというような方向では話をさせていただいていますので、その是非については担当のほうから答弁をさせていただきますので、この辺もよろしくお願ひしたいと思っています。

本町のふるさと納税、返礼品を取り扱うというのは、他の自治体よりもかなり遅いほうなのです、実は。なぜかという、先駆けて、本別町は個性あるふるさと納税ということで、本別のまちづくりの柱を立てて、平和だとか農業だとか福祉だとか教育だとか、それから本のまちだとか、立てました。これについて、本別のまちづくりに賛同していただけたら応援していただける人は、その個性あるふるさと納税に寄付し

ていただけませんかということでサイトを立ち上げました。これがずっとやっていたので、そこに返礼品をとというようなことが国のほうで出てきたというのは、そのずっと後でありまして、ですから、今も返礼品の中のふるさと納税していただくところの項目の中に、どこに、例えば1万円を本別町に納税いただくことになると、返礼品として、それはどこに希望しますかということでアンケートをとります。そうしたら、町長にお任せもありますし、また、例えば福祉に使ってくださいとか、農業に使ってくださいとか、そういうのがあります。そういうところの部分を含めて、先ほど言ったような項目に分かれているということでありまして、それは御質問ありますように、自由に、もっと広く、やりやすくという部分については、非常にまた幅が狭いのかなという感じもありますので、逆にふるさと返礼品の伴う部分については、そういう項目を余り設けないで、本当に純粹に本別町に対する、そういうことも逆にオープンにしたほうがもっとやりやすいのかなと、そんなこともありますけれども、寄付していただく方は余りそこまで、何に、何にということよりも、そういう本別町ということのほうがずっとまたやりやすいのかなと、そんな気もしておりますので、そんなことも十分に検討させていただいて、広くふるさと納税のやりやすいように、しっかり取り組んでいければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからは以上申し上げて、あと残った部分があれば担当のほうから答弁させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず1点目としてありました、サイト、2社から4社にしたという部分でございます。これまで運営してきた中で、そして今後の状況をいろいろと検討していく中で、今ある2社ではそろそろ頭打ちというか、全国的な状況を見ても厳しいかなということもありまして、それで今回2社を追加することとしております。

特徴としましては、1社は寄付金の使用目的から寄付先を選べる、こういう特色のあるサイトのようにございまして、そういったものを今回設定をいたしまして、全体的な寄付金の受け皿といいますか窓口を大きくしていきたいなというふうに考えております。

続きまして、地場産品の関係で、提供事業者との関係でございまして、これまで何度か私のほうからも答弁をさせていただきました。現時点でまだまだしっかりとそういう場を設けて議論というか、意見のやりとりができていく状況ではございませんけれども、今後もその会議のあり方を含めてしっかりと対応してまいりたいなというふうに考えております。

次に、議員のほうからもありましたけれども、使い道の関係でございますけれども、現在、本町、条例を持っておりますが、これが平成18年から始めました、個性あるふるさとづくり寄付金の関係でございます。今、六つの事業をその中で定めておりますけれども、当初、本別町を未来ある子どもたちに引き継いでいく福祉でのまちづくりですとか、基幹産業である農業から生まれる農産物の付加価値を高めるための事業推進ですとか、そういったことを掲げまして、寄付をされる方の本別町への思いを具体化することによって、寄付を通じた多様な人々の参加による個性あるまちづくり、こういったものを目的としまして、個性あるふるさとづくり基金というのをスタートさせました。その後、26年から今のふるさと納税という形に移行していったわけですが、御指摘のとおり、確かに当時の6事業でございますから、町長のほうからもありましたけれども、やはり寄付をしていただける方、あるいは今後、寄付金を活用していく上で、やっぱりいろいろと改善をしなければならないことはあるのかなというふうには認識しておりますので、その辺は早急に検討して対応してまいりたいなというふうに考えております。

ワーキンググループの関係でございます。町長からもありました、まちづくりをどうアピールしていくのかを議論していく、若手職員が自主的に参加をしているというところでございます。今現在、各課、部局から自主的に参加をしていただいて、現在、11名の委員と、事務局2人で会議を運営をしております。

主なテーマといたしましては、基金の活用事業ですとか、あるいはふるさと納税型のクラウドファンディング、こういったものを今後どうしていくのかというところでの議論を今行っているところでございますので、今後、この辺もしっかりとワーキンググループの中での活動を定着させ、活発化させながら具体的なものを出せるように、とり進めていきたいなというふうに考えております。

専任職員の関係でございますけれども、確かに一つの考え方としては、専任職員を置くことによって、寄付金、あるいはそういった返礼品の充実、そういったことを図っていくというのも当然重要なことだというふうに考えておりますので、これにつきましては、今後、ちょっとしっかりと検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 丁寧な説明、答弁いただきました。

やはり先ほどワーキンググループですか、若手11人、事務局2人ですか、すごく優秀な職員がいて、活発な意見をされていると思います。でも、やはり提供者とか、例えば商工業者とか、いろいろなグループがあると思うのですけれども、そういったグループで話し合う機会というか、役場内だけではなく、提供者や商工業者、いろい

ろな町民と交えて、このふるさと納税について、どういう商品をどう提供していくのかという議論も必要かなと思います。その辺の考え方が一つです。よろしく申し上げます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議員御質問のとおり、提供者、あるいはグループの方との話し合いというのは、今後、非常に大切なものというふうに認識しておりますので、先ほども答弁させていただきましたけれども、会議のあり方含めてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） このふるさと納税について、大変前向きな答弁をいただきました。

最後に1点だけ、町長にお伺いします。

私は、このふるさと納税、いつまで続くかわからないですけれども、1億円に達することを目標にやっ払いこうと考えています。町長はこの1億円に達すると思いですか、思わないですか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 私どももよく考えていたり、いろいろ話題にするのですが、やっぱり売るのが最終的にあるというのは強みだと思うのです。本町も歴史があって、本当に食の安全、安心含めて、本当に豆のまち本別を代表する食品がありますよね。

このふるさと納税に限定して申し上げますと、例えばみそ、しょう油、これだけ無添加で優秀な、納豆も含めてあります、代表的なもの。これは会社の社長さん方ともお話するのですけれども、みそは1回買ったなら1カ月持つよねと、最低。ほかの食べ物だったら、1回みんなで食べたらなくなるとか、1週間でなくなるとかあるのだけれども、例えば隣まちのワインなら、1回抜いたらそのときで終わりだとなるけれども、長持ちするよねと。大事なことなのだけれども、そういうものと比べるとコストからしても、例えばジャガイモを送ります、そしてトウモロコシを送ります、中身よりも運賃のほうが高いのですよね。ですから、なかなかふるさと納税、1億円に、本当は件数からするとなってもいいのだけれども、なかなか金額的にはなっていないのです。というようなことも含めて、やっぱり売れるものというか、売るものをもっとつくりましょうよということも含めて、今、それぞれ話をさせていただいて、今ある、例えば93品目が単独であるとしたら、それをセットにして、もっともっと価値を、興味を高めて、売る方法、扱ってもらう方法だとか、いろいろ考えながらやることによって、最初に阿保議員から御質問ありましたように5,000万円だとか、それを目標ということで、何とかクリアできるように今なりつつありますから、ぜひ今提案の、

やっぱり最低目標、1億円というのは直近の目標にして頑張ればと思いますし、この財源の厳しいときに、これがあれば、より一層またいろいろな政策が、この財源を使ってまちづくりができるということもありますから、やっぱりできればもっともっとそれを超えたいなど、こういう思いでいますので、ぜひいろいろなアイデアだとか、また、方式があれば、またどんどん提案いただいたりアドバイスいただいたりしながら、本当にまちを挙げて取り組んでいければと思いますので、ぜひ食べるものばかりではありませんから、いろいろなものがきっとあると思いますので、よろしく願い申し上げます。

御質問の部分については、私どもも今、提示いただいた金額以上に、もっともっと欲張りながら、しっかり実現できればいいなど、こう思いながら進めていきたいなど思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○2番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、4番石山憲司議員。

○4番（石山憲司） 議長のお許しを得ましたので、2点、質問させていただきます。

最初に、本別町の理科教育の充実についてお伺いいたします。

理科教育設備、観察、実験用の機器等の整備と、本別理科教育プロジェクトへの支援についてお伺いいたします。

小学校、中学校、高校ともに新学習指導要領が告知されました。

理科教育において、観察、実験こそ理科教育の基本であると、新要領では観察、実験を重視しております。

本町では、本年5月、小中高大の連携による理科教育振興、推進を目的に、本別理科教育プロジェクトが開始されました。

道教育大教授は、本別町各学校が共有できるラボパック、実験器具のセットですね、を持つイメージ、一つの実験室をつくっていききたいとのことであります。

また、同プロジェクトでは、イベント会場などでの中高生による小学生を対象とした理科実験等を実施しております。

さきのきらめきフェスティバルにおいても、本別高校生によるステージ上での実験や、ブースにてのロケット発射、また、子どもたちを対象にした竹トンボや紙飛行機作成なども行っておりました。

そこで、お伺いいたします。

1点目、観察、実験用機器の整備について。

現在、町内各小中学校及び高校が所有している観察、実験機器を委員会として把握しているかどうか。

観察、実験用消耗品について、学校側と十分協議がなされているかどうか。

また、新要領で必要とされる観察、実験用機器の確認と、それらを年次計画にて整備が必要と考えますが、お伺いいたします。

2点目、ただいま申し上げました同プロジェクトへの教育委員会としての支援について、考え方をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕）〔登壇〕 石山議員の本別町の理科教育の充実についての御質問に答弁させていただきます。

近年の人工知能の飛躍的進化やグローバル化の進展などによりまして、これからの時代に生きる子どもたちには、社会の変化に主体的にかかわり、一人一人がみずからの可能性を最大限に発揮できる生きる力を育むことが重要であるととらえているところでございます。

新学習指導要領におきます理科教育の目標は、子どもたちが自然に親しみ、見通しを持って観察、実験などを行うことによって、問題解決の能力と、自然を愛する心情を育てるとともに、自然の事物、現象についての理解を図り、科学的な見方や考え方を育てることをねらいとしてございます。

1点目であります、観察、実験用機器等の整備につきましては、学校ごとの備品台帳にて管理をしております、各年度における整備、更新等につきましては、予算編成時において、各学校と協議を重ねながら進めております。

本別高校が所有する理科備品につきましては、所管が北海道教育委員会でございますことから、地教委としては把握してございません。

次に、今回の改訂により必要とされる機材の確認と整備についてであります、今回、理科で新たに追加された学習内容は、音の伝わり方と大小、雨水の行方と地面の様子、人と環境の3点のみでありますことから、さほどの費用をかけずに整備できるものと判断しているところでございます。

いずれにいたしましても、予算編成時におきまして、各学校と十分協議を進めながら対応してまいりたいと考えております。

2点目の本別町理科教育プロジェクトにつきましては、6月議会の一般質問の中でも御説明させていただきましたが、本別高校が実施者となり、公益財団法人から助成を受け、本年度から2カ年にわたり、小中高校における理科教育の共同研究事業を行うものであります。

教育委員会といたしましても、全面的な御協力、御支援を行ってきており、今後も同様な対応をしてまいり所存でありますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 再質問させていただきます。

まず1点目の観察、実験用機器等の整備についてでございます。

ただいま教育長は、各学校において整備しているという答弁であったかと思えます。

私は、これからの学校のあり方として、これらの機器のシェアといいますか、共有化ができないかどうか、それについて改めてお伺いしたいと思えます。

これから実験機器、高額なものがふえてまいります、中学校におきましても。それらを各学校でそれぞれがそれぞれの学校で用意するのではなく、委員会として用意し、それを各学校で使用していただく、こういう方策はあるか否か、答弁のほう、お願いいたします。

また、理科の実験につきましても、どうしても実験用消耗品というのがかかります。これらについて、実際に授業で使われるのは先生方で、小中学校の場合、主に。その先生方の意見によって、もちろん単元によって、いろいろ消耗品等、必要となると思えます。これらも含めまして、教育委員会としてどのように考えるか、お伺いいたします。

高校につきましても、もちろん道立でございますので本町の所管内ではございません。ただ、本別町にはいろいろな本別高校を支えている団体等もいろいろございます。それらを通じて、本別高校の学力向上及び生徒さん方の利便を図るために、そういう方法も考えられないのか否かをお伺いします。いわゆる本別高校を直接的に本別町が、例えば機器を買って、本別高校に持っていくというのではなくて、そのルートを考えられないのか否か、お伺いいたします。

それから、2点目のプロジェクトへの支援について、全面的に協力するというところでございますが、このプロジェクトは教材等の共有等も、当初含めて考えておられたと思えます。これも含めまして、再度、教育長の答弁を求めます。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 石山議員の再質問について御答弁をさせていただきます。

まず1点目の、理科振興備品の保管についてでございます。それと活用ですね。議員の御質問によりますシェア方式による一括管理ということだと思いますが、各学校ともに授業の進捗状況は年間を通してほぼ同一でございます。同一でありますことから、観察、実験に使用する教材は同じ時期に使用するものと私どもはとらえておりました。同じ教材であっても、それぞれの学校で整備、保有するのが最も有効に活用できるものと私は思っております。

また、理科教材の消耗品の中には薬品等もございます。保管に当たっては、十分に定められた保管をしなければならず、一元化の管理は、私どもは今の段階でできない

ものと思っております。

また、今回、本別高校で実施いたしましたプロジェクトにより作成されます理科教材の保管場所につきましては、大きさや作成数などによりまして、各学校に保管、もしくは教育委員会で保管するという二つの方法を考えておりまして、教育委員会で保管する場合につきましては、貸し出しによる活用を考えているところでございます。

2点目であります。道立高校の本別高校への理科振興備品の購入についてでございます。先ほども答弁をさせていただきましたが、本別高校は所管が北海道教育委員会でございます。私どもは地教委の立場でございますから、本別高校への教材につきましては、それぞれ学力対策等につきましては、議員も御承知のとおり、考える会でさまざまな形で御支援させていただいておりますけれども、直接理科授業に用いる理科振興備品の購入につきましては、現在のところ、助成するにはいろいろ問題があるかなと思っておりますし、財政的にも私どもはそれは無理なことととらえているところでございます。

3点目であります。本別町理科教育プロジェクトに関する点でございます。

本別理科教育プロジェクトにつきましては、本別高校が実施者となり、本別高校と町内の小中学校の共同体制のもと、道立教育研究所付属理科教育センター、そして北海道教育大学釧路校などの協力を得ながら展開しているプロジェクトでありまして、中谷医工計測技術振興財団の協力を得ながら、本別町内の理科教育の振興を図るために立ち上げた研究プロジェクトでございます。プロジェクトの詳細につきましては、さきの6月議会で報告をさせていただいたところでございますが、このプロジェクトにより蓄積されました理科教材につきましては、本町の宝物として、有効に活用させていただくとともに、小中高校の系統的な学習プログラムをもとに、授業改善に図ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

石山議員。

○4番（石山憲司） 午前中に教育長のほうから教育委員会の理科教育に対していろいろ御答弁いただきました。

教育長は常々、確かな学力向上に基づく生きる力ということを強調されておられたと思います。

そこで、他の教科同様、理科教育に対する教育長の見解を改めてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 石山議員の質問にお答えをしたいと思います。

私も確かな学力と生きる力を育むことにつきましては、その思いは私も石山議員と一緒にございまして、学校教育の重要な課題としてとらえているところでございます。

今回、学習指導要領の改訂となりました。これは理科教育のみならず、どの校種においても共通している点でありますけれども、社会に開かれた教育課程という方向が示された点でありまして、変化する社会を見据えながら教育課程を編成し、変化する社会と結びつけながら教育活動を実践していくことが求められると私は思っております。これは理科教育に限らず、全ての教科に当てはまるものと思っております。

その観点から、学習指導要領が今回改訂となっておりますが、この学習指導要領は、教育課程の基準であり、児童生徒が何を学ぶのかの基準を示されているものでございます。

しかしながら、今回の改訂におきましては、何を学ぶのかではなく、どのように学ぶのかも示されておりまして、この点は過去の学習指導要領にはない、大きな特色と言えると思っております。

具体的には、主体的、対話的で、深い学びによる授業改善を図っていくことが求められてございます。

私どもは、理科教育に限らず、このような深い学びを追求しつつ、しっかりとした教育行政を推進してまいりたいと考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 続いて、第2問、本別町第7次総合計画についてお伺いいたします。

総合計画は、本別の今後10カ年のまちづくりの基本理念、基本目標、さらに町政全般にわたる全ての政策、施策が掲載されるものであります。

今回の策定は、昭和42年の行財政5カ年計画を含めまして、第7次の総合計画となります。

今日の厳しい人口減少の中で、本町の将来と町民の暮らしを守る重要な計画になると思っております。

そこで、2点、お伺いいたします。

現在までの策定の進捗状況。

今定例会の行政報告の中でもありましたが、現計画、第6次の総括と、実施されましたアンケート調査について、報告を求めます。

2点目、総合計画に対する町長の考え方でございます。

町長は、第5次、第6次に続き3回目の策定となります。町長も公約を掲げ、町民から選ばれた方でございます。みずからの公約との整合性をどのようにとっていかれるのか、考え方をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 石山議員の2問目の本別町第7次総合計画策定についての御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目の現計画、第6次の総括と、実施されたアンケート調査についての報告であります。本年6月25日に、役場内の組織として、副町長を委員長といたします総合計画推進委員会を設置して、現計画の総括や次期計画の期間を初め計画策定のあり方などを協議しているところであります。

現在の計画における総括でありますけれども、本年度も含めて、令和2年度の事業まで現在の計画に含まれますことから、これらを見越した中での作業となるということでありまして、ある程度の想定も含めた総括作業となりますが、施設体系ごとに、第6次計画の事業の展開結果が町民生活向上にどのような効果や影響をもたらしたのか、また、今後引き継ぐ課題は何なのかなど、具体的な検証を行うために、体系別の検証シートによりまして整理作業を進めて、内容を検証、総括することで次の計画の新しいテーマにつなげていくことといたしております。

団体、民間有識者で組織いたします総合計画策定委員会にも提示をさせていただきながら、これをもとにした意見などを聴取するなど、有効な資料として活用させていただくこととしています。

検証シートの進捗状況でありますけれども、施策の体系別のシートの回収はおおむね終了いたしましたので、現在、この整理を事務局で行っているところでありまして、10月中旬以降に現在の計画についての内部評価を行うこととしております。

次に、アンケート調査の状況でありますけれども、今後のまちづくりの方向性について、どのような項目に重点を置くべきか、どのような施策が望まれるかなど、性別、年代別など、町民のニーズの実態を把握することを目的としたアンケート調査でありまして、とりわけ将来の本別町を担うこととなる中高生も対象に調査を行ったところであります。

内容といたしましては、一般成人、町民の方々向けには、無作為抽出した1,000人と、町内の中学校生徒144人、そして本別高等学校生徒105人を対象に、町民の方々には8月16日に郵送、中高生には各学校を通じて配布をさせていただいたところであります。

回収の状況につきましては、町民の方々には1,000人中、回収率37.7パーセン

トの377人、中学生は144人中の88.2パーセント、127人の回答、高校生は105人中、回収率83.9パーセントの88人からの回答をいただいたところであります。

現在、集計や分析作業を行っているところであります。

今後につきましては、このアンケートの結果を各課、部局に配付して、町民の皆さんの貴重な御意見をもとに、施策の企画立案に反映させるなど、次期計画の基礎資料として活用させていただくことにさせていただいています。

このほかに、今後における策定作業であります。総合計画策定審議委員会7人と、役場の若手職員を対象としましたまちづくりワークショップを10月2日、11月6日、12月4日の3回シリーズで開催をして、まちの魅力の掘り起こし作業から、活力ある地域づくりをするための議論をいただきながら、意見などを計画づくりに生かさせていただきたいと考えています。

総合計画の策定審議会につきましては、本年度3回と専門部会を2回、次年度においても策定審議会4回と専門部会1回を適宜開催することとして、役場庁内の総合計画推進委員会を策定まで、必要な都度、開催をするなどして、アンケート調査の分析だとか、第6次の総合計画の総括の議論を行いまして、策定審議会を初めとする町民の皆様の声を反映させながら、次期計画の素案づくりをさせていただきたいと思えます。

次に、2点目の総合計画に対する町長の考え方でありますが、私も御質問のとおり、この策定に当たりましては3度目になりますけれども、常に、特にこの6期目の町政を担うに当たり、共生、協働の安心と活力と夢あふれるまちづくりをテーマに、まちに活力と雇用、暮らしに安全、安心、そして子どもに夢と未来、この3点を柱に据えた公約を掲げさせていただいたところであります。

テーマと三つの柱は、本別町民の皆さんが生活していく上で普遍的なものでありまして、時代が変われども、本質的には大切に守っていかねばならないものと認識をしているところであります。

したがいまして、これまでの総合計画、そして次期の総合計画につきましても、本別町民の方々の生活及び福祉の向上につながることを重要視するものでありまして、方向性は変わらず、一致しているということで御理解いただきたいと思いますし、ただ、総合計画におきましては、行政に対する住民の方々のニーズの多様化や複雑化、高度化により、言葉の表現が変わることや、新しい事務事業、国や道の制度改正などによって、内容や順序が変わることがありますが、町民の皆様とともに、自分のまちは自分の手で作ると、こういう協働のまちづくりをさらに円熟、充実させ、やはり本質的な町民の皆様のを第一にすることはぶれることなく、たゆまぬ努力をしていきた

いというふうに思いますし、また、それぞれの実現に向けた取り組みを進めなければならないということで認識をしているところであります。

議員各位には、適宜、策定状況を報告させていただきながら作業を進めさせていただきたいと思っておりますので、今後とも特段の御理解、また、御支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 再質問させていただきます。

町長は就任以来、町民参加とか、町民が主役のまちづくりを基本理念に、多くの方々との対話を重ねながら町政の執行に当たってこられたと思います。

今回の総合計画策定に当たりまして、中学生、高校生の全員、それから、今回初めてだと思いますが、町民1,000人にアンケートを配布して、より多くの町民の方々の御意見を聞こうという姿勢かなというふうに理解しております。

そこで、この点につきましては、アンケート等がまとまる、分析終了後、それらを随時、それからもう1点、先ほどの6次の総括も、でき次第、町民に知らせる考えがあるかないか。それぞれ調査を終了したり分析が終わった後は、それぞれ広報等を通じまして町民に知らせる意思があるかないか、お伺いします。

それから、2点目のほうの、町長の公約との整合性ということでございますけれども、私も古いのから随時、広報、公約等、読まさせていただきました。基本理念においては、現職の町長でございますので、変わるところは大きくはございません。

ただ、それぞれの政策一つ一つは、私は申し上げませんが、25年のときには、六つの柱、48の政策、29年のときは、今、町長は三つと言いましたけれども、パンフレットでは五つの柱、13の政策等が出ております。これらも検証させていただきました。確かに総合計画に基づいているところがほとんどでございます。総合計画に載っていないというのは、新たに出たもの、例えば空き家対策とか、今回のコミュニティスクールとか、そういうものは当然新たに、総合計画上はなかったものが、時代の流れとともに入ってくるのは当然であると理解しております。

ただ、これから総合計画をつくるに当たり、人口減少というのは非常に極めて重要な課題になると思います。国立社会保障、人口問題研究所が、昨年、2018年に発表した、日本の地域別将来推計人口によりますと、本別町は2045年には現在の人口の半分近くになると推計されております。そして、日本全体が急激な人口減少に陥る中、本別町だけが人口を維持することは困難であると思います。

また、ある本によりますと、今後、人ばかりではなく税金も減少し、役場職員もなり手がいなくなってくると、地域のサービスは当然、減少することは考えられると思います。

そのような中であって、今後10年間、本別町がどのような指針で進まれていくのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 総合計画を策定していく上で、それぞれ第6次の総括も含めて、今しているところでありまして、そしてそれを、先ほど言いましたけれども、その中で、今まで取り組んできたことで、さらに継続するもの、また、新しく追加するものなどなど含めて、まずは総括をしながら、また、町民の皆さんのより多くの御意見をいただく、そのためのアンケート調査を含めて、今実施しているわけでありますから、誰もこのような人口減少になるというのは想定はしていない中でありますけれども、でも、社人研のそれぞれの調査だとか、いろいろ含めて厳しい状況になってきていますけれども、日本列島が成り立たないような話になるわけですから、その中でも私どもは、地方創生絡み含めて、やっぱり最低限でも本町の人口は5,000人は確保するというので、それぞれ今までも、別な調査でありますけれども、地方創生絡み含めて、そういう指針を示しながら、それに向かってそれぞれ人口減少対策、そしてまた、必要な子育て支援含めて、また、高齢化の対応などなど含めて、必要な医療、保健、福祉、まちづくり、総体でそれぞれの政策をとり進めながら、そのことも一つずつ実行することによって、それらの目標に向かってしっかり進んでいくというふうなことになってきているわけでありますから、今の時点でどのように思うかということでありますけれども、それら、この総合計画の策定の中で、今までの進めてきた政策、まちづくりを含めて、それぞれ多くの検証を行いながら、そしてアンケートもいただきながら、足りないところ、また、これから引き続きやるところを含めて、しっかりと進めていくという、そういう基本であります。

その中でも、常に町民の皆さんが主役でありますから、町民の皆さんと、まさに一人だけが頑張るとか、誰かが頑張るではありませんから、まちづくりですから、自分のまちは自分をつくる、そういう本町は特に町民力の非常に高いまちでありますから、協働のまちづくりをしっかりと進めると、そういう環境、条件をしっかりと進めていくと。そのことによって、親の背中もしっかり子どもたちに見ていただきながら、このふるさと本別を一層愛して、理解して、ゆくゆくは本町でしっかりまた自分たちも頑張っていただけ、そういう子どもたちの子育て環境含めて、まちを支える多くの人口をしっかりと育てていくと、そういうまちづくりに進めていくという考え方の中で進めてきました。

これからもそのことをまず第一目標にしながら、そしてまた、こういうところですから、これからも財源の厳しい話もちろんありますけれども、特に人口減少含めて、交付税含めて、相当の勢いで交付税も減っておりますし、ピークから、一時から見る

と10億円以上も下がっているわけですから、毎年下がり下がり、やっことし、0.8パーセント、下げどまりということではありませんが、上がっただけで、それだけ、せっかく積んだ基金もここまで、基金は大事なときに使うということで、本当に町民総意でしっかり基金を積み上げてきたやつが、じりじりじりじりこんなことになって、急激にここにきてまた積み戻しができないような状況になってきていますから、そういう現実を含めて、やっぱり間違いのない、これからも財政の基盤の確立と、そして職員の皆さんが豊かに、幸せ感をしっかり持っていただけるようなまちづくりをするために全力を尽くしていくと、こういう政策の中での、次期の7次総合計画の策定に向けて、そのような理念をしっかりと持ち込んだ計画にできればなど、こう思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 今のは後段の部分の答弁だったと思います。前段の部分にお伺いいたしました、総括、アンケート調査の結果等について、町民に知らせるか否かについて御答弁のほう、漏れていましたのでお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 総合計画を策定する上で、今、総括とアンケートですから、それを町民に知らせるかどうかというのは、そういう機会があれば、もちろんそれは知らせるとか、それは当然やっていくことだというふうに思いますけれども、ただ、今のこの中のアンケートとかの結果をどうするかというのは、総合計画の策定の過程の審議委員会の中で、それをしっかりと、公表するというのではなくて、それを提示して、それで審議してもらおうという、そういう基本的な資料になるということですから、そのことを踏まえて、一連の作業として、それが町民の皆さんに知らせるといふか、そういうことが周知できるような体制になっていくのではないかなと、こう思いますので、改めてこれがどうだからということをやるかやらないかというのは、まだ現時点ではそういう判断をできる状況にはまだないのかなと、こう思いますので、ここは理解をしていただきたいと。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 今の点について再々質問させていただきます。

確かに現計画に対する総括については、広報等による周知が必要か否か、これは疑問があるかもしれません。ただ、アンケート調査というのは、今回、総合計画で町民の意向をお伺いするわけでありませぬ。意向調査だと思います。確かにこれは第4次するときだと思いますが、このときも意向調査をやっております。そしてそれは、事実、

これは実際の計画書でございますけれども、グラフ化されて掲載されている、公表されるものなのだと思います、私は。したがって、今回も後にパブリックコメントとかいろいろ素案ができた段階ではするというお話でございました。そのパブリックコメントを要求するにも、素案ができましたよという提示ばかりではなくて、なぜこの素案ができたのかというためには、しっかりと町民の声を反映してありますと、それはアンケート調査で出てきた結果がどうなるかあれですけども、アンケート調査をもとにしておりますというためには、当然アンケート調査の結果が出た時点では、それは町民に周知する必要があると私は思いますが、その点について、再度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 総合計画書を策定します。策定するときの、策定するだけの参考資料、いろいろ含めて、アンケートから総括から始まる。その結果は総合計画の言ってみれば計画書、その中にはもちろん織り込むわけでありませんから、そのことは公表するかしないかでなく、それはもちろんしなければならないことですし、こういう結果があつてこういうことになってきましたということをしかりやるということですから、それは改めてそれを知らしめるとか何とかでなく、それはその中で必要として、それは絶対入っていくということですから、そこら辺は間違いなく、質問と答弁がちょっとかみ合わないと思うかもしれませんが、間違いなく御質問のアンケートの内容の結果だとか、それから、総括だとか、それはきちっと計画書の中に含めて、町民の皆さんにしっかりとそれはお知らせするというのは、それはその中にしっかりと入っているということですから、首を傾げないでちゃんと聞いてください。同じことを言っていると思いますから、これはやらないということではなく、必ずそれはやらなければならないことですから、そのようにしていくということを改めて申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 今の点でもう一度確認させていただきます。

確かに公表はする。わかりました。私が聞いているのは、いつですか、なのです。策定しました、できました、その中に当然入っております、ですから公表ですというのか、素案ができる段階で、アンケート結果はこうでしたよという報告をされる意思があるかないかをお伺いしたつもりでございました。その点、もう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 総合計画を策定するに当たって、その途中経過として、ダイジェ

スト版だとか、どのような部分で掲載するというでもありますから、結果は必ずそれは入ります、絶対入ります。その中の途中経過として、ダイジェスト版とかというような形の中で、それはアンケートの中身はこうでしたよ、結果はこうですよ、さらにこういう総括もこうですよというようにしっかりとこれは掲載させていただいて、それで最終的ないろいろな資料を含めて、それをもとにして総合計画の策定の段階に入りますよ的な、そのダイジェスト的な報告はもちろんする機会もありますし、やるということは間違いなくやらなければならないことだなというふうに思っていますから、そのことだと思えます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） その点については、また同僚議員からも質問あるかもしれませんが、先に進めさせていただきます。

総合計画を策定するわけでございますけれども、先ほど人口問題で言いました、答弁されたと思いますが、推定値と期待値、実は前回もそうなのですけれども、推定値というのは22年で7,000人ぐらいですか。希望値は当時のままでくる。そういう希望値、我々はそれだけ期待していると、人口は減らないように頑張るのだという期待値と、実際に出ている数値、何年には本別町は七千二百何ぼかになりますという、そういうものの違いが当然出てくると思えます。

ただ、今回つくられる総合計画におきましては、少なくとも絵に描いた餅にすることはなく、実現可能なものにするためには、先ほど私が言いましたとおり、財源も限られてくる中にありまして、当然、各政策の優先順位と申しますか、それらをもとに取捨選択していかなければ、本別町の政策、施策は遂行していけないのではないかと、財政的な理由もあろうかと思えます。

そういう中であって、町長はもちろん今までも町民の声を広く聞いてこられ、今回もそれに基づいて総合計画を策定されると思いますので、町民の声は今までも十分聞いておられると思いますけれども、これからもこの総合計画策定に当たりまして、住民の声、特にアンケートとか、中学生、高校生の意見を十分にくみ取って作成のほうを期待しているところでございます。

その辺につきまして、町長の見解をもう一度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 一人でも多くの町民の皆さんの声を聞きながら総合計画を策定していくというのは、これは以前からも一切変わることはありませんし、そのことも含めて、中学生、高校生のアンケート、参加も含めてやっていくということでもありますから、これは未来の本別の姿をどのように考えているかということで、そういう若い年代層も含めてありますし、また、今までの総合計画の総括は、現役の皆さん方含

めて、実感的にどう感じているか、そのようなことも含めてやりますから、当然、いつも申し上げますが、自分たちのまちは自分たちでということの基本的な理念のもとに、まちづくりはみんなで進めるということでありますから、私一人が聞くとか何とかでなく、全体で同時に、策定をしていただく人もそうですし、また、職員もそうですし、多くの人たちの御意見を聞きながら、本町のまちづくりの基本となる総合計画をつくっていくと、このことについては、御質問のとおりそのような一人でも多くの参加をいただきながら、しっかり策定していくということについては、これからも変わらずに踏襲していきたいなというふうに思いますので、そのことについては、またいろいろ御意見も御指導もいただければと思います。

以上であります。

○4番（石山憲司） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、6番大住啓一議員。

○6番（大住啓一） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました2問について質問をいたします。

1問目、財政調整基金残高が約7億円、今後の予算編成の考えはについて質問いたします。

冒頭に、昨年9月6日未明に起きた北海道胆振東部地震から1年が過ぎました。亡くなられた方々、被害を受けた方々に御冥福をお祈りし、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、さきの6月定例会において、監査委員からの報告では、財政調整基金残高が約7億円であり、出納閉鎖後、これは5月末日ですが、約12億5,000万円になっていると認識しております。来年度以降の予算編成に影響があるものと思いますが、考え方を伺います。

本町の財政運営は、国に依存する割合が多く、近年の交付税減額などが大きく影響しているものと思います。

今後は、行財政改革を強力に推進することや、町民の皆さんに御負担をお願いすることも想定される中で、以下、3点についてお伺いいたします。

1点目として、行革を進める中で、一つ目は、町長を初めとする特別職、また、一般職の給料の見直しはどのようになるのか。

二つ目は、定数外職員の件でございますが、これは前段で阿保議員が質問しておりますので重複しない中で質問いたしますが、来年の予算編成の中で定数外職員220名をどの程度絞り込むのか。

三つ目は、公有財産、これは土地、建物ですが、これの処分など、多くの事項がありますが考え方は、お伺いいたします。

2点目といたしまして、町民の皆さんに負担が生じることも予想される、一つ目ですが、使用料、これは施設の使用料でございます。二つ目は、各種団体に対する補助金、三つ目は、保険料、これは介護保険等々でございますが、の値上げ、四つ目は、固定資産税にかかわる税率の見直しによる増額などについて、どのようなお考えなのか、お伺いいたします。

3点目といたしまして、一般会計はもちろん、6特別会計、2企業会計のあり方として、新たな方法を見つけ出すことが必要と思います。次期総合計画との兼ね合いを考慮した特別養護老人ホームの建設、また、水道、病院の2企業会計の将来をどのようにとらえているのか、お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 大住議員の財政調整基金残高が7億円、今後の予算編成の考え方についての御質問の答弁をさせていただきます。

まず、本町の財政運営は、町税や使用料、手数料などの自主財源が約3割程度であるのに対しまして、地方交付税や国、道の支出金、町債などの依存財源が約7割を占めているところであります。国、北海道などへの依存度が高く、財務体質が硬直化している状況にあります。

このような中で、歳入総額の4割を占めます地方交付税が、平成23年度から8年連続で前年度を下回る状況となっておりまして、この減額を補填するための財政調整基金の繰り入れにより予算編成を行ってきたところであります。

財政調整基金の状況でありますけれども、本年4月末時点での基金残高は約7億円でありましたが、最終的な平成30年度末の基金残高は12億5,000万円となりまして、平成29年度末の基金残高から約1億8,000万円の減少となったところであります。

また、現行予算における令和元年度末の基金残高の見込みにつきましては、当初の予算におきまして4億円の繰り入れを予算計上していますことから、現時点では8億5,000万円程度になると見込んでおりますが、いずれにいたしましても、町税などの自主財源の大幅な増収は見込めず、また、地方交付税の減額、財政調整基金残高の大幅な減少などの影響によりまして、本町の財政運営は大変厳しい状況になると見込んでおります。

まず一つ目の御質問でありますけれども、特別職の給料の見直しにつきましては、これまで集中改革プランなどによりまして、特別職は平成17年度までに現在の給料額に見直しを行い、一般職につきましては17年度から20年度まで、基本給の独自削減を行ってきたところであります。

御質問の今後の見直しの件につきましては、現時点ではまだ言及できる段階ではご

ざいませぬ。

また、定数外の職員の処遇の関係でございますが、現在、会計年度任用職員制度につきましては、令和2年4月の導入に向けた準備をしておいては、職員数の適正化や財政情勢も鑑みながら、先ほどの御質問にありましたように、今、これからは各課部局の調整に入りまして、どのような組織体制で、それぞれの立ち位置も含めて、各課で努力していくか、これらも含めて、また、今220名と言われる御支援いただいている臨時、パートの職員も含めて、それぞれ聞き取りも含めて、これから業務の適正化に向けての人材配置に向けてしっかり対応していくということで進めさせていただきます。

また、公有財産の処分に関しましては、これまで町有地の貸し付けだとか、また、旧鉄道用地の貸付地などの売り払いを行ってきたところでもあります。

今後も遊休地を初め公有財産の処分につきましては、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

二つ目の御質問であります、使用料につきましては、平成30年度にこれまでの施設ごとの維持管理費の50パーセントを受益者負担をしていただくという算定を見直しまして、会議室や、また、屋内体育施設などの類型によりまして、維持管理費、暖房費の25パーセントとなるように改正を行ったところでもあります。

今後は老朽化した施設、また、廃止や稼働率の低い施設の統廃合や管理人などの適正配置を進めていくことから、施設の集約化、また、維持費の縮減を図っていききたいというふうに考えております。

各種団体に対する補助金の見直しであります、行財政改革推進本部会議の補助金等の見直し検討部会におきまして、131件の補助金について検討を終えたところでもあります。また、今回から、負担金187件あるのですが、これについても検討の対象としたところでもあります。

今後は、来年度以降の事業のあり方、各課と調整の後、各補助金団体とも協議を行いまして、予算に反映させていきたいというふうに考えております。

3点目の介護保険料につきましては、介護保険の給付費などの見込みから算出された基準額に基づいた算定をしているために、財政状況にはこれは影響されるものではありませんが、また、固定資産税の税率の見直しにつきましては、現在のところ、そのような予定はございません。

三つ目の御質問であります、特別養護老人ホームの関係につきましては、これまでお示しをしてきた小規模多機能型の居宅介護事業所、清流の里に併設するという考え方も含めて、今後の人口減少や町内の施設のベッド数などを考慮しながら、関係機関で協議を進めているところでもあります。

また、水道事業会計のあり方につきましては、現在、人口減少に伴う料金収入の減少や、施設の老朽化、災害に対する設備投資などが避けられない状況となっております。このために、人口減少を見越した料金収入と今後の維持管理に要する負担を見据えた料金の見直しを進めていくということでもあります。

次に、病院事業の会計のあり方につきましては、今、町国保病院は地域の基幹病院として重要な役割を担っていただいております。今後の事業運営に当たりましては、一般会計からの支出は必要なものと考えておりますが、企業としての採算性向上のための努力や創意工夫を重ね、一般会計の負担の縮減に努めてまいります。

本町の財政運営は非常に厳しい状況になると見込まれる中で、来年度以降の予算編成に影響を及ぼさぬよう、また、今後も持続可能な財政基盤を確立するために、適時適切な行財政改革を推進しますとともに、現在進行中の行政運営に関しましても、常に歳入の確保と歳出、経費の削減に取り組みながら、効率的かつ効果的な予算の執行に努め、住民サービスの維持、向上を図ってまいりたい所存でありますので、また議員各位の特段の御理解や御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 再質問いたしますが、まず、財政調整基金の関係でございます。私もさっき通告書どおり説明いたしました。当初7億円の報告を受け、出納閉鎖後は12億5,000万円。町長も今、答弁でありましたように、一般会計で、当初我々が3月議会で議決しました部分で4億円を投入すると。12億5,000万円から4億円引きまして8億5,000万円残っている形になりまして、さらにそれから国保病院に3億円を出すと。これはあした以降、きょうの終わり方ですが、あした以降の補正予算に出てくるということで、議員協議会で説明がありました。したがって、8億5,000万円引く3億円ということになりますと5億5,000万円しかない。例年でいきますと、町長の今答弁ありましたように、ここ数年来は4億円程度を財政調整基金から繰り入れると。戻す金が半分戻ればよいところですから、2億円戻ると。それを繰り返して行って、もし戻らなかつたり、国からの交付税等々が減額された場合は、来年の話をして、5億円しかないところで4億円繰り出して、1億円残っているところに、戻らないとすれば、再来年は1億円しかなくなるという、この綱渡りというのですか、財政調整基金だけの話をしますと、そういう状況になってくると思います。これは数字だけの話でございます。

そこで、私がお話しさせていただいているのは、強力行財政改革を進めなければならないでしょうということなのです。

それで、行財政改革を進める上で一番基本となるのは、横文字で恐縮なのですが、

スクラップ・アンド・ビルドという、これは行革の基本理念でございます。これは効率的ではない組織を解体して、積極的につくり変えていくということでございます。これは何も古いものが悪いということではございませんので、新しい考え方を入れた中で組織づくり、財政運営をしていくのが基本の中の基本だという考え方でございます。

町長が先ほど、みずからの給料、職員の皆さんの給料のお話をしましたけれども、町民の皆さんには当然御負担がかかってくることは誰が見ても想定されることではございます。今現在、町長の給料云々については、平成17年云々というお話ありましたけれども、組織のトップとしては、まず間違いなくみずからの給料をこういうことだとお示しして、職員の皆様の職員組合なり町民の皆様の負担に対して、そういう体制で臨むのだという姿勢が大事でないかと思っております。

また、補助金等々につきましても、3億7,000万円ほど今出している話です。これは国、北海道に関係のない、町だけのお話の補助金の中で、約3億8,000万円、3億7,700万円でしたか、そのぐらい出ている現状になるかと思っております。これを全部廃止しろとは言いませんけれども、相当思い切った中で進めていかないとならない部分かなと思っておりますのと、今朝の定例会が始まる前に、監査委員からの報告がありました。補助金のチェックをしたところ、1団体について資料の不備があるというような報告を先ほど見せていただきましたけれども、監査委員のほうからの報告でなくて、町の執行側からきちっとした団体の管理をさせていただいて、これは全部浮いているお金でなくて、皆さんの税金ですから、これはきちっとした形で使っていかなければならない。

それと、先ほど午前中、話をしました、阿保議員からありました定数外職員の関係ですが、これは一切方向性が出ていない状況だと思います。そして、先ほどの答弁でありましたけれども、11月には議員協議会を開いて、臨時議会で条例改定するという話、私どもとしては初耳でございます。それは一種、議会をどういうふうに思っているのか、町民の皆さんに対してどういう考え方をしているのか。

220人の定数外職員の方々のお話をしますと、1人年間所得100万円として、平均してですね、220人いるということは2億2,000万円です。これを全部やめてしまえという乱暴な言い方はいたしません。その辺も、職員化をするならする、新しい法律に基づいてやるならやるということで、それは結構なことではございますけれども、町民の皆さんに、こういう形で法律も変わって、こういうスタイルで町としては進みたいのだということを報告して、説明をして、それから議会のほうにも相談していただく、説明していただくというのが筋であって、唐突に11月の中旬に議員協議会をやって、下旬の臨時議会でどうのこうのと、それは全く聞いていない話でございますから、その辺、どのように整理していくのかということでございます。

給料の話も定数外職員の話もそうでございますし、公有財産の処分については、再三、私のほうもお話しさせていただいております。処分しているといっても、いまだ古い、大きな建物で言いますと、静山研修センターがどうしたとか、共栄にございますふるさと産業開発センターがどうしたとか、学校の財産は離れているかもしれませんが、旧学校の教員住宅はどうしたのだとか、学校敷地はどうしたのかという、その他もろもろの話があると思います。そんな中で、どのように、基本的に、ただ処分します、こうですというようなことではなくて、それをきちっとした理論武装をして、町民の皆さんときちっと対峙してお話をしていくべきでないかと思いますが、その辺もあわせてどのように考えているか、お伺いするものでございます。

施設の使用料については、25パーセント云々というお話出ましたのですけれども、どのように考えて、町民の皆さんにどのように、レクリエーションといいますか、趣味の会だとか、いろいろな部分があります。そういう部分で、いかに町民の皆さんに心和むまちにしていくかという、極めて大事な部分もございますので、その辺も一律に上げていくとかということではなくて、考え方をお示しになって、町民の皆様と相談していくのが筋でないかと思っております。

介護保険料の話ですが、当面ないのだというようなニュアンスだったと思いますが、今、十勝で、平均の部分で言いますと、五千九百何がして、たしか十勝で2番目だと思います。大樹町の次かと思いますが、これは安いところでは3,000円台もございます。これは独自に決められる部分でございますので、その辺はどうしても町長おっしゃるように、歳入と歳出の見合いということになりますと、入ってくるお金もある程度考えなければならぬとなれば、この辺の大きな見直しも出てくるのかと思います。これについても年金は目減りしている、なかなか所得も上がっていかないときに、介護保険料だけ唐突に上がっていくような印象があるとすれば、それもきちっとした説明が必要でないかと思っております。

税率の云々、これについては、固定資産の関係で、今1.4ぐらいですか、それが2パーセント台にできるかできないかというのは、ルール上できるかもしれませんが、余り過度な政策をとりますと、北海道、国からの指導が入るかもしれませんが、それにしても、どのようにお考えになっているか。税額を決定するのは、市街地は路線価等々も参考にしているようでございますけれども、農地等々についてはどのようにお考えになっているのか、その辺もお聞かせいただきたいと思っております。

老人ホームの関係でございますが、小規模で云々という町長の御答弁でございました。町民の皆さん、なかなか施設があかないものですから、難儀しているのも事実でございます。この辺もきちっとした理論立てをして、何年にはどうする、何年後にはこうするというようなお話を町民の皆さんにしていくべきでないかと思っております。

が、その辺もどのようにお考えなのか。

水道の民営化については、私もこの程度のといったら7,000人ぐらいの規模のまちで、民営化というのはすぐわないというふうには認識してございます。ただ、半年近くも前になりますけれども、マスコミ等々で相当民営化という部分は地方自治体においても叫ばれた時期がございまして。当然、町民の皆様もマスコミ等はごらんになっていきますので、その辺、きちっとした、先だってからの説明会を行ったようでございますけれども、民営化にする考えがないならない、どういう理由でないのだということも含めてお話ししていただければと思っております。

国保病院の関係でございます。これは先ほども言ったように8億5,000万円しか財政調整基金が残らない中で、この年度の途中で、これから審議させていただきますけれども、3億円を投入するということでございます。これは町民の皆様の命を守る施設ですから、一概なことは申し上げませんが、これは大きな話ですから、町民の皆様に説明をする、本当にこういう形でないと病院は持っていけないのだ、だから一般会計から3億円入れるのだという明解な説明もなしに、唐突に出てくるのが極めて多いものですから、これを機会に、あした審議させていただきますけれども、どのような形で、どのようなことがあって、3億円というお金が出てきたのか、相当、何点もありますから、漏れたら漏れたでまた質問いたしますけれども、以下の部分を再質問するものでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時39分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、私のほうから、財政調整基金の関係と、定数外職員の関係について答弁をさせていただきます。

大住議員御指摘のとおり、財政調整基金につきましては8億5,600万円から、あす、補正予算の提案をさせていただきます3億円を除きますと5億5,600万円という状況になることを想定しております。

ここに来るまでの大きな要因といたしましては、確かにこれまでも財政状況を説明させていただいたときにもお話をさせていただきましたが、普通交付税が平成26年度以降減少を続けまして、減少前の平成25年と比較しても、30年度決算で4億6,600万円減少していると。やっぱりこの減少が大きく影響いたしまして、これまで予算編成に当たっては、財政調整基金の繰入金金を2億円、それが3億円、そして4億円という形になってきました。

来年度以降の予算編成に当たっての考え方でございますけれども、基金に関しましては、財政調整基金と公債費の返済に充てます減債基金、これを除いた特定目的基金、今、13億8,000万円ほどございますけれども、この基金の活用というのもしっかり行っていきたいなというふうに考えております。ただ、使ってしまうとなくなるのは当然でございますから、なるべく事業選定をしながら、基金の充当というのは図っていかねばならないと思います。

大住議員からもありましたけれども、繰り入れをして繰り戻す額が小さければ、毎年、基金は減っていきますので、ことし、令和元年度については、なるべく繰り戻せる額というのを多く確保できるように、今後、12月補正等ありますけれども、経常経費の圧縮とか、そういったものはしっかりと対応していきたいなというふうに考えております。決算の中でなるべく多く繰り戻していきたいというふうに思います。

来年の当初予算に当たっては、まずは財調の繰入額を4億円から減らしていくというところでの努力といいますか、そこを目標にしながら予算編成にまず当たらなければなりませんので、そこもしっかり予算編成会議等の中で具体的な取り組み等出しながら対応してまいりたいと思います。

定数外職員の関係でございます。阿保議員の御質問の際もお答えをしております。

今回の会計年度任用職員制度によりまして、全体的な処遇というのは当然改善をされます。ただ、その際にも答弁させていただきましたけれども、財政負担も当然生じることとなります。今後は、適正な人員配置というのがどうあるべきか、そして、財政状況というのも当然加味をしながら、鑑みながら対応していかねばなりませんので、ここについては、この厳しい財政状況の中で、どこまで会計年度任用職員制度を導入しての負担を抑えられるかというのも一つの課題だというふうに思います。

ただ、阿保議員の御質問の町長答弁でもありましたけれども、今、200人を超える方がいらっしゃいますけれども、福祉、医療の現場で支えてくださっている方もいらっしゃいますので、そういったところも含めて、ちょっと慎重にその辺は対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 私のほうからは、使用料の関係、それから補助金の考え方、それから財産処分に関して、この3点についてお答えさせていただきます。

使用料の部分でございますけれども、大住議員の御質問の中にもありましたとおり、平成30年の4月から料金改定ということで、この間の議論につきましては、やはり公共施設有料化に伴って、これも財政を起因とした有料化に、過去の経緯があったわけでございますけれども、それ以降、町民の皆様から、やはり文化活動、あるいはス

スポーツ事業含めて、やはり町民の皆様がすごく使用に窮屈だといいますか、運動、活動が減ったというようなことがこれまで寄せられていたことが一つと、それから、説明にもございましたとおり、維持費の半分を御負担いただくところを、この間の数字を見てきましたところ、25パーセントの実績。そこを鑑みたときに、25パーセントは、そこはしっかりもらいましょうと。それから、もう一つは、しっかりそれぞれ町民の皆様が公共施設、もともとの所期の目的があって設置したわけですから、その目的に沿うように、施設をしっかりと使っていただくと。かえてそのことが所期の目的にかなうことであろうということで、そういった部分、減免の対象も広げまして、30年の4月から改定させていただくに至ったところでございます。

ただ、平成29年の夏以降、そういったことで使用料に関していろいろと説明のほうをさせていただいた経過の中で、ただ、やっぱり施設の維持費というのは、当然、減ることなく、当然物価の関係もあって、ふえていくことが予想されるという中にありまして、施設の使用料を下げるに至っても、場合によっては、なお施設の利用率が上がらないですとか、やっぱり使われない施設だとかが当然出てくるであろうと。その際には、そういった施設については、人口の関係もございまして、財政のこともあるので、その際からも、そういったときには、施設の統廃合だとか集約化、そういったところは、施設料金を下げるかわりに、そういった部分はそういったことも含めて考えさせていただきましますということもあわせて説明してきた経過がございまして。

したがいまして、今回も、とりわけそのことが別に担保としているわけではございませんけれども、今後そういった部分、当然こうやって財政が、やはり5年前と比較して4億円以上が収入の減ということになってございまして、それは本当に残念なことではありますけれども、それらに見合った部分を当然考えていかなければなりませんので、公共施設については、そのときに説明させていただいたとおり、今後、集約化ですとか統廃合というものを、当然そのときの考え方に沿って進めていく必要があるのかなと思っております。

ただ、大住議員言われるように、それは本当に行政が勝手に一人でやるのではなくて、やはりその際にも、しっかり使用していただいている方々にきちっと説明をして、そして御理解が得られるような方法をとっていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただければと思います。

それから、補助金関係でございまして、大住議員の御質問のとおり、今、補助団体の部分については、行革の見直し検討部会の中で作業を進めているところであります。基本的には全て、それぞれ町単独で補助事業のみならず、国、道と協調してやっているもの、あるいは団体と協調でやっているものも含めて、一応全部一通り見させていただいております。

ただ、これも当然、町民の皆様、団体があつて活動されているわけですので、しっかりそこは町の考え方、それから財政状況を踏まえた中で、今、それぞれ所管している原課のほうに、そういった見直しの結果をお知らせいたしまして、今後、予算編成に向けてどういうふうにしていくか、それはしっかり議論の場といいますか、説明できる時間も設けながら、ただ、財政、こういった形で厳しくなりながらも、激変というのはちょっと相当厳しいというふうに思いますので、しっかり年次的なものを考えながら、そういった部分に、しっかり歳入に見合ったといいますか、それから、それぞれ団体にもそれぞれ目的があつて活動されているわけですので、そういった実情も踏まえながら対応していきたいというふうに考えております。

それから、3点目に、不用財産の処分の方でございませけれども、これにつきましても、行革の中で、基本的には推進計画の中で、それぞれ不用財産の処分ということで計画として載せてございます。基本的には、不必要な財産については積極的に処分を行うということと、それはこの間の取り組みとは変わらないわけでございますけれども、やはりちょっと難しい部分は、やはり建物がまだ残っている状況の中での処分方法ということは、これまでも課題となっていることとございまして、基本的には、それぞれ町民の方、あるいは企業等の問い合わせがあつたときには、そういった部分については積極的にそれぞれ原課のほうでも対応させていただいているところでありますし、そういった情報等がございましたときには、私どもにも御一報をお寄せいただければありがたいというふうに思っておりますし、そういった形で処分のほうはこれまでと同じように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長

○保健福祉課長（飯山明美） 私のほうから、介護保険料についての御説明をさせていただきます。

介護保険料に関しましては、介護保険事業計画、3年を1期とした計画を立てておりまして、その3年間に使われるであろうサービスの全体量を計算しまして、その中で半分が税、半分が保険料という形で、一定のルールで保険料を算出しておりますので、こちらにつきましては財政状況に影響されるものではございません。

もう1点、特別養護老人ホームの考え方につきましては、議会等でも今、50床の特養を2カ所の地域密着型特養にして、1カ所目を小規模多機能型事業所、清流の里に併設をするということで御説明をさせていただいてきたかと思っておりますが、ここに至りまして、やはり介護職員がなかなか確保できない問題であったり、大住議員がおっしゃったように、人口減少の問題等々もあります。今、町内にベッドがあるというの

は、特養が50床、老健が80床、病院のベッドが今60床あります。全体で190床のベッドがあるのですけれども、これから人口がどうなっていくかということももう少し見据えながら、本別町に必要なベッドの機能とかベッドのあり方はどうなのかというところを、今、関係部局ですとか関係者とも協議をしながら、再検討をしているところです。なるべく早い段階でいろいろなパターンも示しながら皆さんと協議ができるように、今準備をしておりますので、状況としてはそういうことになっております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長

○建設水道課長（大槻康有） 私のほうからは、水道事業の民営化につきましての御質問にちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。

平成30年の12月に水道法の改正がございまして、これはまだわりと新しい法律の改正なのですけれども、自治体が施設を所有したまま、運営権を民間企業に委託するというような、国は促しをかけてきているということでございますけれども、やはり地方にある小さなまち、やはりこういう小さなまちとか、集落が点在しているような市町村の水道につきましては、やっぱり施設の管網がすごく大きくめぐらされているということもございまして、施設費が大変多くかかりますということでございますので、なかなか収益性の望めないところかなということで、なかなか民間での受け皿は大変厳しいのかなというふうに今考えているところでございます。

また、先ほど議員からお話ありましたけれども、新聞等で皆さん御存じかと思っておりますけれども、まだ日本では余り例はないのですけれども、外国のほうでは一度民営化を実施した例もありまして、やっぱり何回かにわたって水道料金を上げまして、高騰していきまして、再び公営化に戻っている経緯がたくさんございまして、こういうことも考えますと、やはり民営化においては、経営が悪化すれば、やはり住民の負担にもかかわってきますし、水質の管理にも不安があるのかなというふうに考えております。また、災害時の対応とかもございまして、水道水の管理は公共における責務だと今考えている状況でございますので、現在では、民間への計画は今のところございません。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 財政調整基金からの3億円の病院への繰り入れの関係でございますが、平成30年末、病院で現金の不足が生じまして、2億円の一時借入金を行いまして、これをことし7月に精算したところでございます。

令和元年、今年度当初の繰入金2億8,800万円を計上しておりますが、うち2億

円が、先ほどの2億円の一時借入金の精算に充当し、残り8,800万円が今年度使用できる運営資金として残ったわけですが、病院の運営が今年度につきましても非常に厳しいことから、1億円を今回、今年度の運営資金として繰り入れるもので、合計3億円を9月の議会で補正予算として提案させていただくものとなっております。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 休憩を挟んでの答弁でございますが、相当細かく答弁していただきました。このような話を町民の皆様の前でひざを突き合わせて説明していただければ、皆さんわかってくれると思うのです。議員も同じだと思います。唐突に何ぼ要るのだからということではなくて、今、かみ砕いて説明受けました。調整基金も初めとして、定数外職員云々、それらも今、細かく使用料、補助金、財産処分、介護保険料についても説明いただきました。老人ホームの建設についても、ベッド数の話まで出てきたということでございます。民営化も含めてですが、これらの答弁をいただいた中で、この部分については、ある意味、理解をいたしますし、いろいろな部分で、再質問、再々質問ですが、こういう内容を来年の予算に向けて町民の皆様に、月2回、告知版も入れれば2回でございますから、広報等々で周知をするという考え方がないのか。全部細かく書いてということではございませんけれども、町民の皆さんが行政の主役でございます。まちづくりの主役でございます。そこに話を進めないで、一方的に言っても、なかなかならないでしょうと。

それと、財政が非常に何年か前と違って、基金を1回借りた形をとって、積み戻す額が満額戻せないという状況が3年も4年も続いているとなれば、当然、今お話しになった使用料等々について、町民の皆さんの御負担をお願いすることは出てくると思います。

それで、冒頭お聞きしたのは、特別職の給料とか職員の皆さんの給料、町長の給料は十勝の町村の中で7番目でございます。職員の皆様のラスパイレス指数でいきますと、本別の下が中札内村と広尾町ですか、そのような形になってございます。それらを含めて、今この場で何ぼ、幾らということは申しませんが、考え方として、町民の皆様に御負担をいただくという大前提に立てば、そこら辺は町長の最高責任者としてどのようにお考えになっているのかということと、細かく説明いただきました、この内容について、病院の関係は、あした細かく審議させていただくということですから、それはいいとして、細かく説明をする考えがあるのかないのか。2点ほどになるかと思いますが、再度答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 財調にかかわって、それぞれ財源が厳しいということはもちろんのことですけれども、これは突然、また特に病院の2億円の一時借り入れの負担が

生じたということを含めて、非常に大きな負担になっていますから、この辺の状況でありますけれども、ずっと町の財政運営につきましては、平成12年をピークに、何度も申し上げますが、ずっと交付税が減額になってきて、本当に一時の43億円有余あった交付税が、今、10億円以上少なくなっているということで、ここ何年も、毎年、人口減少もそうですけれども、国の方針としては表向き、はっきりそうだといいことではありませんけれども、やっぱり地方は基金があって、わりと財源には余裕があるというような発言や判断があって、かなり地方が構造改革で厳しい状況の中で、まさにぎりぎり基金を積んで不測の事態に備えようということで、全国的にやってきたわけですが、そのことよりも、まだ国は大変だけれども、地方はあるというようなことを含めて、算定外の基礎数値も相当厳しくなってきたのかなど、そんなこともあります。そんなことで、私どものまちばかりではありませんが、全体的にこういう交付税が下げて、どんどん減額になってきているということで、どのまちも1年、2年の違いはあるかもしれませんが、同じような状況になってきているということも事実であります。

そんな中で、我がまちは、本当に町民の皆さん、また、職員、議会の皆さんにも、全部に、皆さんに協力いただきながら、何とかこの危機を脱するよといふことで、基金も積み戻しながら、まさに給与も減額しながら、また、それぞれ御負担もいただきながらやってきました。おかげさまで34億円を超える総体的な基金があったのですが、またもとに戻りますが、昨今の交付税の減額によって、それがやっぱり10億円強減っていくということになったというのが現実でありますから、それも34億円もあったときには、基金ばかりあってもというようなことでありましたけれども、やっぱりいざというときにしっかりと財政出動して、町民の暮らしをしっかりと支えていくと、そういうための基金でありましたから、それは有効に使わせてもらうということでありましたけれども、じりじりじりじりこういうことになりました。でも、そのかいもあって、こういう急激な変化にも対応できるということは反面あるということもそうあります。でも、これがこれから続くとなれば、なおさら厳しい状況になりますから、本当にこの厳しい状況がこれからも続くといふことであれば、今、御質問ありますように、みずから身を切る姿勢も示すといふことは当然のことですから、そのこともその時点ではしっかりと、これは私どものまず姿勢を示しながら、職員も含めて、そういうときが来ないことが一番いいのですけれども、そんなことにならないようには努力をさせていただきますけれども、そのような不測の事態になったときには、しっかりとその旨をしっかりとまた姿勢として示しながら、わずかにしかありませんけれども、そういうことも含めて考えて対応しなければならないところであります。一度経験したことでありますが、職員の皆さんとは、二度とあのようなこと

がないように、全体で知恵を絞って、汗をかいて、しっかり頑張っていこうということで、ともにスクラムを組んで頑張ってきていますが、これらの状況の中で、すごく危機感を持ちながら、先ほど総務課長が答弁させていただきましたように、次期の予算編成も、基金の依存度を少なくして、しっかりとまた年度末にはその基金を繰り入れが積み戻しできるような、より一層のまた節約も含めて、行革体制、また、各種の施設のあり方、制度の見直しも含めて、財政規律をしっかりと確立できるように努力させていただきたいなと思っています。

今、急遽のお話であります、突然出てきたような話かもしれませんが、大変厳しい中での財政運営であります、こういう現場を持っている中での現実対応も含めてあるということではありますが、その反面、このことが乗り越えられれば、必ずまた町民の皆さんの少しでもニーズに応えられるまちづくりができるものと、こう思っておりますので、このことも含めて、また一層の御指導もいただきながら対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長のお話はいつも同じような内容で、みずから身を削るということを私は単刀直入に聞いているのですが、何パーセント削るとかというお話はしていません。町長みずから、特別職と職員組合がありますから、一概にはお話できないかもしれませんが、職員の皆さん。特別職の考え方としては、みずから身を削るという抽象的なことでなくて、もう当然、町民の皆さんに負担いただくとなれば、みずから身を削ると今おっしゃっているのですから、それをきちっとするのかしないのかと、単刀直入に聞いている。だから簡単明瞭にお答えいただければいい。

それともう一つ、こういう内容を、財政がこういう状況になったと、これで来年度以降について、来年度に向けては、町民の皆さんにはこういうことを周知したいのだという話も、病院の一時借入れの2億円を払って、3億円払うという話も、それを全部町民の皆さんに周知していくのが、開かれた役場、開かれた行政の考え方でないかと思うのです。

だから、先ほど再々質問したのは、町長、特別職の給料を減額する考えはあるのですかということも単刀直入に聞いている。町長はいつも、しっかりと、しっかりとおっしゃいますけれども、本当にしっかりとやるのであれば、自分がどのように考えているかだけ、しっかり言ってください。

それと、病院の関係については、あす、審議しますけれども、一時借入金の2億円を調整しないとこれはだめだということなのですね。それは事務長でも副町長でもいいのですが、これは北海道なり国のほうから指導が入っているということですか。あ

した審議しようと思ったのですが、余りにも遠回りするものですから、きょう、今のところで聞いておきます。

2点だけ。広報に出すか、給料を下げるか、病院の関係をどうするか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 町民の皆さんに負担を求めるということになるというような状況にもしなるとすれば、それはもちろん、そのことをします。

ちなみに申し上げますが、私どもの俗に言う三役、町長、教育長、今、副町長ですか、これはずっとその部分についての削減はずっと続けているということもひとつ御理解いただければと思っています。これは、管内何番目とかではなく、ほかもそうですけれども、先ほど言いましたように、財政状況、みんなそういうことを含めて、ほかの町村もそうですけれども、それはずっと戻すことなく、ずっと削減は続けてきているということはもちろんですから、それでまた、先ほど申し上げたように、また職員の給与もという、こういうことはないようにみんなで頑張ろうなど言ってきた、さっき話しましたけれども、そういうことが、不測の事態が起きた場合については、もちろん、今、是か非かということですから、それはそのとおり、しっかりと我々はそのことを受けとめて、範を示すということは申し上げたとおりであります。

病院の会計につきましては、議員協議会で説明させていただきましたけれども、初めて歳入というか、欠陥で、運営費も含めて、それでみずから一時借入れをして、年度内に借入れて、それを年次計画で返していくというような計画をしたのですが、それが夏に、北海道の指導でありませんが、我々からしたら指導ということにとらえざるを得ないのですが、そういう指導があって、その一時借入れもきれいにして、そして再度出発しなければ、これからの病院の企業会計のあり方としては問題が残るということも含めて、それで急遽、財政出動して、それを穴埋めして、そして正常化に戻しながら運営していくということでもあります。

もう一度、その部分のもう少し細かいことについては、担当のほうから説明させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） ただいまの町長の追加といいますか、平成30年度の決算におきまして、十勝総合振興局の春のヒアリングで、今回、資金不足が生じました。資金不足率10.3パーセントということで、こちらは国の経営健全化基準20パーセントを上回っているものではございませんが、早期に資金不足を解消するべく取り組むようにという助言と申しますか、受けているということでございます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） ただいまの病院の関係につきまして補足をさせていただきます。

ます。

今、事務長から説明があったとおりでございます。この資金不足の解消につきましては、秋のヒアリングまでに方向性を示していただきたいというふうな助言がありましたので、今回、やむなく2億円借りた分を、一借の部分の返すと、そういう形で今回、予算を出したところでございます。

それから、先ほどから出ています町民周知に関しては、議会で議決をもらった部分、それから、行革である程度ダイジェスト版だとか方向性が出た場合については、その都度、広報等で周知していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 今、細かくいただきました。病院の件については、あす、細かく質疑をさせていただくということ。

それと、最後、副町長のほうから補足がありました。そういうことになれば、その都度ということでございますから、先ほど町長の答弁にありましたように、町民の皆様は、私はもう負担いただかなければならないかなと思っておりますが、それは考え方の相違ですから、それが出てきたときには、当然みずから身を削るということと、それは周知するということの、この質問に対しての確認をさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 今、確認ということでありましたけれども、そのとおりに受けとめていただければと。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 2問目に移ります。

町税及び保険料の徴収と納税、納付者への対応について。

税は、地方自治体においても、予算編成上、最も重要な礎となるものです。

しかし、景気の動向などにより所得減となり、納税が滞った場合、年金からの天引きが発生いたします。国のルールの中でのことと思いますが、実情について伺います。

1点目でございますが、納税は国民の3義務、これは教育、勤労、納税の一つでありまして、町民皆さんの平等を図る上で欠くことのできないものでございます。

しかしながら、社会情勢の変化による景気の低迷などにより、納税が滞ることもままございます。滞った後に、年金から天引きする旨の文書が役場から来て、天引きが始まります。そのこと自体、国のルール等であれば仕方ありませんが、当事者宛の公文書の中に、相談を受ける一言が明瞭に記載されていてもよいと思いますが、また、急激な高齢化社会になった今日、職員の皆様が出向き、話を聞き、相談に乗ることも

一考かと思いますが、考え方を伺いたします。

2点目でございますが、土地、これは主に農地のことでございますが、売買につきましては、さまざまな方法があるものと認識しています。売買が整えば、売り手側に所得が生じ、課税することとなると思いますが、売買価格調査と称します調査依頼がまいります。その回答を返送するには、交通手段のない方もおられます。職員の方々が出向くことも必要と思いますが、考え方を伺いたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 大住議員の2問目の町税及び保険料徴収と収納、納付者への対応についての質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目についてでありますけれども、税金等の年金の天引きの仕組みを簡単にちょっと説明させていただきたいと思っております。

まず、年金天引きの対象となる税金などは四つありまして、一つには介護保険料、二つには町、道民税、そして国民健康保険税、後期高齢者の医療保険料、この四つとなります。

これらにつきましては、細かな要件は割愛させていただきますが、65歳以上で一定以上の年金収入がある方は、原則的には年金天引きの徴収となります。それで、原則、年金天引きなので、滞納の有無に関係なく、金のあるなしに関係なくて、要件に合致した場合については、自動的に年金の天引きが開始されるということになります。

しかし、これは滞納がありませんよという方については、年金天引きでなくて、口座振替を申請をしていただければ、口座振替にさせていただくということになりますから、今、御質問のケースについては、まず口座振替の件だというふうに思いますが、これについては、この口座振替によって年金天引きの税金の納付が滞った場合は、いわゆる滞納処分の一環として行われるということになりますので、これは御理解いただきたいと思っておりますが、滞納のない場合については口座振替ということになります。

原則としては年金天引きと言いましたけれども、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に限っては、滞納がないことで、ただいま言いましたように、口座振替による振り替えをすることとなっております。

今回の質問については、国民健康保険税または後期高齢者医療保険料についての口座振替を選択された方が、何らかの理由によって納税が滞り、町といたしましても円滑な徴収が行えないと判断をさせていただいた場合には、年金天引きによる徴収に変更させていただくということになりますが、町といたしましては、本人の意に反して口座振替から年金からの天引きということに変更されていくわけですから、何の通知もなくいきなり、国の制度からということでは、そういうことでは対応しておりませんので、それなりの経過を踏まえながら、例えば1回の納付がおくれたからといって、

直ちに年金天引きの変更通知を出すわけでありませし、その間、督促状とかで、口座から振替ができませんでしたと、そういう口座振替不能通知というのを出します。そのほかにまた催告状というのを出して、納税を促す通知を出すということになっておりますので、それらの手続を踏まえて、税の公平性の観点から、税金が納められるということでもあります。

その間、本人から何らかの連絡、アクションがあれば、それについては納税相談にも応じますし、また、電話でも結構ですし、そういうような、何かの都合で引き落としができなかったかなどなど含めても聞き取りをするということになっておりますし、また、連絡いただければそういうことになります。ただ、連絡がないということも中にはありますが、基本的にはそのような対応をさせていただいているところであります。

今回の質問のような決定の事例は、何らかの対策が必要と判断せざるを得ないということではありますが、これもまたまれな事例であるということも御承知いただければなというふうに思っています。

このような経過を踏まえますと、今回のような滞納が続いて、何の連絡も相談もないという条件でありますけれども、税の公平の観点から、これらについては、町といたしましても、本人にこのような通知をする前に相談をいただくということについては、これからはしっかりとこのことについても事情も確認しながら対応させていただくということにさせていただきたいと思っております。

今後につきましても、これまでと同様、平素でわかりやすい表現に気をつけながら、必要に応じて町民に対する説明を行っていきたいと考えております。

次、2点目ではありますが、土地売買価格の調査でありますけれども、本調査の目的は、固定資産税の評価の参考にするための町内で売買された土地取り引きの実情を把握して、適切な地価の動向を調査するものでございまして、別に強制ではありませんが、この調査票の回収の方法につきましては、役場の住民課の税務担当、また、勇足、仙美里の出張所に持参をしていただくか、また、返信用の封筒を同封しておりますので、これに記入してそれぞれ送っていただくということになります。また、それもなかなかできないという人については、電話での回答も受けつけておりますので、電話でもその実情に基づいて応じていただける場合もありますし、もっと言えば、これは先ほど申し上げたように強制ではありませんので、回答がないということも、それも致し方のないことになるというふうに思っておりますので、それぞれ必要な部分について、電話でも結構ですし、封書でも結構ですし、出かけていただけてなくても結構ですから、もし電話でも連絡いただくことができるとするならば、それは職員のほうも適宜そのような対応をさせていただくということでもありますので、この土地売買価格調査につ

いては、このような中身になっているということでありませう。

以上申し上げて、答弁いたします。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 答弁いただきました。

税を納めることについて、私も何人かの方々から相談を受けていますが、決して納めるのが嫌だとか、法律に違反して納めたくないということではございません。私らもその部類に入ってきてございますけれども、役場から来る文書を見ますと、極めて文字が小さいのです。それで、類似した内容が3枚ぐらい、私も預かってきているのがあるのですけれども、当然公文書ですから、住民課であれば、本住号の、日にちが入って、年金特別徴収対象者様と、こうやって見てもなかなか読めないぐらい小さい。そして、当然町長のお名前が入っている。そして、お題目で31年度に公的年金にかかわる町、道民税の納付方法についてと。そして、これが3ページぐらいある。そちらの方、担当はわかっていると思いますけれども、これが極めてわからないというのが実態だと思うのです。それで私どもに、やはり議員をやっていますので、町民の皆さんとも相談を受けることもございますので、聞くと、やっぱりそれがなかなかわからないと。ですから、町長のお名前を書いてある真下にでも、一番上の一番見えるところに、細かいパソコンの大きさはわかりませんが、14ポイントとか20ポイントとかあるようでございますけれども、極めて大きな字で、中身がわからなかったら、電話をくれる時間帯とか教えてくれませんかというような、文法の話はわかりませんが、こういう堅苦しい表現でなくて、会話用語というのですか、そういうことで案内を差し上げて、御返答いただくというような方法をこれからとっていったらどうでしょう。

今、町長の答弁の中で、電話でも回答はいいのだよというお話、それは極めて大事なことだと思います。それであれば、電話だってなかなか料金がかかるとかということもありますので、年金の方々、2カ月に1回、月平均6万円にしても、2カ月に1回で12万円、11万円入るとしても、月額6万円弱ぐらいでやっている。そういう大変な皆さんの生活している中で、電話くれとか、報告くれといっても、これはなかなか難しい話なのです。それで、皆さん方、役場において、一生懸命といいますが、町民の皆様の生命と財産を守っていただいているのは、これは敬意を表しますけれども、返信をくれという中で、切手を貼って、封筒にその様式を書いて入れて送るにしても、自分の玄関先から送れないのです、ポストがないから。昔みたいに郵便局の方が来ていただいたときに持っていってもらえるような話になればいいのですけれども、今、町長も出張所とかありました。出張所まで行くとすれば、大体その近くまで行くとポストがあるものですから、それだったらポストに入れるということになります。

出張所にそのまま持って行っていいと。ですから、私が言っているのは、何も難しい話でなくて、そういうことを行うのであれば、職員の人を持って行って、どうなのと、こういうことだよと説明していただいてもやぶさかでないのではないかなということでの質問の趣旨でございます。その辺をどのようにお考えになっているのか、再度質問をするものでございます。

それと、税金の徴収ということでお話しさせていただいています。一生懸命徴収して、税務担当の人たちは大変な思いをしてやっていると思いますけれども、その辺、今、私がお話しさせていただいたことをしていただかないと困るのですが、あくまでも今までどおり文書を出して、その返信をもらわなければならないという考え方なのか、その辺はどういうふうにお考えなのか。

それと、先ほどと同じ内容になりますけれども、今朝ほど、きょうの一般質問が始まる前に、報告事項の中で、監査のほうから報告がありました。不納欠損が70人で204万3,432円あったと、30年度ですね。これは監査の方々が見ていただいている報告ですから、前年度より50万円ほど多いということでございます。これはもう職員の方が一生懸命やっていて、不納欠損処理しているということは、町民の皆さんから見たら、なかなか効果が上がっていないのではないかなということになるのではないかなと思うのです。本当に今、町長が答弁していただいたように、職員の方が電話だとかそういうことで対応してもいいのだよと言っているながら、片方の報告を受けると、30年度の報告でいくと、70人で二百四万三千何かがしという内容でございます。この辺を執行者側としてどのようにお考えか。やはり親身のある、町民の皆さんと接して、いろいろな悩み、いろいろな相談事を聞いていただいて進めていくのが、一番納税の率を上げる、これも一助になるのではないかなと思いますが、その辺の考え方について、どのようにお考えか、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 質問の内容と、また、不納欠損というか、滞納のありましたけれども、一番最初の質問のケースと、今、後段に質問していただいた部分とはちょっと分けて考えていただきたいなと思います。こういうものについては、非常に担当も含めて聞きますと、まれな例でありますから、これは今、文書をこうやって持っていましたけれども、エクセルか何かで出てしまうと、ものすごく小さくなってしまいうことは事実ですから、それは先ほども言いましたけれども、簡素でわかりやすくするというのももちろんですし、その中で電話でもできますし、郵便局も封筒に入れば郵便局は持って行ってくれますから、配達の方にもそういう連携もとれますので、そういうことも含めてやりますけれども、なるべく連絡がとりやすいようなことについてはしていきたいと思っております。

また、後段の質問については、非常に滞納がふえているということでありますけれども、その辺については、担当のほうは必ず通常の税の、また、使用料とか含めての、滞納の分は、必ず滞れば納税相談含めて実施をしているはずでありますから、その辺も含めてしっかり対応していくということでありますけれども、これも実態的には担当のほうから説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） お答えいたします。

納税につきましては、いろいろとこちらから督促状なり催告書なり出しまして、それに応じて相談窓口に来て連絡がありましたら、それなりにちゃんと納税相談のほうはしっかりと対応してまいりたいと思っております。

また、不納欠損の話があったのですけれども、不納欠損につきましても対応的には、その人が財産があるかどうかというのを精査しながら、その年によってその金額というのは異なると思いますが、その辺を精査してしっかりとやっておりますので、御理解ください。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長からも担当からも細かく御答弁いただきました。

こと、納税していただくということは、町民の皆さん、平等という観点から最大限努力をして、それでも足りないぐらいの部分があるかと思います。職員の皆さんから見れば、大住は鬼のように見えるかもしれませんが、これはある意味、苦言を呈させていただかないと平等さに欠ける部分も、不納欠損という部分は考えられますし、今朝、そういう報告も受けましたので急遽でございますけれども、そういう質問をさせていただいているということでございます。

今、町長からも担当からもそういう御答弁がありましたので、それはわかりました。

町長から、冒頭、答弁ありましたように、これからはということもありましたので、本当にだんだん目も遠くなる、3枚も5枚も同じのが来ると、なかなか私らも含めて、この年になると理解力に遠くなるということなものですから、その辺もうちょっと、お役所のやり方はわかるのですけれども、ルールに外れない限りの会話言葉というのですか、何々さん、こういうことでちょっと滞っていますよというような書き出しでも、本別町役場が一番最初に始めれば、これは画期的なことなので、その辺と、何かあったら10円かかるかもしれませんが、電話くれればすぐ対応しますよというようなことをどこかに入れていただくような形をとっていただければ、これに越したことはないと思うのですが、その辺どんなものでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 手続上、全部が全部そういうことになるかは別でありますけれ

ども、ケースバイケースでそのような生活実感といいますか、居住しているなどかなり把握できるということだろうと思いますから、例えばひとり暮らし、高齢で、なかなか外出するのも大変だなどなどの生活実感がわかるような人方についても、十分にそこら辺を配慮できるような、また、先ほど言いました、質問にありましたけれども、文書もだんだん小さくなると、本当に読むのも読みきれないみたいなことになりかねませんので、それは誰の都合かと言われたら、それは仕方ないかもしれませんが、そうではなくて、一層そういうことも気を使いながら、ちょっと担当にばかり負担をかけるようなことかもしれませんが、しっかりそのことのほうが逆にスムーズに業務が進むということもあるというように思いますので、そういう配慮も含めて、先ほど申しあげましたように、簡素でわかりやすく、しっかり丁寧に対応できるようにしていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○6番（大住啓一） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、3番梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） それでは、議席番号3番、梅村智秀による、通告済みの3問について、一般質問をとり行います。

先だちまして、昨年9月の北海道胆振東部地震より1年余りが経過をいたしました。また、あまたの災害において、お亡くなりになられた方、今もなお御苦勞を強いられている方々に心よりのおくやみとお見舞いを申し上げます。

そして、御多忙の折に傍聴にお越しいただきました皆様に心よりの御礼を申し上げます。

なお、通告済み3問中、2問におきまして、一部でございますが、さきに質問をとり行われました議員と重複する点がございますことをお含みおきください。

それでは、1問目、ごみすっきり、本別はリサイクル率十勝一。

本年4月1日より、ごみの分別と収集体制が変わり、一部に不都合も生じている。早急に対策を講じ、ごみに対する自助意識とともに、行政への信頼と満足度を高め、町民が誇りを持てるまちづくりの一助とすべき。現在までの対応と今後の方針について、事実と所信をたず。

1、これまでの週2回から週1回の収集日程、こちらは市街地でございます、となったため、家庭における生ごみ保管が衛生上の課題となっている。これらを解消し、ごみの排出量削減や、堆肥化と有効活用を促進するため、生ごみ処理機やコンポスト化、生ごみ等をコンポスト化するための関連の費用を全て含んででございます、コンポスト購入補助を行うべきである。

2、残念ながら町内沿道にもポイ捨てなどによるごみが現認される。

また、ごみ集積所、ごみステーションでございます、では分別間違いのため、未収

集となり、長期間放置されるごみ袋も少なくない。

これらの改善に自主的に取り組み、自費購入をした指定ごみ袋を利用し、美化、清掃に励む町民もいらっしゃる。本町において定められているボランティア清掃に対する制度を再整備、周知し、しっかりと奨励、補助、そしてさらなる推進をすべきである。

3、平成17年度に道内リサイクル率第1位、こちらは環境省によるものでございます、になり、現在においても十勝において第1位であるが、その継続、向上のために、さらなる取り組みと周知をすべきである。

以上、答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 梅村議員の1問目の、ごみすっきり、本別はリサイクル率十勝一の質問の答弁をさせていただきますが、まず1点目の生ごみの保管について、衛生上の課題となっております質問についてであります、特に夏場の保管については、腐敗による悪臭が不快感を与えるものでありまして、この対策として、生ごみについては、ポリ袋に入れてそのまま指定袋に入れることを可能にしております。その都度縛って、またふたつきのバケツに入れて保管する方法など、説明会でもる詳しく説明をさせていただいて、理解の促進をさせていただいたところでありますが、その中で、減量化含めて、生ごみの処理容器の助成ということではありますが、先ほど阿保議員の質問にも答弁させていただきましたが、現時点では、この支援策については考えておりません。

2点目の、ポイ捨てやごみステーションに残されたごみ袋などの対応については、地域の積極的な衛生活動のおかげで、住みよい生活環境の保全が図られていることに対しては、大変ありがたく思っており、感謝をしているところであります。

また、御質問のポイ捨てなどのごみ処理については、自治会を通じて、ボランティアの収集も行っている方々、公用ごみ袋の申請をしていただければ、無償で提供させていただくことも先ほど答弁させていただいたところでありますので、これらもぜひ活用していただければと思います。

ごみ集積場の分別の間違いのごみ袋につきましては、これは自治会、また、それぞれの会議でも御意見としてあることも私どもも承知をしておりますが、ごみ集積場の利用者の方々が出したごみ袋には、それぞれ自治会のステーションでも工夫しながら、番号を書いたり、氏名を書くところまであるのですが、ただ、そこで、例えばプラスチックを出すと、プラも少し変わりましたから、ラップみたいなのはプラの中でなくて燃やさないごみで出すとか、いろいろありましたから、ちょっとまだまだなれないところもありますけれども、ただ、それはそのときに、そこの担当というか、気がつ

いた人が処理してしまうと、ずっとそれがそのとおりにになってしまうということでありまして、これはいろいろな場面でも出たことがあるのですが、それは本当に逆にきちっと特定ができれば、教えてあげることも親切であるということも含めて、それは各自治会のステーションの担当というか、そのエリアにいる人たちが気を配りながらそういう活動をされているということでありまして、それもぜひこれからの、気づかない部分を気づいていただいたりして、長い間、また地域の中で御指導なり、また御支援いただいて、問題のない収集の方法になっていくということも含めて、またこれもそのような方向について御理解をいただいて、御協力いただければなと思っています。

次に、3点目のリサイクル率の継続の取り組みでありますけれども、このリサイクルについては、御質問のように、本町も特に収集については、資源ごみは徹底して資源にしようと、捨てればごみですけれども、ちゃんと活用すれば資源になるということも含めて、平成15年度から20年度までは、本当におかげさまで全道1位を何年も誇ってきました。その後、22年と24年ですが、この間のあいているところは、残念ながら全道2位ということでありまして、でも、これだけ町民の皆さんが本当に各団体、自治会含めてしっかり取り組んでいただいたおかげで、これが本別の北海道での揺るぎないリサイクルを誇るまちとしてまた一層注目されたところであります。

さらにこれにあわせて、先ほど言いましたように、センターへ持って行って処理するのもお金がかかります。それを少しでも軽減するよということ、資源にすることによって自治会の活動の一部経費になったり、また、収集していただく業者の皆さんにも一定の補助をさせていただくことによって、業者の皆さん方の協力もさらにしていただけるよということを含めて、この奨励金を出させていただいて、自治会挙げて、各団体でそれぞれ資源集団回収の奨励をさせていただいたところであります。

このようなことも含めて、さらにこれは引き続き徹底していきたいと思いますが、ただ、分別収集が変わりまして、今まで資源に使っていた、例えば古着だとか、そういうものも、リサイクルでないほうに回ってしまったり、また、今までは空き瓶も全部資源集団のほうにいったのですが、それも制度が変わりまして、なりましたから、1キロ幾らでうちは奨励金を出しました。1キロということは、奨励金は自治会とか団体は1キロ6円ですか、協力いただいている業者の皆さんに1キロ5円ということでしたのですけれども、瓶などになると、かなり重量が今度は減るものですから、少しリサイクル率という面については減るかもしれませんが、思いは今までと同じ、しっかりと取り組んで、みんなで減量化、そしてまたリサイクル、有効活用に向かっていくという、町民の皆さんの積極的な活動を今後とも支えていくためにも、これらをさ

らに意識を高めて、続けていっていただけるような方法をとりたいというふうに思っています。

生ごみの関係、先ほども質問いただきましたけれども、本当に大変なことはもちろんですけれども、本当に少しでもなれていただいて、先ほど言いましたけれども、今まで本当に、ちょっと冬の間など、もっとしばれるときですと、すぐぱりっと破れるような袋でしたけれども、今度は相当強度も高くなりましたし、その中に新聞紙だとかいろいろなものをあわせて入れて、におい消しもできますし、それを、例えば物置きだとか、なければふたつきの缶等があったら、その中で保管していただいて、週1回ですけれども、それに対応していただけるような工夫もぜひ努力もいただきながら、環境にやっぱり一層協力いただきながら、自助の頑張りもしていただいて、それで余るものについては、やっぱり公助で、しっかり町も含めて対応させていただきたいと思っておりますので、そういうようなことも含めて、より協働の処理精神をさらに養っていただきながら、御協力いただきたいなと思っております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 御答弁いただきました中で、また改めてお伺いをいたすところです。

1番目、いわゆる先ほども質問の中で繰り返されておりましたけれども、先ほどはコンポスト、いわゆる堆肥化するための容器、こちらについて考えはないよと。一部について、電動のごみ処理機、室内で使うもの、生ごみ処理機についても、何かお使いになられたけれども、悪臭がというようなお言葉があったかというふうに認識してございます。

こちら、改めまして、電動の生ごみ処理機について、どのような認識をお持ちなのかについてお伺いをいたします。

また、先ほど明確に考えていないよということでしたが、改めて、なぜ考えられないのかということについて、具体的理由についてをお伺いいたします。

また、2番目、こちらはボランティア清掃に関する部分でございます。先ほど来、自治会というところを通して手続をしてよということでお話もありました。

現時点でございますけれども、まず、手続云々ということもありませんながら、公用のごみ袋、燃えるごみと燃えないごみですか、この2種類に分かれておりますけれども、袋の設定が、多分、45リットルの一番大きなものしかないのかなということなんです。例えばこちら、最小単位の5リットルのものからにして、先ほど来、散歩の途中というようなお話もありましたけれども、散歩の途中でちょっと45リットルの袋を持ち歩いてというのはなかなかと思っておりますので、こちらについて、小さなものからも対

応できるようにというふうにされるとよろしいのかなと考えるところでございます。

手続についてもなのですが、いわゆる自治会等を通してというものの、先ほど一つのけじめとしてというようなお言葉を使われておりましたけれども、やはり何かことを起こそうとしたときに、人間はいかんせん、やはりものぐさなものでございますから、その手続等にちょっと障壁があると、なかなか一歩踏み出すことに差しさわりが出たりということもございます。やはり個人で気軽に窓口で袋の手続をしたりとかというところをできるように、こちらも改めて考え直すべきではないかというところでございます。最低でも、やはり対応する袋のものを小さなものから大きなものまでに設定をしていく、そうした必要があります。

また、3番目、道内リサイクル率、平成17年度から第1位となりましたよというところで、24年度までは全道2位でしたよ。その後、現在は平成28年度で全国9位で、平成29年度が10位というところになっております。これは本当に日本全国の中ででございますから、素晴らしい実績だと思うのです。私もこのまちに来てまだ日が浅うございますけれども、町民の方々から、本別はごみに対する意識が高いのだよというお話は複数の方からいただいておりますけれども、道内リサイクル率ナンバー1になったのだとか、何年から何年ぐらいまではこういう実績があるのだというところまでお話しただけの方がなかなかいらっしゃらないと。せっかくこうした実績を残されているのですから、改めて本別にはこういう実績があるのだよというところと、先ほどキロ当たりの手数料というか補助金ですか、そういったお支払いというものをされていたようですが、改めてここでまた道内1位どころか日本全国1位をねらうようなところができないのかどうか。できないのであれば、何が障壁になるのか、具体的な理由と伺いますか、今までなぜ好成绩をとれていて、今時点でも好成绩だと存じますけれども、なぜそこが少し停滞しているのか、そこをまたさらに返り咲くというところができないのかどうか、どのような御見解を持たれているのか、答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員は、答弁すると、なぜと理由を聞くところでありますが、特にコンポストの関係については、先ほどの議員の質問の中で答えさせていただきました。よかれと思って用意したものが、逆に粗大ごみになったり、邪魔になったり、衛生上、取り扱いが難しく、大変なやっぱり難儀をするというようなことになった、そういう経過も含めて、この生ごみ処理容器とあえて言いますけれども、これについては助成をして奨励するということについては今のところ私どもは考えることには至っていませんと、こういうことでありますので、ここは理解してほしいのですけれども、これも使用した結果、そういうことがわかったということでもありますから、

そういうことであります。

電動機の話をしてします。電動機、私事ですけれども、5万4,000円ぐらいだったと思います。大きくないのですよ。そこに入れると、おがくずみたいなのが入っているのですけれども、ぐるぐるぐるとローラーが回っていたのですけれども、それは、例えばひとり暮らしをしていたとしても、どうかなと思うぐらいの、もっと高いのを買えばもっといいかもしれませんが、なかなか一般の家庭の中で生ごみを処理するというにはなかなかそぐわないなど、コストもそうですし、それが大量に処理できないとなると、残ってしまうのです。それをまた掃除するとなると、逆にまた大変になってくるなどなど含めて、電動のものというのは、それは余り精度のよくないものを使ったのかもしれませんが、紹介いただいて、それを買わせていただいたのですが、それも結局は物置きの粗大ごみになってしまうというようなことになってしまった結果もあります。

特にごみ処理容器は、夏場だけなのですよね。冬は、こういうところですから、全く使いませんから、それもまた今度邪魔になってくるとかになるのです。庭があるとか花畑があるところでしたらある程度いいのでしょうけれども、一般の中では、なかなか全部がこれを対応する、もっと言えば、動物が来て、においがすると穴を掘ってがちゃがちゃにしてしまうこともしょっちゅうあるのです。それについては、相当埋めて、ふたに逆にハエがわからないような殺虫の防護シートを貼るとか、また、スプレーしておいをとめるとか、いろいろな工夫をしなければならないのです。土も入れたり、いろいろなものを入れて、しょっちゅう攪拌もしなければならないということも含めてありますから、それが1基でやると、ある程度堆肥化になって出すと、ものすごいにおいがするのです。それをまさか畑に、花畑にまくわけにはいきませんから、もう一つなければ熟成できないというようなこともあるのです、一般家庭では。農村部で専門的にやられる人は別ですけれども、大変な悪臭があるのです。などなどの経過もあって、相当町民の皆さんも一緒に頑張ったのですが、結果的にこれはやはり余り奨励できないねと、こういうことになったものですから、このことについて、先ほども言いましたけれども、それを生ごみで集めて、3町で堆肥化するラインをつくって、それで堆肥にしたという、そういう経過もあったものですから、今度はそれを燃やせごみで一緒にいくということでもありますから、そういうことであります。

リサイクルの関係については、前後しますけれども、その前にボランティアですね。ボランティアについては、もう少し簡素化しながらやっていくということについては、ちょっと工夫させていただいて、なるべくそういうふうにしたいと思っておりますし、御質問にありますように、まさか45リットルのものを持っていきませんから、大体の予想、ごみのあることを予想するというわけでもないですけれども、歩いて簡易に拾っ

ていただけるような袋も、十分それも検討させていただいて、せっかく頑張っていただけの趣旨に少しでも応えて、私どもも感謝できる環境をつくっていきたいと思いますので、ここもそのように対応させていただいてもらいたいなというふうに思います。

あとはリサイクルですが、私も全国の地球環境問題を考える自治体というのがあるのです。そこのサミット、去年本別で、全国でやったのですが、北海道では本別だけなのです。なぜ本別かというと、リサイクル率が全道1位ということで、本別を指定して、その協議会に加盟させてもらったのですけれども、やったときもそうですが、九州などへ行くと、約八十数パーセント、リサイクル率があるのです。なぜかというと、面積は十勝や北海道みたいに広くないですから、10分の1ぐらいの面積なのです、まちの面積が。そこが、例えば竹だとかヤナギだとか、そういうものを全部リサイクルするのです。粉碎してチップにしたりいろいろするのです。おがくずにしたり、そういうことをする。そういうのも含めると、全国一というのはほど遠いなというふうに思うのです。うちも相当頑張るのですけれども、先ほども少し言いましたけれども、今まで資源ごみで出すことができたやつが、今度、燃やせるごみだとか、そっちに移っていくものですから、それはやっぱり今までどおりで量的にも少なくなって、一番は瓶の重さが違うものですから、これも量的にというか、重量的には少なくなるから、全道1位というのは、きっと頑張ってまだ何とかやれると思うのですが、そのぐらいの意識で頑張るのですけれども、全国というのはなかなか、最初から諦めるわけでないですけれども、現状のそういう分別の内容からすると非常に厳しくなると。できれば一番いいなと思うのですけれども、それらはぜひそういうことも含めて取り組んでいきたいなというふうに思いますが、現状としてはそのような分別の方法も含めて相当変わってきておりますので、厳しい状況であるということは間違いありません。ただ、気持ちはそのことに負けることなく、そういう可能な限りのリサイクルをしっかりと取り組んでいきたいなというふうに思います。

あとは、これらの実績を周知するということがありますが、これは本当に誇れることでもありますから、今までは衛生組合だよりだとか、いろいろな団体のものでいきましたけれども、しっかりと取り組んでいくということを含めては、それは担当のほうからしっかりとやっていただくように、周知の方法も含めて担当のほうでまた答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） ボランティアごみの件につきまして、町で検討するということが、町長のほうで答えていました。ボランティアごみで45リッター、公用の袋

としては印刷がかなりの枚数しなければできませんので、別な袋を代用するだとか、そういうことを考えて検討してまいりたいと考えております。

リサイクル率については、先ほど衣類とか、今度31年度から、当然処理内容が変わりましたので、生ごみだとか衣類だとか、そういうものが今まではリサイクル率のほうに入っていたのですけれども、処理の関係でかなり順位は下がる形には、今まで60パーセントぐらいのリサイクル率なのですけれども、下がるということになると思います。

情動的に、今までの成果であるとか順位については、今、町長の言ったように、衛生だより等に掲載するとか、その辺の周知等については考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

1番目の、いわゆる電動の生ごみ処理機であるとか、いわゆるコンポスト化をするための容器、こちらについてでございますけれども、まず、コンポスト化するための容器について、こちらは夏期しか使えませんよということでございますが、実は私も、町長、私事だと前置きされましたけれども、私も両方併用して使っているのです。やっぱりこれ、使い方なのかなど。私は両方とも有効活用させていただいております、おっしゃるように、夏期の間であれば、春先とかであれば、いわゆる小動物が掘り起こしてということも私も経験してございます。ですから、その都度、土を多くかぶせたりとか、そういったこともしております。ただ、冬期間、容量の大きな容器を使っていれば、この気候ですから、カチカチにやっぱりしばれますし、容器を設置している土も、これもかちかちにしばれていますので、小動物が掘り起こすことがないのです。ですから、冬期間においては、その中に入れていくというところ。町長、攪拌もしなければとか、においがすごいということでございますけれども、私、それはしっかりとした堆肥化ができていない、いわゆる完熟していないといえますか、だからやっぱりくさいのです。それはやっぱりやり方、攪拌の仕方が悪かったりとかということもありますし、容器が粗大ごみになってしまったよというお話もあったかもしれませんが、これらの関連ということでございましたら、では、先ほども議員からもお話ありましたとおり、においを除去する除臭剤的なようなものもありますし、堆肥化を促す粉末とかそういったものもございますので、容器だけではなくて、そういったもの関連についても補助対象としていくべきではないかと。

あと、電動のものについても、確かに容量が小さかったりということがありますが、けれども、こちらについては、私が使っていて難点だなと思うのは、時間がかかるとい

うところと、確かに私も、町長がおっしゃったぐらいの金額のものを使っている、一度に処理できる量が少ないという実態はございます。ただ、使うと、本当にカリカリのチップのような形になって、においなんか全くしないようになりますので、ちょっと使っている機器とかが違うからなのか、使い方の問題なのかわかりませんが、電動生ごみ処理機については、とても有効的なものだというふうに考えてございます。

道内の実情でお話しさせていただきますと、例えば札幌市とか帯広市は2万円を上限としておりますし、高額なところでありますと、月形町5万円、興部町6万円など、こういったものも見受けられます。管内町村に限定してお話をさせていただくと、お隣の足寄町が2万円を上限に補助しておりますし、士幌町が3,500円というところでございます。大多数の地方公共団体が取り入れている政策だということまでは申し上げませんが、やはり一定程度の効果というもの、使う方によって、それは粗大ごみにしてしまう方もいらっしゃる、当然のことながら有効活用できるいい制度だというような方もいらっしゃるというふうに把握しているところでございます。

いかんせん、週1回の収集体制になって、出てきている問題というのは、本当に夏期の生ごみというところでございます。帯広市などは、燃やすごみ、週2回の収集体制を維持している理由の一つに、生ごみの腐敗と衛生上の観点からというところも述べられているところであります。

やはり本年度の予算審査特別委員会にて担当課から御答弁いただいたのですけれども、やはり人口減少を遅らせる具体的な最重点取り組みの考えはということをお伺いしたところ、働く場所の確保なのだと。今ある事業所をしっかりと守っていく、設備投資をしていただく支援をというような御答弁もいただいております。

例えばでございますけれども、電動生ごみ処理機の導入に関しての補助とか助成制度、これを条件といたしまして、例えば町内の指定した店舗からの購入とか、あとは助成に対しても商品券の交付、そういったことをしていけば、ごみ収集に対する不便とか不満、そういったものの解消にもつながりますし、当然、ごみに対する意識の高いこの本別町、ごみ排出量の削減というものにもつながります。また、地方創生の観点からでの地域の活性化というものにもつながりますので、言うならば三方よしと、いろいろなメリットがあるのではないかと。

先ほど来、なかなか暗い話題でございますけれども、人口減少であるとか財政難の話題がずっと続いておりました。では財源をどうするのだということにもなってくると思っておりますけれども、当然、お金は掘ってわいて出てくるものでもないですし、例えばでございますけれども、一定程度役割を終えたかなと思われるような補助制度とか助成制度、これらをちょっと見直して、そちらの一部を転化するとか、少なくともやはり柔軟的、少なからずともこうした体制が変わったことによって、こうした声が生

じているわけですから、それらに対して柔軟に臨んでいくよという姿勢、これはお見せすべきだと。まず試験的にでもいいので、やはり実施してみる値は十二分にあるのではないかというふうに考えるところでございます。

また、2番目の袋の部分でございます。担当課より御説明もありましたとおり、別に印刷している、ここに経費を多額にかける必要というのは私もないと思いますし、例えば半透明のビニール袋を使っただいて、何か役場から発行しているよというようなわかる記号を入れたりとか、マジックでも構わないと思うのです。そういったものを入れたりとかして、公用の代用をしていくと。それで大きな反響があれば、経費をかけて印刷をすとかということも必要だと思いますし、今の時点では、それこそやはり柔軟にでございますけれども、まずできるところから、経費をかけずに、少しずつ改善、改革に取り組んでみる。やってだめなら変えればいいし、変えてだめならやめればいいということだと思います。特段、多額の経費がかかるわけでないことについては、どんどん積極的に取り組んでいく、こうした姿勢が必要であるというふうに考えるところでございます。

また、リサイクル率の部分でございますけれども、町長からは、全国一はなかなかと。私も調べたところ、やはり町長おっしゃるとおり、80パーセント台前半、なかなかほど遠いなど。本町においては、おおむね60パーセント台前半ですか、平成28年度であれば62.2パーセントで9位。ちなみに、10位が56パーセントでお隣の足寄町。29年度は58パーセントで10位というところであります。道内においては、ベスト5にはもう必ずと言っていいぐらい入っておりますので、やはりここからちょっと、いろいろ制度が変わって、リサイクル率の低減というものが懸念されるというところのお話もありましたけれども、ここはやはり意識喚起をして、最低でも全道1位には返り咲いていくというようなところまで考えていけたらなと思うところでございます。

特にでございますけれども、1番目の生ごみの電動処理機についてのお考え、私の所見も述べさせてもらいましたが、改めて御見解をお伺いするところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 生ごみ処理機については、今の現状では、まだ町として取り組むということにはまだ難しいだろうと思っておりますので、それぞれ自助でやっていただくものについてはしっかりやっていただければと思いますし、私どもも、今まで衛生組合含めて、そのような今までの経過のようにお話をしながら、共通の認識を持ってきているものですから、そういうことで対応させていただきたいなと思いますので、その辺については、まだそれぞれ多くの方がそのような要望とかお話があれば、また別なことで検討する余地があるかもしれませんが、現状の中では、このようなことで

経過も含めて御理解いただきたいなと思っています。

また、ごみ袋の関係ですけれども、担当が言いましたけれども、梅村議員からの御質問は、45リッターという大きな袋でなくて、小さい袋で持ち歩きできるようなことですから、それはその方向で、お金をかけるとかかけないでなく、あるものでしっかりと、現状のもので対応していただければ、本当に活用していただくということはありがたいことですから、それはしっかりと、なるべく利用していただきやすいような方向をしっかりと作りながら対応させていただきたいなというふうに思っています。

リサイクル率、大変私も望むところなのですけれども、なかなか現状としては、総体のごみの量というか、リサイクルにするごみの量含めて減ってきておりますので、その中で、ほかもそうかもしれませんが、私どもの意識としては、気持ちとしては、希望としても、リサイクル率をやっぱり全国一と誇れるぐらいの気持ちで、これからも衛生行政、ごみの分別処理、そしてまたリサイクルについては取り組んでいきたいなと思いますので、またよろしくお願ひしたいなと思っています。

以上申し上げて、答弁とします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁いただきまして、今、町長の襟元に丸いカラフルなバッジがつけられておりますけれども、せっかく目についたので、町長、襟元につけられているバッジですけれども、これがどういったもので、例えば今話題になりましたごみの問題について、どういったもので、どのような思いを持たれてそのバッジをつけられて、ごみの部分についてどのように考え方を反映させるかとか、もしそういったところがありましたらお聞かせいただけたらと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ごみの環境問題につきましては、私もこの立場に就任させていただいて、一環してやってきました。この結果が奨励金でありますし、また、堆肥化でありますし、また、衛生組合、団体を通じた本町の環境の、本当に住みやすい環境の、そしてまた一斉清掃のそれこそ取り組みも含めて、みんなで環境のいい、住みよいまちをつくろうということ含めて取り組んできています。これは特に言いますと、環境大臣から、北海道はこれから農地も含めて持続可能な、ちょっと話がそれるかもしれませんが、農薬や化学肥料でかなり本来の地力が落ちてきたと。そういうものを、もう一度安全、安心の食料を生産するための環境も含めて、こういう取り組みをずっとしていく、それは北海道、十勝がモデルとしてこれから農業の現場でやっていく、そういうことを含めて、この取り組みの感謝状もいただきながら、これをぜひポテンシャルのあるバッジをつけて今後も頑張ってもらいたいと、こういう意味で持続可能な

バッジをいただいたところでありますから、そういう意味で、梅村議員も同じものをつけておりますから、同じ思いで、環境問題を含めて、これから一層、今厳しい環境状況になっていきますので、これからも少しでも貢献できる一助となるように、地元の安全、安心含めて取り組んでいける、それは環境だけでなく全てにおいてそのようなことで取り組んでいきたいなと思っておりますので、そのことも申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） そのバッジ、SDGs、持続可能な開発目標、国連のほうで開発目標とされている、世界的な取り組みが今進んでいるものでございます。せっかく私だけではなくて、ごみに対する定義というものがなされましたし、一定のお考えというものもお聞かせいただきました。本別町はごみに対する意識が高いまち、住み続けられるまちづくり、持続可能なまちづくりというものを目指しているのだということの認識を共通させていただきまして、1問目を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 4時06分 休憩

午後 4時15分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、2問目、町民の小さな声を聞き、みんなで作る総合計画。

第7次本別町総合計画は、令和3年度から10年間のまちづくりの指針となる本別町の最上位に位置づけられる計画である。策定段階より、一人一人の小さな声に耳を傾け、真の町民自治として具現化すべき。現在までの対応と今後の方針について、事実と所信をたず。

既に総合計画策定審議会、町内各種団体などから参加の26名で構成、も開かれ、役場町内会による総合計画推進委員会、大和田副町長を委員長とする、も設置、既に素案づくりが始まっている。

また、町内中学生、本別高校生、町民1,000人の方々を対象としたアンケートも実施。今後も役場若手職員を対象としたワークショップの開催や、パブリックコメントを実施する計画だが、より広く、より丁寧に町民の方々の声を吸い上げ、参加と協働のまちづくりを推進すべく、新たに町民議論の場を設ける必要がある。後段の、新たに町民議論の場を設ける必要がある、こうしたところについて見解を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員の2問目の質問であります、町民の小さな声を聞き、みんなでつくる総合計画の質問の答弁をさせていただきます。

御質問にありますように、一つには、より広く、より丁寧に町民の方々の声を吸い上げ、また、参加と協働のまちづくりを推進すべく、新たな町民議論の場を設ける必要があるとの趣旨についてであります、議員御質問のとおり、市町村の長期計画に該当する住民の方々に影響することなので、関心を持っていただくのと同時に、かわりをいただきながら計画を策定することが望ましいというふうに認識もまたしているところであります。

一般的には、総合計画策定における住民参加のあり方についても、さまざまな考え方もありますが、大別すると六つの方法に分類されるところであります。

1点目は、まず、策定審議会への諮問、2点目はアンケートの実施、3点目は団体のヒアリングの実施、4点目はワークショップの開催、5点目は計画案の説明会の開催、6点目はパブリックコメントの実施となっておりますが、今回、次期総合計画の策定に際しましては、実施済みといたしましては、一つに、策定審議会への諮問は終わりました。二つ目のアンケートの実施であります。この2項目であります、今後は団体のヒアリングの実施、そしてパブリックコメントを実施して、町長がおじゃまします形式による計画案の説明会の開催を、策定審議会委員と若手職員を対象としたワークショップの開催、また、広報誌と公式ホームページを活用いたしました経過報告及び意見聴取等を予定しているところであります。

総合計画は、地方自治法における策定の義務がなくなって以降、策定することへの判断は自治体に委ねられておりまして、本町については行政報告でも報告させていただきましたけれども、地方自治体が担う事務の高度化、多様化と人口減少など、大きく変動する社会情勢に対応しながら、住民福祉の向上を進めていくためには中長期的な方向性を示す総合計画の役割は重要であると。その中で、第7次の本別町総合計画を策定するという考えに至ったところであります。

総合計画につきましては、性格として二つの種別があると言われております。

一つ目は、地方自治法に規定されていた当時からのもので、行政運営の計画として目指すべき目標と、それを実現するための自治体が行うべき施策、事業を記載するもので、住民、地域団体、事業者などに対しては、理解と協力を求めるにとどめるものであります。

二つ目は、公共の計画としての性格を持つもので、自治体と住民、地域団体、事業者などが共有すべき目標と、その実現のためにそれぞれが担うべき責務が記載されたものであります。

平成23年4月に地方自治法の規定が廃止された後、平成24年3月、本別町条例、議会の議決に付すべき事件に関する条例にて規定されている内容については、地方自治法の趣旨を踏襲したものでありまして、本町における総合計画も一つ目の性格を持つものとなっています。

現在、本別町が目指します将来像、将来目標を示す基本構想と、基本構想を実現するために必要な手段や施策を明らかにする基本計画の作成に入る前段として、本町における現状と課題などについて、策定審議会との情報共有などを進めているところがあります。

今後における策定作業における素案づくりの過程におきましては、御質問にありますとおり、一人でも多くの町民の方々の意見を聴取できるように、可能な限りの取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁いただいたとおり、総合計画が取り入れられた経緯としますと、昭和44年ですか、僕が生まれる前なのですけれども、地方自治法改正によって、市町村に対して義務づけられたというところに端を発し、それで総合計画が普及をしてきましたよと。策定義務自体は、分権改革の一環として、平成23年度に廃止されましたというところは、ただいま町長からも御報告ありまして、いわゆる法令にのっとりた策定義務というものはないのだけれども、本町においては策定していきますよというところがございます。

この総合計画が重要なものであるという認識は、これも一にしているというふうに私も認識しております。この総合計画、言うならば、この計画でまち全体のレベルがわかるのだというように称される方もいらっしゃるくらいです。また、これについては評価が分かれるかもしれませんが、新聞紙面上では、まちの憲法と称する方もいらっしゃるというところがございます。

その最も重要な本別の未来計画、これを改正といいますか策定といいますか、していくのであれば、丁寧に丁寧に、こと丁寧に、それこそ町長から繰り返しお言葉いただいているとおり、協働とか共生とか、一人でも多くの声を聞きとか、自分のまちは自分の手で作るというところで、こちらについての考え方も一にしているのかなというところでもあります。

でも、これは私自身の私見でございますけれども、では今現在の第6次総合計画でございますけれども、どのくらいの町民の方がこの全体像というものを把握されているのかなというところなんです。当然、約10年近く前に策定されまして、計画の見直しというものもなされてきて、時間がたてば当然、記憶から薄れていったりとか、新し

い計画に移行していったりというところもあると思いますけれども、少なくともまち、行政で行われていることや、議会を通して議論されていることとか、まちの状態というものが、我々が思っているほどに、皆さん、やはり問題意識というものは持っているながらも、正確な情報というものはやっぱり把握されていないのかなというふうに感じるところでございます。

先ほど町長から六つの例、一つ、審議会、二つ目はアンケート、三つ目は団体ヒアリング、四つ目はワークショップ、五つ目、計画案の説明、6番はパブコメというところでお話がありました。当然、有識者や各団体から選ばれた方々からお話を聞いて、これはしごく当然のことでございます。ただ、例えば、では一例といたしまして、自治会といたしましても、では自治会加入の全員の方々が、自治会の長であるとか役員さんに、きちんと自分の思いとか考えというものを伝えていれるのかどうかというところでございます。やはり中には、お仕事の都合であったり、生活環境の事情であったりとか、さまざまな理由で御自身の声を届けきれていないという、小さな小さな細かい声というのがこのまちには散見されるというところは、私も個人の政治活動の中で把握しているところでございます。

先ほど来から町長述べているとおり、できる限りの手段をもって一人でも多くの声ということでございますから、私が先だって通告書に書いております最後段、新たに町民議論の場を設ける、これはアンケート、これも1,000人だけです。回答も全員からありません。パブコメ等も、前回のものも拝見いたしましたけれども、限りなくやっぱり数としては多いものではないというところでありました。やはり本当に自分のまちは自分の手で作る、町長のお言葉をそのまま、私も本当にそのとおりでございます。私自身は、真の町民自治という表現をさせていただいておりますけれども、やはりこれは町長が委嘱する策定審議会、推進委員会設置、無作為抽出の町民、高校生、中学生アンケート、役場若手職員ワークショップにあわせて、周到的町民参加、つまりは個人参加、課題別参加、地域別参加、団体参加、こうしたさまざまな視点で多様な意見を拾い集める、こうした必要性があります。町民のワークショップを徹底的に行うというところですよ。

近隣でありましたら、帯広ですとか音更、清水、鹿追、池田などなど、管内の地方公共団体でも独自性のある計画策定について乗り出しているところでもあります。本町においては、それに先駆けて既に取り組まれていることもあると思いますが、ぜひここはさらに丁寧な声を拾い上げていくというような場を設ける必要があるというふうにご考えているところでもあります。改めまして町長の見解をお伺いするところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 総合計画の性格上、それぞれ団体も含めて一般公募も含めて、策定委員というのは出てきていただいています。私も5次の総合計画から携わらせていただきましたけれども、5次のときには白紙諮問しました。策定委員の方を選んでいただいて、一般公募して手を挙げていただいて、その方々に担っていただいて、あとは白紙諮問しました。

なぜかという、経過があるのですけれども、若干説明させていただきますけれども、その前の4次のときに、それまでは業者というか、それぞれの専門のコンサルが策定してくれるのです。そのときに説明会か何かのとき、議会もみんな入りました、当時。そうしたら、こういう立派な資料が出てきたのですが、ふっと後ろを見たら美幌町と書いてあった。これでは議会で問題になりました。こんなことで、人と数字を入れかえて、それがまちの総合計画ということにはならないだろうと。やっぱりどんな形であろうと、みずからがつくるということも含めてやり出したのが、昔の第4次のときでした。

それらも含めて、5次も含めて、町民が主体になって、自分のまちの未来像をそれぞれの代表の皆さん方がぜひということで、職員はまとめるのが大変でしたけれども、そういうことをやりました。以来、ずっとそのことを踏襲しながら、町民の皆さんがみずから本別町の、多少姿形が丸くなくても、四角くなくても、いびつであっても、自分の思いというのがそこに入っている。そういう思いで総合計画をつくらせていただいて、それをもとにまちづくりを進めてきました。

そういう経過も含めて、私はやっぱり、梅村議員の質問のとおり、より多くの町民の皆さんが参加をいただいて、自分のまちの未来像をしっかりとつくっていただく、こういうことで意識をした。

もう一言言わせていただければ、もちろん私どもも住民説明会などもしますけれども、選ばれた町民代表として、二元代表の議員の皆さん方も、そのことをしっかりとまた協力していただいてやっていく、こういうことでありますから、それは町も、私どもの執行者側も、議会の皆さん方も、そして選ばれた策定委員の皆さん方も含めて、しっかりその辺は町民の皆さんと向き合って、計画策定に向かって努力いただいているということも事実でありますから、そのこともしっかりと経過、歴史も含めて、今度の7次の計画についてはそのことを大事にして、質問にありますように、できる限りしていこうと。先ほども言いましたように、この地区、この地区というようなやり方でなくて、直接、なるべく深くというか、細かく入れるようにした形の中で、町長がおじゃまします的な形の中で、それぞれ地域に、また団体に入りながら、より意見を聞かせていただいて、それを総合計画に反映していこうと、そういうことで今後の計画のスケジュールの中にはしっかりとそれを通していきたい。

さらに、先ほども答弁させていただいたように、中高生のアンケートや、そして一般町民の皆さん、無作為の1,000人の皆さん、回答は確かに三十数パーセントでしたけれども、そういうことも含めて、そういう案内とかアンケートを出すことによって、また意識を高めていただくなど含めて、いろいろな場面でまた御意見もいただける、そんな機会もつくりながら、しっかり第7次の総合計画、今までの反省も含めて、また、これからの継続、踏襲できるものも含めて、ぜひつくっていききたいなというふうに思いますので、そのことについて申し上げいきたいなと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの御答弁を受けまして、私が申し上げている、新たに町民議論の場を設けるべきだよというところについて、具体的なところとして、私、聞き取ったところといたしますと、町長がおじゃましますの形態をとっていくよというところなのでしょうか。お気持ちは本当に共通、一にしているというところで、繰り返し述べさせていただきましても、では町長がおじゃましますというものについて、例えば具体的な回数とか、どのように執行していくのか、対象としてどのぐらいのものを見込もうとしているのかとか、具体的な御計画について、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） まずは町を代表する経済団体、農業もそうですし、農業団体もそうですし、商工業界もそうですし、建設業界もそうですし、そういう団体から青年の、若い世代だとか、また、福祉の関連の皆さん方とか、そういうことで、それぞれの代表するとか、それぞれの職種の人たちの意見を、まちを支えていただいている方の意見を広く聞くために、そういうところを一つ一つ細かく、でき得れば入っていきながら、その意見を聞きながら、まちづくりの総合計画に反映できるものはしっかりと反映させていただきながら、総合計画の策定する思いとか意義を伝えていくということで進めていきたいなというふうに思っています。改めていついつ、こうやります、こうやりますという、逆にそういう御意見だとかが集まりづらいというものもありますし、こっちのスケジュールもいろいろあつたりしますから、もっと気楽に出向いて行って、いろいろ御意見を聞く、そういう周知の方向がいいのではないかとということも含めて、職員との間でもそういう方向でぜひ進めていこうということに今計画させていただきますので、そのように進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま具体的にお名前というか、挙がったとすると、いわゆ

る農商工とか福祉関係の団体の代表とかというようなことでもございました。代表というのは長のみならず、役員とか、そういったものも含めているというふうに解しておりますけれども、私が申し上げているのは、そういったところに対して傾聴する、耳を傾けるということは、おおむねこれまでもやってこられたでしょうし、どこでもやられていることだと思うのですけれども、例えばですけれども、そういった組織や団体に所属していない、かつ、例えば地域のものにもいろいろな御事情で参加がなかなかかなわないとかという方々に対しても、すごい極端な表現かもしれませんが、一人も余すことなく耳を傾けますよ、お声を寄せてくださいよというぐらい徹底的にやったらどうですかと。というのは、そこまでやった上で、いわゆるみずからの意思を発しないとか、参画しないということであれば、行政としても、我々そこまでやりましたよねというふうになると思うのです。それが、言葉はきれいな言葉が、一人でもというふうになりますけれども、やっぱり町長がおじゃましますというものでも、それもだから町長がおじゃましますということであれば、当然、町長同席でということにもなるでしょうし、それをよしとする人もいれば、そうではない方もいらっしゃるでしょうし、朝がいい方もあれば、夜がいい方もいらっしゃる、平日がいい方もいらっしゃるれば、土日祝祭日がいい方もいらっしゃるというところでもございますから、そのぐらい柔軟に声を聞くのだよというところ、町長にぜひお話ししたいという方もいらっしゃるれば、町長にはちょっと席を外してほしいという方もいらっしゃるでしょうし、やっぱりそのぐらい丁寧な、いわゆる町民ワークショップといいますか、そういった形態のものを取り入れるというようなお考えはないのか、改めてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） もちろん団体に入るという意味ではありません。そういう、もちろん経済界だとか、商業だとか、福祉だとかありますから、そういうところに積極的に入っていきながら広く意見を聞くということですから、決して団体に行って、その役員だとか長に聞くということではありませんから、そのために、何とかの説明会、何とかの説明会でなくて、よりざっくばらんに、フランクに入っていけるようにということで、町長がおじゃまします的な入り方でやっていくということですから、好き嫌いを言われたらどうしようもありませんけれども、そんなことではないのですけれども、でもそれは町の行政の仕事ですから、それは好きだ、嫌いだといっても、やっぱりそのときは出てきてもらわなければならないけれども、来ていただけないならそれは仕方ないけれども、それは余分な話ですけれども、そのぐらいの気持ちで、できる限り御意見をいただきながら、大事なことです、やっていきたいなど、これは同じ思いだというふうに思いますから、そのほかにパブリックコメントは余りないか

もしれませんが、そういうことも直接意見をいただくことももちろんしっかり取り組んでいくということにしておりますから、そういうところもあわせて、いろいろな可能性をあわせてそれぞれ御意見をいただくところ、ただ、総合計画ですから、実施計画とはまたちょっと違うので、そこら辺の理解もいただきながらやっていかないとならないところでもありますから、できる限り直接お会いしてお話しするほうが一番成果というか、お互いに理解を得られるのかなと、そんなことで、そこには策定委員の方もおりますから、策定委員の方も十分に意を呈して、策定委員の方に参考にしていただけるような、そういう情報だとか、そういう意見の収集の仕方もしていかなければなりませんので、これも気を配りながらしっかり対話ができる状況をつくっていききたいなど、こう思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めての確認になりますけれども、町長がおじゃまします的なスタイルでということ御答弁いただきました。ですから当然、耳を傾けるお気持ち、おつもりはあるよということは理解しておりますけれども、具体的な表現といたしまして、この表現が適当かどうかわかりませんが、いわゆる本当に大町民ワークショップみたいな形で、本当に回数、先ほど言ったように、時間帯とか曜日とかも、いろいろな形の方が参画できるような形で、おじゃましますというような形で、町民にとってはいわゆる受動態なものではなくて、来てくださいというような能動的なもの、これもやはり相対するものとして一つ必要だというふうに思います。

まず、私、好きだ、嫌いだとかということだけではなくて、やっぱり話しやすさとか、そういったものもあるでしょうから、ぜひ町長の耳に入れたいという方もいらっしゃるでしょうし、逆に、そうではなくて町民だけでお話をしたいとかいうこともあるでしょうし、そういうような形の形態をとれば、なかなかいろいろな意見が飛び交って、收拾がつかなくなったりということもあるかもしれませんけれども、それはやはりその場を取り仕切るコーディネーターの方の力量にもかかってくると思いますし、出された意見を全て反映するとかということ難しいのはわかりますよ。それはやっぱり精査していかなければいけないのもわかりますけれども、少なくとも本別町、これまで第6次というものを鑑みて、当然、やっぱり先ほど来からお話ある財政の問題とか、人口減少、地方創生の観点からも、必ずしもよい評価とまらない点もあるわけですから、これからの10年、これまでの10年とはまた違う、本当に歩みの早い中でときが流れていくというふうに、これは誰しもが認識しているところでもあります。ですから、行政としてそこまで聞いて立てた計画なのだというような形に、本当にでき得る限りとか、一人でも多くの声を聞きということでもありますから、町長がおじゃ

まします的なという一元的なものだけではなくて、幅広い形を採用していくべきだというふうに私は考えるところでございます。どうも町長がおじゃましますという形だけというところを具体的にお話しいただくと、自分のまちは自分の手でつくるとか、一人でも多くの声を聞き、策定するとか、そういったところに対してちょっと齟齬があるのかなというふうに感じるところでありますので、改めてそういうような形で、とにかくありとあらゆるような方法で声を拾い上げるというようなおつもり、そういった具体的なお考えがあるのかどうか、改めてお伺いをいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 一人だけの思いで物事をやるわけではありませんから、全体の審議委員、策定委員もいますし、それぞれ団体もありますし、個人もあります。ただ、一人でも多くというのは、言葉尻をとらえて一々言うのだったら、いろいろなことになってしまいますよね。でもそういう思いでやるということが、ちゃんと理解していただければ議論も何もなりませんから、その辺はしっかり受けとめていただきたいと思えますし、そのために今考えているのは、何々の説明会をやりますから集まってくださいとか、そういうやり方でなくて、直接出向いて行って、このお話を聞かせていただけるということは、少しでも多くの人たちに、本当に細かく行けるためには、町長がおじゃまします的なことに入っていかせてもらうのが一番効果的なのかなと、またいろいろ意見もいただけるのかなと、そういう思いで、今、職員と一緒にその計画をつくるということでもあります。

ちなみに、おじゃましますは、各自治会の集会所、全部回りました。各団体も全部回りました。そういうことも含めて、町民の方もまだ覚えていただいていますから、そこで時間の都合とかいろいろつけば、また参加もしていただきやすい環境だなということもわかっていただけますし、それが全部行かなくても、それは結果として仕方ないかもしれませんが、ただそういう気持ちで、町民の皆さんから広く、本当に一人でも多くの皆さんに、何回も言いますけれども、そういうことが可能な条件、環境をつくりながら、この策定委員の皆さん方とも十分にその辺の整合性を図りながら、ちゃんと町民の願いを、また、まちに対する思いをしっかりと聞かせていただいて、その計画の中に反映できるものをしっかりと反映させていただける、そういうまさに町民みずからがそれぞれ発案した思いを込めた総合計画ということに、ぜひつくるために努力したいなど、こういうことでもありますので、あれもやれ、これもやれということはあるがたい話でありますから、ただ、物理的にできる、できないは、それはありますけれども、その思いは同じでありますから、そのことについては、もっとこうしたらいいのではないかとすることがありましたらぜひ提案をいただきながら、可能な限りそのことについて十分に協議させていただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 町長から御答弁いただいた中で、私が感じるのは、その思いを持ちながらとかということでありますけれども、どうも、全自治会を回ったことがあるよというようなお話をいただいた後に、全自治会を回らずともというようなお言葉も足されたりとかして、では今回の町長がおじゃましますに対する姿勢として、では全自治会、余すことなく回ろうというようなお気持ちでいて、何か物理的な理由等で致し方なく回れなかったとかというところがある、それは致し方ないのかもしれませんが、臨む姿勢、今の段階からこれはやっぱりまちの未来を担う10年計画ですから、本当に大切なもので、いろいろな意味で、繰り返しになりますけれども、地方創生の観点から言っても、本当にこれは我がまちにかかわらず、本当に厳しい時代がこれから待ち受けているというところで、この10年計画が本当に町民一人一人の手でつくられたものにならなければ、先行きとしてはなかなか見通しが明るいものにはならないのかなというふうに考えるところでもあります。言葉としては、美辞麗句といえますか、そういう思いがあるとか、そういう姿勢だとかということをする述べられておりますけれども、何か私としては、私の繰り返し述べているところの意を汲んでもらえているのかどうか、具体的な提案というものも先ほど来からしているつもりなのですが、どうも町長がおじゃましますというものだけにこだわられているとか、違う形のを、町長がおじゃましますも、それもやっていただいて結構だと思いますし、有効的なものだと思いますけれども、違う形のもの、いわゆる町民のワークショップというものも考えられないのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 私の立場でこのようなことをして広く意見を聞きたいというお話をさせていただいています。それが美辞麗句と言われたらどうしようもないですよ。梅村議員の言っていることが、全部自分の言っていることに私の答弁が同じでなかったらだめだという質問のされ方をすると、私はこういう思いでやりますということを行っていることが、質問は、一人でも多くの方と、丁寧にということですから、私も一人でも多くの方とできるだけ、もちろん意見交換しながら、そして丁寧にやっていくという、同じことを言っているのに、それが齟齬があるとか、違うと言われたら、これはどうしようもない話でないですかね。反問しているわけでないですよ。何も違わないのです、私の言っていることは。違いますか。それを、議員の質問はそのとおり私も受けとめて、大事なことだと受けとめて、だからもっと気楽に入れることに、それがもし違うというのだったら、具体的にああしろこうしろということの提案だってあってもしかるべきですけれども、質問が、そういうぐあいにやったとしても、

それは策定委員もいるし、先ほど言ったように議会の皆さん方もいるのですから、私どもだけでなく、この策定、総合計画の中に意見を反映するのには、まさに一番は二元代表制の議員の皆さん方もいろいろな助言もいただき、意見を聞いていただいて、それを反映させていただくというの、これも一つの方法であります。

ですから、私どもだけにどうする、どうするでなくて、自分たちみずからもどうしていくのかということも含めてお話しいただきながら、ともにいい総合計画というか、みんなで考える、まさに町民みんなで考える、そして思いが込もった総合計画にしようではありませんかという、こういうことにぜひ御支援いただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまいかがでしょうかということでありましたから、反問ということで認識すればよろしいのでしょうか。であれば正式な手続……。

○議長（高橋利勝） 反問権ではないですよ。

○3番（梅村智秀） 違うのですか。いいですよとおっしゃったから。（発言する者あり）ですから、どうですかと。では、反問ではないということですね。

○議長（高橋利勝） はい。

○3番（梅村智秀） であれば、以上をもって2問目を終わらせていただきます。

それでは、3問目、喫煙は休憩？公平で柔軟な職場環境構築を。

職員の勤務時間中における喫煙は休憩時間と見なしているのか。喫煙者、非喫煙者の間で不公平感がないよう、合理的取り決めとあわせ、町民を初めとする来庁者と職員の受動喫煙被害対策が必要である。現在までの対応と今後の方針について、事実と所信をたず。

本年7月より健康増進法が改正、受動喫煙対策が強化され、行政機関においても敷地内禁煙となるが、喫煙場所の区画、標識の表示、施設利用者が通常立ち入らない場所に設置などを条件に屋外に喫煙所を設置することが可能となった。

昨今、たばこの煙の成分が染み込んだ髪、毛髪ですね、や衣服などから有害物質が放出される三次喫煙被害対策を求める声が高まりつつある。町民を初めとする来庁者や非喫煙職員に対して、本町においても一定の検討と対策が必要であるが、見解を問う。

2、職員が喫煙のため離席している時間、つまりは働いていない時間をどのように解釈し、取り扱っているのか。現状では少なからず非喫煙職員が不公平感を抱くおそれがある。社会的に喫煙者を取り巻く環境は非常に厳しい。あわせて、働き方全体の多様化が進んでもいるので、しっかりと受動喫煙対策を講じた上で、喫煙、非喫煙を問わず、従事している職務の事情等に応じ、一定の取り決めのもと短時間でも休憩を

取得できる職場環境を構築する必要がある。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員の3問目の喫煙は休憩？公平で柔軟な職場環境の構築をの質問の答弁をさせていただきます。

まず一つ目の御質問でありますけれども、平成30年7月25日、健康増進法の一部を改正する法律が公布されました。本年7月1日から、役場庁舎や学校、病院といった、複数の人が利用する施設につきましては、施設内禁煙、敷地内においても受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所以外については禁煙とする法律が施行されました。

この法の施行に伴いまして、役場庁舎につきましては、施設内におきましてはこれまでも禁煙としたところでありまして、敷地内につきましては、一般の人の通過が比較的少ない庁舎北側の車庫の一部を喫煙スペースとして、標識を表示し、非喫煙者に対してもここで喫煙をしていることを明確にする措置をとってまいりました。

また、役場前の駐車場をイベントで貸し出す場合につきましても、主催者に対して、喫煙のスペースを設置し、受動喫煙対策を促しているところであります。

また、三次喫煙被害の対策として、喫煙後すぐのエレベーターの使用を禁止するという対策をとる施設も存在していることは認識しておりますが、確かに喫煙後すぐに密閉された空間を利用した場合につきましては、たばこのにおいが充満することは、これは私どもも承知しておりますが、特に非喫煙者にとってはよいことではないというふうに考えておりますが、本町におきましては、喫煙スペースそのものが密閉された空間ではなく、その後においても密閉空間がさほどないことから、これまでの三次喫煙の被害ということについては余り意識することはございませんでしたけれども、議員の御質問のとおり、これは十分な研究をされている方もおりますが、喫煙後において、個室での打ち合わせなどがある場合については、非喫煙者がにおいなどで不快な思いをされることも十分に考えられますので、密閉された空間において業務を行う場合については、その前の喫煙などについて、非喫煙者への配慮として取り組んでいかなければならないものと考えております。また、これらも含めて、改めて課長等会議などを通じて周知を徹底していきたいというふうに思います。

二つ目の御質問であります。各施設の喫煙スペースにつきましては、施設とさほど距離の離れた場所ではないことから、何かあればすぐに対応できるという状態でありまして、労働から完全に解放されているとは言えない状況であることから、喫煙が休憩に当たらないものとして運営してきておりましたが、離れる際には上司や同僚に行き先を告げて、勤務中の離席の扱いとしてきていただいております。

また、喫煙者と非喫煙者において不公平感を抱くおそれがありますが、これにつき

ましては、喫煙、非喫煙のみならず、さまざまな理由で、私用のため、離席をする理由はさまざまにありますことから、職員全体にどのような方法ができるか、これはこの中において、特に御質問にありますように、たばこについては健康の問題もさることながら、やっぱり大事なところでもありますので、特にこの中において議論をし、ともに働く人が不公平感を抱かないように、各課でしっかりとこれらの問題を提起しながら、それぞれの自覚の中で議論していただいて、推移を見守っていきたいなというふうに考えております。

この問題につきましては、大変難しい面もありますけれども、健康第一、また、そしてそれぞれの第三次の喫煙被害などについても、また自分なりに意識をお互いに共有しながら、適切な対応をしていくための議論をさせていただきたいと思っておりますので、以上申し上げて、答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁いただいた中で、本庁舎の事例についてお話をいただきました。屋外の喫煙所についてですね。本庁舎以外にも、町の施設、機関というものがございます。これらの場所についての喫煙者とか喫煙所の実態ですとか、いわゆるそれぞれの受動喫煙対策について、また、車内の喫煙ですとか作業中の喫煙等について、実態としてどのように把握をされていらっしゃるのか。また、それらが十分であるという認識であるのかについて、お伺いをいたします。

また、いわゆる喫煙のため離席中のことについて、ちょっと改めてのお伺いになりますけれども、本町においては、いわゆるすぐさま業務に立ち戻れるような環境であるから、業務中である、いわゆる指揮監督下にある、休憩中ではないという認識であるのかについて、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員の再質問の答弁ですけれども、喫煙の実態と、また、それは十分なのかということと、場所、二つの質問であります。まず一つ目の喫煙の場所と実態は十分かということですが、庁舎含めて、わかりやすく役場の庁舎、出先もそうですけれども、庁舎の中での、建物の中での喫煙はしておりません。外で喫煙所を設けてやっている、それが実態であります。それは密閉したところではありませんから、どちらかという屋外に近いようなところでもありますけれども、そのほか、公用車での喫煙も一切禁じておりますから、そういう意味では、十分とは言えないかもしれませんが、それぞれ受動喫煙含めての対策を含めて対応はしてきているだろうというふうに思っています。

また、もう一つ、これは休憩ですかどうですかということですが、先ほども少し言いましたけれども、たばこを吸うのも、厳密に言えばその時間は業務していないということになるかもしれませんが、それぞれ人は、喫煙、非喫煙者に限らず、それぞれのいろいろな理由で自席を離れるということがありますから、それら含めていくと、そこまで細かく、ここはたばこを吸っているから、これは休憩ですよとか、ここは違う用事で、例えば生理的な現象で、どこまでですかと、そういう分けは今まではしていたことはありません。ですから、それはそれぞれの自覚、都合によってそれぞれ対応してきたということでありまして、改めてたばこを吸っている時間が休憩に当たるとか何とかということで、今までは規制ではありませんけれども、そこを線引きしたということは今までないということは事実であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁いただいた中で、出先機関等含めて、いわゆる密閉型ではないけれども、屋外の喫煙所というものになっていると。公用車は禁じているよということでございました。その後、十分とは言えないかもということでございましたが、これは公用車での禁煙を徹底しているというものが十分ではないというような御趣旨なのか、いわゆる屋外の喫煙所、密閉型ではないということであるから、受動喫煙対策が十分ではないということなのか、改めてお伺いするものでございます。

また、2番目の、いわゆる喫煙中の取り扱いについてですけれども、何か明確な認識はちょっと持てなかったのですけれども、つまり本町において、職員が条例で定められている勤務時間中に、屋外の喫煙所に出て喫煙をするという行為は休憩に当たるのか当たらないのかということをお伺いしているのです。それについて明確な御回答を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 十分でないかもしれないと言ったのは、喫煙に対して、こういう対策をしていますよと、建物の中はだめですよ、屋外ですよと、基本的に。公用車の中はだめですよ。どこかがゆるいから十分でないという言い方でなくて、私どもが今行っている喫煙の場所と、だめなところ等は徹底しておりますけれども、それだけで十分なのかと聞かれたら、十分かどうかわかりませんが、そういう対策をしています。特に受動喫煙のないように、それらの対策をしていますよということを申し上げました。

もう一つは、休憩かどうかということで、今までたばこを吸いに行く人、先ほど言いましたけれども、いろいろな理由で自席を離れる人含めて、休憩ということで判断したことはまだ一度も、今のところはないというのが現実であります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めて受動喫煙対策について、十分ではないというようなお言葉でございました。こちらを十分なところまで考えて、検討していくというようなお考えがあるのか否か。

また、2番目でございますけれども、いわゆるこれまで喫煙時間というものが休憩かどうかというものについて、議論というか、そういった場がなかったというか、何かあいまいな認識なのかなというように受け取りをしているのですけれども、例えば、これは明確に、いわゆる生理的な現象、排尿や排便とか、その他それに類いすることとか、あとは健康上の理由、薬を服用するとか、いろいろなことがあります。あとは飲食をするとか、いろいろあると思います、携帯電話等を操作するとか。それらについて、本町においては明確な定めがないということなのか、であるならば、それでよろしいというような御認識なのか、改めてお伺いをするものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 先ほど言いましたけれども、十分な対策でないということは、どこか間違っているとか、やっていないということでは決してありませんよということをお申し上げしているから、そこは理解してくださいね。私どもがやっている対策が、梅村議員から見て十分かどうかと判断したときに、十分でないのではないかとと思われるかもしれないだけの話で、私どもは、やっていることは十分でないかということではなくて、相手がいるわけですから、そこから見たときに、言ってみれば、第三者というか、相手側から見たときに、それで十分なのかと聞かれたら、そうでない部分もあるかもしれないけれども、私どもはこういう取り組みをしていますということをお申し上げしましたから、それは十分な取り組みということは、それは今やっていることが私どもは十分な取り組みをしているというふうに認識しています。

そして、もう一つの御質問は、これは明確に離席すること、また、たばこを吸うことは休憩かどうかということはいまいな認識だということですが、あいまいな認識でなくて、そういう認識を持ったことはございませんということをお申し上げしました。いろいろな理由で自席を離れることはありますから、それを全部、例えば今質問ありました、携帯電話とかいろいろあります。それだって、玄関の外に出て話すとか、いろいろなことがあります。それも含めて、そういう認識はありませんと。

ただ、今回、質問いただいたように、たばこのことですから、健康上のこともありますので、それを改めて各課の中で、不公平感だとか、そういう不快感のないように、十分職場の中で協議をさせていただいて、どのような方法がいいのか、例えば全面禁煙にして一切だめだということになるのかわかりませんが、そういうことを含

めて、職場の中で十分不公平感のないように、そしてまた、健康に負担がかかることのないような、そういうことをしっかりみんなで協議していただくと、そういうことにさせていただくと、こういうことであります。今の質問をきっかけに、そういうことも投げかけて、職場の中で協議していただくと、こういうことにさせていただくと、こう思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 受動喫煙対策についてでございますけれども、それはいわゆる個人それぞれの主観で、Aさんは適切だと思う、Bさんは不適切だと思うとかということではなくて、例えば行政として一定の指針として参考とするのであれば、例えば厚労省が示している見解であるとか、いわゆる受動喫煙についても諸説あります。ですから、本町としてどういった学説等を採用しているのかというところ、これがやっぱりあいまいであると、いかがかなと。こと健康に関することでございますからというところでもあります。

だから、今の時点ではちゃんとやっているよということであれば、それについても、例えば北側の余り人が通らない通用口ということでもありますけれども、学説の一つであれば、いわゆる無風状態でも、直径で14メートルぐらいはいわゆるたばこの煙が蔓延してしまうというような学説もあるぐらいでございます。ですから、そういったところについては、きちんと役場としても、昨今の喫煙を取り巻く環境というものを鑑みて、再検討をしていく必要性というのは十二分にあるというふうに考えるところでございます。

また、休憩時間等についてもありますけれども、それはやはり各課、また、どういう形かというところまでは言及いたしませんけれども、少なくとも職員の皆さんからきちんとやっぱり御意見等をもらって、どのようにしていったらいいのか、どのようにすると公平感があって、かつ、今、多様性が認められる時代だということでもあります。当然、では机に座っていたりパソコンの前に座っていれば必ず成果が上がる仕事をしているのかというと、必ずしもそうではないというところでもありますから、やはり昭和から平成、平成から令和というふうに、ときの移り変わりもあります。職員さんがきちんと働きやすい環境というものを皆さんで協議して、それらをつくって、何よりもまちのため、町民のためにきちんと成果を上げられるような環境づくりというものをきちんと、不公平感がないようにという前置きをさせてもらいますけれども、お話をすべきだというふうに考えるところであります。改めての御見解をお伺いするところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 不公平感のないようにするということは、先ほどから答弁させ

ていただいていますから、これは何回も言いますけれども、それぞれの事情で離席を
すると。だから、席を離れたから仕事をしていないとか何とかではないということも、
梅村議員の言うとおりで私も思っていますから、ただ、それは職場の中で、せつか
くの機会ですし、またしっかりと協議して、本当に不公平感がないように、いろい
ろな事情があるけれども、そのことも含めて職場の中でその都度、新しい職場ができた
らそこできちっと議論して、みんなはこういうことでちゃんとやりましょうと、そう
いう協議を、不公平感がないようにしてほしいと、そういうことを私どもお願いをし
ているということ。

もう一つは、対応が十分でないということは、役場のほうから、職場をわかりやす
く言うと、役場のほうで、私どものほうから、理事者側からこうしろ、ああしろとい
うようなことには、私はなかなかいきなりならないと思っていますから、ですから、
たばこのことも含めて、それは十分に、私どもがやる環境としては、庁舎内はだめで
すよと。あくまでも喫煙所はしっかり定めて、そこでやってくださいと。それは職員
も町民の皆さんも同じ立場でやってください、そういうことでやって、そういう状況
をつくるということが私どもの今やれる最大のことかなというふうに思っていますか
ら、その中で、休憩時間になるかならないかというような、御質問ありますように、
自席を離れるところのやつは、職員の中できちっと話をし、においもそうですけれ
ども、そういうことのないように、不快感のないようにして、不公平感のないよう
に、きちっと協議して、より働きやすい、環境のいい、そういう環境のできる職場をつく
ってもらえるような議論にしてもらいたいなど、こういうふうに思って、それをしっ
かり職員の中で提起させていただきたいなど、こういうことであります。

○3番（梅村智秀） 終わります。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 5時07分）

令和元年本別町議会第3回定例会会議録（第3号）

令和元年9月19日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第 1	議案第 59号	令和元年度本別町一般会計補正予算（第7回）について
日程第 2	議案第 60号	令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
日程第 3	議案第 61号	令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
日程第 4	議案第 62号	令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
日程第 5	議案第 63号	令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について
日程第 6	議案第 64号	令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）について
日程第 7	議案第 65号	本別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 66号	本別町税条例の一部改正について
日程第 9	議案第 67号	本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
日程第 10	議案第 68号	本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

○会議に付した事件

日程第 1	議案第 59号	令和元年度本別町一般会計補正予算（第7回）について
日程第 2	議案第 60号	令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
日程第 3	議案第 61号	令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
日程第 4	議案第 62号	令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
日程第 5	議案第 63号	令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について
日程第 6	議案第 64号	令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）について
日程第 7	議案第 65号	本別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 66号	本別町税条例の一部改正について
日程第 9	議案第 67号	本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
日程第 10	議案第 68号	本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
農林課長	菊地敦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長	田西敏重	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	大槻康有	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	井戸川一美	国保病院事務長	藤野和幸
総務課主幹	上原章司	住民課主幹	小坂祐司
建設水道課長補佐	小出勝栄	総務課長補佐	三品正哉
教育長	佐々木基裕	教育次長	阿部秀幸
社会教育課長	坪忠男	学校給食共同調理場所長	高橋優
農委事務局長	倉崎景一	代表監査委員	畑山一洋
選管事務局長	村本信幸		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷺巣正樹	総務担当主査	越後忠
------	------	--------	-----

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第59号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第59号令和元年度本別町一般会計補正予算（第7回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第59号令和元年度本別町一般会計補正予算（第7回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、防災用軽トラックの購入、10月1日から実施されます幼児教育、保育の無償化に伴います調整及び給食費の助成、病院事業会計への負担金の増額補正、地方道路整備事業、橋梁長寿命化事業の調整が主なものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,495万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,974万6,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

11ページ、12ページをお開きください。

2、歳出ですが2段目の2款総務費、1項総務管理費、7目交通防災対策費143万9,000円の増額補正は、北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業として、市町村の防災、減災対策の推進を図るため、防災、減災対策事業推進交付金が交付されることとなり、この交付金を活用して防災用の軽トラック1台を購入するものであります。

下段の8目企画費、8節報償費、研修会謝礼金31万円の増額補正は、第7次総合計画策定にあたり、地域づくりセミナーを3回開催するものであり、13節委託料、施設運営業務委託料50万円の増額補正は、しごと体験交流館の利用日数の増加に伴い管理清掃業務委託料を調整するものであります。

下段の10目電算事務処理費、19節負担金補助及び交付金、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金221万9,000円の増額補正は、次期システムの更新に係る経費を増額するものであります。

下段の14目基金費25節積立金200万円の増額補正は、平成30年度に貸し付けた農業振興基金貸付金の元金償還により、基金に積戻しを行うものであります。

一番下段にあります3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、23節償還金

利子及び割引料2,915万7,000円の増額補正は、平成30年度障がい者自立支援給付費及び医療費負担金等の実績確定により、平成30年度に交付されました国と道費負担金の精算により返還するものであります。

13ページ、14ページをお開きください。

上段にあります2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、19節負担金補助及び交付金230万円の補正は、本別町居住支援協議会に対する国庫補助事業が採択されたことによるものであります。

下段の3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節負担金補助及び交付金修学前教育保育施設給食費助成事業補助金276万5,000円の増額補正は、幼児教育、保育無償化の実施に合わせ、認定子ども園の1号認定及び2号認定の保護者、並びにへき地保育所を利用する保護者に対し給食費の助成を行うものであります。

2段下にあります4款衛生費、4項病院費、1目病院公営企業費、19節負担金補助及び交付金3億円の増額補正は、町国民健康保険病院の経営改善に向けて、資金不足の解消を図るため財政支援を行うものであります。

15ページ、16ページをお開きください。

2段目にあります8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費10万円の減額補正は、地方道路整備事業の執行見込みによる調整、地域交流施設等機能向上事業による発電機整備事業の確定に伴い調整するものであります。

その下4目橋りょう維持費、13節委託料2,891万3,000円の減額、15節工事請負費2,881万3,000円の増額補正は、交付金事業の執行見込みにより調整するものであります。

別添の予算説明資料8ページをお開きください。

8ページ右側2段目にあります補正事業説明の欄をご覧ください。

社会資本整備総合交付金、本別町管内橋りょう長寿命化事業ですが、橋りょう補修、架換工事については、補正前1億9,928万7千円を補正後2億2,810万円に増額し、下段の調査設計委託については、補正前7,400万円を補正後4,508万7,000円に変更するものであります。

以下、この資料での説明は省略いたします。

予算書の15ページ、16ページにお戻りください。

下から2段目にあります、5項住宅費、3目空き家等対策費、19節負担金補助及び交付金、空き家住宅等除却支援事業補助金300万円の増額補正は、対象となります老朽空き家住宅の除去戸数の増加見込みによる調整であります。

以上で歳出を終わりました、5ページ、6ページをお開きください。

1、歳入ですが1段目の9款地方特例交付金、2項1目1節子ども子育て支援臨時交付金995万9,000円の増額補正は、幼児教育保育の無償化に係る地方負担分を令和元年度に限り全額国費により補填されるものであります。

2段目の10款1項1目地方交付税の補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

2段下にあります14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、5節児童福祉費負担金、子どものための教育保育給付費負担金1,136万5,000円の増額補正は、幼児教育保育の無償化に伴う施設型給付費、地域型保育給付費に係る国庫負担金の調整であります。

下段の2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、社会保障、税番号制度システム整備費補助金161万6,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金に対する補助金であります。

次の2目民生費国庫補助金、2節老人福祉費補助金、住宅市場整備推進等事業費補助金230万円の増額補正は、歳出で説明いたしました、本別町居住支援協議会に対する国庫補助事業が採択されたことによるものであります。

次の4目土木費国庫補助金、7ページ、8ページをお開きください。

2節住宅費補助金、空き家対策総合支援事業補助金150万円の増額補正は、歳出で説明いたしました空き家住宅等除却支援事業補助金300万円に対して補助されるものであります。

2段下にあります15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金中、農地耕作条件改善事業補助金770万円の増額補正は、国のガイドラインが設定されたことにより、北海道が14パーセントの補助金を増額したことによる調整であります。

一番下段にあります18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3億円の増額補正は、町国民健康保険病院への財政支援に伴う財源を調整するものであります。

なお、今回の繰り入れにより、財政調整基金の年度末残高は5億5,606万5,000円となる見込みであります。

9ページ、10ページをお開きください。

1番上段にあります13目個性あるふるさとづくり基金繰入金1,260万円の減額補正は、幼児教育、保育無償化に伴い、保育料独自軽減分等に係る財源を調整するものであります。

以上で歳入を終わらせていただき、4ページをお開きください。

第2表地方債補正であります1、変更。これは、事業費の調整に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的。公共事業等7,750万円を8,150万円に。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業500万円を310万円に。

辺地対策事業4,490万円を4,210万円に。

過疎対策事業3億4,390万円を3億3,940万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和元年度本別町一般会計補正予算（第7回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出地方債補正一括とします。

大住議員。

○6番（大住啓一） 2点、細かく言うと歳入の部分絡めて3点になります。

まず1点目でございますが、交通防災対策費、軽トラック135万9,000円の補正でございます。これは防災関係でということでございますが、我々の認識でいう軽トラックということになりますと、排気量など詳しくはないんですが、本当に軽トラを買うのか、それをどのような用途で使う考え方をしているのか、その辺をお知らせいただきたいということが1点目。

それから2点目と3点目は歳入であります財政調整基金を取り崩しての3億円の話でございます。3点目ということになりますが、衛生費14ページでございますけれども3億円ということでございます。

これは昨日の一般質問、並びに議員協議会等でお話しがありました。今回、国保病院に關係します分については一時借入金2億円を精算したいのだという話を聞いてございます。であれば、議員協議会等々では細かくお話ししませんでした。2億円でいいのではないかと。出すとしてもですね。まだ出すと決まっていますけれども。その辺、どのようなお考えなのか。

それと説明のところに細かくございます。これは出す側がここまで説明を細かくしてくれるのはありがたいのですが、この内容でいきますと一時借入金にどこに当てはまるのか。また、病院の会計になっても聞きますけど、このような形でいきますと、一時借入金云々にいれるんだという項目が見えてこないですね。職員の皆さんは専門家ですから金額3億円、19節の負担金の中の3億円。説明欄で負担金として上から行くと、救急何とかから高度医療までの300万円まで入れて、額は計算してませんが多分合うのでしょうか。3億円になるのでしょうか。一時借入金に2億という部分が見えてこないですけども、その辺私どもがわかりかねるということは、町民の皆さんに聞かれても全然わからないということになるのですね。再三お話ししているのですけども、3億円というお金は沸いてきた金ではないのです。何回も申し上げますけども、これは町民の皆さん、納税者の税金なのです。病院のほうで細かくどうのこうの聞きますけども、一般会計から繰り入れるにあたって一時借入金を補填するのだということであれば、2億円でなんら問題ないと。他にどのように使い道があるのかということと、この説明欄に書いてあることの整合性と言いますか、間違っていないから整合とも言わないかもしれませんが、詳細を明らかにしていただきたい。

ということは2点目と3点目の歳入も絡めて3点ということでございますので、軽トラックとの関係との報告を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） ただいまの大住議員の質問にお答えしたいと思います。

今回、軽トラックを購入と言うことで補正をあげさせていただきました。

北海道市町村振興協会からの防災、減災対策交付金ということでありまして、担当としましては有事の際に即動かせる物が防災担当としては持っていないということで資機材の搬送ですとか、そういう部分に関しまして軽トラックを1台購入させていただいて即時対応出来るようなふうに体制をとっていきたいということで補正をあげさせていただきました。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私の方から病院に対します歳出の方ですね、負担金の関係を御説明させていただきます。

まず、病院ばかりではなくて、水道事業会計とかもそうなのですが繰出金等組む場合に繰出基準というのが国で定められています。まいとし4月に総務省の方から通知として降りてくるわけなのですが、ここの病院の歳出の14ページにあります、緊急医療確保経費、保健衛生行政経費、これは総務省で定められております繰出基準で病院への財政支援として認められている経費の項目になります。

まいとし、病院に繰り出していく場合には、その繰出基準に基づいて病院事業会計の繰入基準というのを定めます。それに基づいて毎年度予算編成時期に具体的な金額というのを積算していきます。ですから、今回大住議員の方からありました、一時借入金の2億という部分の関係なのですが病院事業会計で、一時借入金で2億入れるというのは、病院を運営するにあたっていろんな経費ございます。例えば緊急医療にかかる経費ですとか、そういったものの総体として資金不足が生じているので、今回2億を繰り入れるわけなのですが、一般会計から病院事業会計に繰り出す場合は、総体として繰入基準にのっとって経費を当てはめていきますので、基準のルールに基づいて2億円を振り分けているんですね。ですから、一時借入金の不足分として2億入れるのではなくて、あくまでも病院事業会計に入れる場合は、この繰入基準に基づいて入れていきますので、その繰入基準の中に当てはめていって、基準の中に納まる部分、そして当初設定をした基準を超える部分というのがあります。ですから、それはその基準を超えていますので、基準外という形になるんですが、そういった形で総額まず2億円、それと2億円入れてもなお運営経費に不足が生じるということで昨日藤野事務長からありましたけども、例年ですと12月ですとか3月にも補正をして5,000万円、6,000万円入れていましたけども、その分も含めて今回3億円を繰り出して今後の運営経費をしっかりとそこで財源補填をしてやっていたとこの考え方での3億円ということになります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 補正予算ですから3回しかないの、他の議員の方々がまた質問すると思いますが、軽トラの関係でございます。

これは災害の時に物を運ぶということで端的にそういう考えが出来ましたけれども、他にひもつきた言葉は妥当ではないですが、災害にしか使えないものなのか、一般業務でも使えるのであれば、住民課の災害担当をしている所管にして、例えば他のイベントだとかそういうことにも使うことはやぶさかではないのか。その辺を再度お知らせいただきたいのが1点目。

それと、今総務課長から説明ありました。ということは、この説明明細は病院の会計の中での同じという考え方でよろしいのですか。ということは、我々ある意味素人ですから、単純な質問をしますけども、我々が財務を考える時、2億円はこっちに使うことだと説明を受けて、もう1億は3億円になるために、もう1億は運営資金で出すのだよと。その説明でいいのではないかということになるのですが、それが国の決め方で運用できる部分が何とか捉えてきた中で積み上げていって3億円になったということか。

そのへんをお役所のルールで言うとなんかそういうことになるんでしょうけども、そういうのであれば、はなから2億円と1億円の運転資金、合わせて3億円を一般会計、本元から企業会計に出しますと。企業会計の財政上はこれの説明欄と同じ内容でこれから審議させていただくところに組んでいるのですと。わかりやすくそういうことなのですか。

それを国のルールにのっとってやるのが行政ですから、それがわからんわけではない。

ただ、もう1回国のルールの中で聞きますけど、昨日も一般質問等で話しましたのと、議員協議会で話したのと被るかもしれませんが、これは一時借入金で企業会計で返せないっていうのですかね、それで今回財政出動すると思うんですが、そうなった時に、今北海道なり国のほうから、これは本会議ですから後で聞くのですが、指導があったのか、それをしないことには他のことで何か制度上支障をきたすようなことが北海道なり国のほうからそういう話があつての今回の3億円、一時借入金2億円の指導しなければならぬのか。

そのへんを明確に、御答弁を求めるものであります。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） ただいまの大住議員の質問にお答えしたいと思います。

他業務に使用をしても差し支えないものと担当としては捉えています。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私の方からは繰出金の関係でございます。

先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけども、ルールと言いますか、国が定めた要するに一般会計から企業会計に出していくことを認められている経費というものがありますので、それに基づいて出しております。ですから、病院事業会計の収益的収入の中でも同じ項目で同じ金額を受けるようになっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 私の方から、大住議員の道からの指導というような御質問でございますが、こちら例年春に北海道十勝総合振興局の方で財政状況のヒアリングがござ

いまして、企業会計も受けております。その際に資金不足が生じたということで、昨日も申し上げましたが資金不足10.3%ということで健全化基準の20%には達しておりませんが、これは早急に修正するようというところで助言といいますか、強い罰則が現時点ではあるわけではございません。

ただこのヒアリング、秋にもございますので。今後ヒアリングが予定されておりますので、そのときに改善状況等の報告が必要になってくるというところでございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 3回目でございますので、トラックの方は理解しました。

病院の関係でございますけども、強い助言、役所独特の表現かと思いますが、何故強い助言であればルール違反したとかペナルティが課せられないということであれば、何故この9月の年度途中でこういうことを行なったのか。その1点だけ、明解にお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） ただいまの何故、今この時期でということでございますけども、実はこれも昨日申し上げましたが、2億円つきまして7月末で一時借入金一旦精算しておりますが、現状その後非常に資金繰りが厳しい状況でございます。今回9月にその精算分と合わせまして9月の補正をあげさせていただいているというところでございます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 補足をさせていただきます。

何故、今時期かということですけど、春のヒアリングを受けてこのような指導を受けました。秋ヒアリングが今後されまして、資金不足解消計画をどう立てるんだというような部分が今後入ってきます。

これを12月、来年3月ですとそれまで期間がありませんので、今回9月に補正させていただきまして道のほうのヒアリングに臨んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） 今の関連質問でございますけども、2億円借り入れる時点で何故このときに3億円を入れることができなかつたのか、そういう議論があつたのかなかつたのか。

町民のための大事な病院だから潰すわけにはいかないと思います。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 病院につきましては企業会計で独立採算制が基本と思っています。この2億円につきましては、昨年度の末には協議をしまして、まずは自分の病院は自分で自助努力していただきたいと。借金、一時借入していただいて、その中で運用していただきたいというのが念頭にありまして、まずはその部分について一般財源のほうも2億円と3億円という金がそれほど余裕はございませんので、自助努力していただきたいという形

で、このような形になったことであります。以上です。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） にっちもさっちもいかなくなってから3億円入れるようなことはしないで、やっぱりその時点できちっと対応したほうが良かったと思いますが、今後こういうことがまた起きるのか起きないのか、見通しはどうか。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） まず一借りの部分で、一回きちんと整理をして、また1億円をプラスして、例年大体3億6,000万円から8,000万円くらいの一般会計から病院のほうに繰り入れをしております。

今回、このような形で早めに繰り入れをいたしましたので、あとは病院のほうでしっかりと病院経営していただいて、今後このようにないよう努力していただきたいという形で進めております。

検討委員会の中でも、院長、副院長、町長交えた中でもこのことをしっかりと伝えてありますので、病院改革をしながら今後取り進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） いくつかあるので順番に行きます。

まず10ページです。今回、個性あるふるさとづくり基金を取り崩すという形かと思いますが、これを今回のを含めて現在の基金残高を伺いたいと思えます。

次、14ページの民生費の児童福祉総務費、就学前教育、保育施設給食費助成事業ですが、先日十勝も全体として取り組むということで、ほぼ本町のような形で給食費の助成等を行なうという中身なのですが、中には対象外としている2歳児、3歳未満児も対象にするようなところもあったりということで、全体として今回の本町の取り組みというのは十勝管内の中ではどのような位置付け、比較として、独自対策をどのように位置づけしてスタートするのかを最初に伺いたいと思えます。

それから、その下の国保病院の支援の関係なのですが、先ほどの質疑を聞いていますと、何といたっても病院の存続とか経営改善が必要だということは誰が見てもわかる通りなんですけども、非常に大きな持ち出しっていう形になります。

これはまず、一つには町民の皆さんへの説明っていうことが非常に重要になってくるのかなと。本当に皆さん心配されている状況なのですが、そのことについて考えていることがあれば伺いたいと思えますし、道の強力な指導、指摘ということで一時借入を解消して、一般会計でそこを置き換える、補填するという形をとるといって、一借りでやはりなかなかその部分は難しいと、その根本的な理由について、申し訳ないのですがお伺いしたいなというふうに思えます。

次に16ページ上段の、農地費の関係なのですが多面的機能支払交付金が80万5,000

0円の減ということなのですが、私もこの事業を地域の皆と取り組んでいるわけですが、年度当初に支払交付金の補助金額が決まってくるというふうに理解しているものですから、この時期に減になる理由が何かあれば伺いたいというふうに思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、私のほうからは1点目にございました、歳入の9ページ、10ページの個性あるふるさとづくり基金の繰入金の関係を説明させていただきます。

今回補正をいたしておりますのは1,260万円減額補正いたしまして、基金の方に繰り戻すという形をとっております。

当初予算の方で、個性あるふるさとづくり基金を活用いたしまして、町が独自施策として行なっておりました保育料の軽減。それに当初、基金を充当いたしまして事業を行なっておりましたが、今回幼児教育保育の無償化に伴いまして、その部分国の方から補填をされますので、そういった部分の調整等を行なっております。

質問にありました、今回の補正後の個性あるふるさとづくり基金の残高でございますが、今回1,260万円を繰り戻すことによりまして、年度末残高の見込みですが1億7,678万5,000円となる見込みです。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（高橋利勝） 再開前に引き続き会議を開きます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 個性あるふるさとづくり基金、ふるさと納税の関係ですが、令和元年度の予算で計上しておりますのが6,000万円です。

昨年が5,700万円ですね。ここ4カ月の状況を見ますと昨年よりは若干増加をしておりますので、6,000万円くらいかなと今捉えておりますけれども、今後の状況見まして補正等で対応したいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 阿保議員の質問にお答えします。

10月1日から幼児教育保育の無償化に伴いまして、先日議決をいただきましたように国の制度に基づきまして条例改正をして、無償化と国は言っているんですけども、ご飯の部分、給食の部分がかかるようになりました。

その部分を応援している十勝管内の状況なのですが、帯広市を含めて19市町村、十勝にはございます。国と全く同じにするのは、帯広市、音更町、新得町。ここは国と全く同じで無償化という中で給食部分はかかりません。

本別みたく3、4、5歳の部分の給食を応援する町村は12町村でございます。あと残りの4町村ですが、ちょっと形は違うんですけど少し応援しています。

今回の本別町は3、4、5歳の給食料を応援しますけども、0歳から2歳、昨日の新聞に出ていましたけども、そこを応援している市町村は完全無償化している上士幌町、足寄町も含めまして7町村が0歳から2歳の給食の応援もしております。以上であります。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長

○副町長（大和田収） 私から病院の関係について答弁をさせていただきます。

一時借入の部分、それから今後の費用の関係等、考え方等につきましては、9月28日土曜日、公民館で開催を予定しております、元気処方フェスティバルが開催されます。病院祭りです。この中で院長からそのような分を挨拶の中で説明する予定をしております。そのような大変厳しい病院運営に合わせて検討委員会6回開催をしておりますので、その中の具体的な取り組みとして、資金不足解消についての考え方、それから地域連携室の充実を図っていると、そういう部分を説明しながら病院の経営等についてお話ししていきたいというふうに考えています。

そのあと、病院祭りの結果ふまえて広報等にも掲載を予定していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） 私のほうからは御質問にありました、多面的機能支払交付金の減額の関係ですが、まず今回減額をした理由として2点あります。

1点が、一地区が取り組みを中止したと、一地区減になったということです。

もう1点が、実行にあたって対象となる面積が動きますので、そういった調整が諮られて面積の確定がしたということで、その2点に基づいて今回補正をさせていただいております。

この時期の補正はということですが、予算を立てた当時についてはこれまで通り16地区で計画をしました。最終的に1地区が取りやめをするというのは年度末ぎりぎりの判断でしたものですから、予算には反映できませんでしたが、まず1点がそういう理由でございます。

併せて、面積の調整につきましては事業取り組みが始まってから、その年の作付面積ですとか対象となる面積が確定しますので、そういったものが今回確定をいたしましたので、この時期の補正という形でさせていただいている内容となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 14ページの病院への支援の関係なのですが、町民説明は9月28日の行事で一定の機会を設けるということなのですが、さきほどちょっと申し上げたのが、一時借入金などが道などの指導があつて一般会計の持ち出しに切り替えたということなんですけど、これはさきほど大住議員からもあつた通り、これはどうしてもそういうふうにしなきゃならない性質なものなのかどうか。

一歩下がって見れば病院会計のなんらかの財政支援が必要だということは議員の皆さんも全員わかっている話で、その持ち出しどころが違うということの意味というか、一借

で補てんするのか、一般会計で補てんするのか、そこだけの違いだというふうに思うんですけどもね。そこの意味を改めて初歩的な話で申し訳ないんですが、そこを改めて一般会計からの補助にするということの意義という部分を再度伺いたいと思います。

それと、ただいまの16ページの多面的機能支払交付金の関係なのですが、同地区が今年度の活動を中止されたということだと思ふんですけど、一般的に言うと全体金額はこれの2倍くらいになるのかと思うんですけどね。主に面積が変わっていくらか減額になるっていうのは、それはわかります。反当たりいくらっていう補助で、200円とか300円とかって補助ですよ。ですから一定の金額があるのはわかるんですけど、多くは事業そのものを取りやめたということに関わる金額になるのかなというふうに想像しています。

それで80万5,000円というのが、交付金を受けている団体の当初の全体事業費から見ると、確か半分くらい町が補助しているというふうに記憶していますが、どれくらいの事業規模のところを取りやめになったのか、固有名詞はいらないですからね、その辺を伺いたいと思います。

○病院事務長（藤野和幸） 道からの助言といいますか、その内容につきましては、あくまでも資金不足を早期に解消するよという助言でございまして、その方法までについては道から特にこうしなさいとか、一時借入金をさらにするとか、町からどう入れなさいとかそういうようなアドバイスは受けておりません。あくまでも早期に資金不足を解消するよという、ヒアリングでの助言でございまして。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） 阿保議員がお話しをされたとおり、多くは今回1地区取りやめたというのが基本的に補正の内容となっています。それで、取りやめた1地区の交付金の予算上、予定していた額につきましては132万円ほどになります。

あと、支出してそういった精算の中で80万円ほどの今回の補正となっていますが、その内容で今回補正をさせていただいていますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 14ページの病院の関係でただいま説明いただきました。

道からどういう種類のもので補てんしなさいと具体的な話はないけれども、今回町としては一時借入を解消して、一般会計で補てんをするという結論に達したと。それで先ほど来言っているように、非常に初歩的で申し訳ないのですが、一借でなくすることの意義というか町としてそういう判断をされたということなので、そこは改めて伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 何度かお話しをさせていただいた経過があるのですが、病院がこういうことで経営的にこの借入れをしなきゃならない、どこからかこの資金を持ってこなきゃならないということで、それは企業会計含めてですね、立場から、病院の自助努力

で一時借入を2億円してそれを年次計画含めてですね、順次支払っていくという計画を実はしたところなのですが、それが実はその後については、先ほどから事務長も答弁しますように、それが北海道の振興局のヒアリングでこれは資金不足については一時借入分も含めて早期に解消するということが望ましいということで、これをするために早期ということは、秋に北海道でヒアリングがありますから、それまでにはこれを解消するということでありますから、一時借入した分はまた一時借入することにはなりませんので、これを解消するためには急遽ですけども、一般会計から補てんをして一時借入の解消をしなくてはならないと。3億円ということについては、まいとしの1年間の繰入基準でありますから、これについての不足分含めてまたプラスして3億円という結果になりましたけども、2億円の一時借入についてはそういう自助努力しようと思ったんだけども、その中のそういう私のほうからは指導という言葉を使ってしまうんですけども、そういう解消策についてということでありますから、どこどこを解消する、どこから資金を持ってくるのか、もちろんそれは振興局では言うことはありませんけども、私どもの会計の内情からするとこれは一般会計から補てんして解消して、この資金不足を解消するというはこの道しかないなということで、急遽秋のヒアリングまでに間に合わせるということで、今回の議会の提案となったということであります。以上であります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 2点ほど質問させていただきます。

1点目ですが、12ページ13節委託料しごと体験交流会の頻度が増えたということでの補正だと聞きました。嬉しいことだと思うのですが、当初どのくらいの予定をして、どのくらい増えたのかというのが1点目です。

2点目になります。14ページ、先ほどから他の議員も質問されていますが、病院の3億円という補正なのですけども、協議会でもいろんな説明を受けて前向きに取り組んでいるのだという姿勢も見えています。先ほども言ったように、町民の命を守る病院を無くさないというのは共通の認識だと思っています。その中で、先ほど副町長のほうから、この時期じゃないと間に合わないのだという中で、もしこの補正がなかったらこの病院はどうなってしまうのかということ想定しているのか。

以上2点、お願いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員の御質問にお答えいたします。

しごと体験交流館のほうでございますけども、4月から供用開始ということで施設のほうの供用開始しておりますけども、元年度予算につきましては、開設当初ということもございまして、当初予算の説明の時には1年間の3分の1程度の利用ということを見込んでおりまして、予算上では110日間を想定して予算のほうを計上させていただいていたというところでございます。

現在までの利用の状況でございますけども、8月末までの実績が91日間ということになってございます。9月、それから10月までのすでに予約と申しますか、そういった御相談を受けているのが、128という累計になりまして、それとある程度また年内ということも当然想定しておりまして、今回その110日当初の予算からすでに予約いただいている分と、それからある程度の利用見込みを合わせまして、110日に32日分をプラスした予算計上となっているところです。以上です。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 2点目の答弁をさせていただきます。

一借をしなくちゃいけない、これからの病院経営としては1億円足りないの、なんとかやっていたきたいというような、解消に向けての3億円でございます。

そういうことで、これがなかったらということはあまり考えないでいきたいと思っています。ただ、今やはり町民にとって大切な病院は皆さん御存知かと思えます。

一次救急、救急病院の告示病院、人工透析等、入院施設、これはしっかりと守っていかなくちゃいけない、病院としても考えています。これは理事者も病院側も一緒の考えでやっていますので、これを基本に今後とも継続していきたいと考えておりますので、今回その部分で補てんをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 私からは先ほどもありました12ページ、企画費の施設運営50万円の中の部分ですが、先ほどの質問に加えまして清掃業務、管理業務に関わる費用だと思いますが、清掃管理の資産としては単価的には変わっていないのかどうかということと、町民懇談会でも農業研修などで多く使ってほしいという効果を期待する声も多かったということで、どのような研修内容で利用されているのかという内容的なものを伺いたいと思います。

もう1つ、14ページ民生費の部分ですが、先ほどの質問もありましたが、給食費助成については少子化対策で重要な施策でもあって、先日の条例改正でも私も食育も保育の一環と考えておりますので、この条例に賛成いたしました。幼児教育保育の無償化によってこれまで本別町が先行して行っていた負担軽減分ですとか多子軽減分ですとか、その部分に対しても国から一定の財源が入ることとなると思えますが、町の財政負担というのは軽減されるのかどうか。今回の副食費に関しては補助するということになっておりますので、影響額についてどのくらい試算されているのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 藤田議員の御質問にお答えいたします。

今回補正させていただきました、当然施設のそういった維持、運営費業務の委託ということでございますので、当然施設の受け入れ、清掃業務も当然、各部屋の清掃であったり、衛生設備の清掃だとかいうことで含まれておりまして、基本的には宿泊を当然伴う時のそ

の分の増加ということでありますので、総体的には清掃の部分についてはそれぞれ時間的には8時間それぞれ見ております。また受け入れたとか、そういった部分につきましては10時間を想定しているところでありまして、それを積算して今回補正という形で計上させていただきます。

これまでの利用実績の状況でございますけども、件数、日数的には先ほど言いました110日の当初予算を見ていたところでございますが、件数でいきますと農業関連で12件。保健医療福祉関係で9件。その他2件ということの23件。実人数で、41名の方が御利用いただいているというような状況でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） お答えいたします。

今回の無償化に伴う町の財源ということなのですが、まず補正予算書の6ページをお開き下さい。6ページの1番上995万9,000円が国から入ってきます。歳入でまず増えます。その下の下、へき地保育所の保育料が無償化になりますので、ここで三角、161万3,000円少し減ります。その下の14款の国から今回の無償化に伴う歳入が1,136万5,000円、ここは増えます。

次のページの15款であります。8ページの上から2段目、北海道の補助金は少し減ります。これはルールで、国で減ります。歳入の部分は以上なのですが、先ほど総務課長も言っていました10ページ、当初予算で子育て支援ということで、ここに1,260万円を軽減してる分で応援をしていたのですが、国のほうから当然お金が入ってくるということで、ここで歳入の分を減らしております。

今度、歳出の分で14ページ、上から2段目の給食分の応援を276万5,000円応援します、これが実で増えます。そして下のほうに、扶助費で三角137万2,000円、これは子どもの数ですとか今回の施設型給付で公定価格とか変わりますので、ここで三角137万2,000円、トータルで300万円ほどまだ浮いているというか、今回の無償化に伴うことで300万円ほどちょっと浮いております。以上であります。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 今の300万円ほど、今年度に関してはこの金額が浮いているということですが、試算としてまた来年度また予算を立てられると思うのですが、10月からの部分でこの金額だと思いますが、大体1年間の試算としても考えて、この副食費の無償化というのを立てたと思うのですが、1年間通して来年度はどれくらいの軽減になるかというのは試算できているのでしょうか。

それとですね、その300万円ほど浮いているということでしたが、先ほど阿保議員のほうからも質問あったように他町村との比較、位置付けも聞きましたが0歳から2歳を対象としなかった理由というのはどのようなことだったのか。また、子育て会議などでそういうお話しとかはなかったのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） お答えをいたします。

0歳から2歳までを対象にしなかった理由なのですが、0歳から2歳の場合は保育料の中にその分が含まれております。公定価格の中にもそれが含まれていますので、本別町としては今回0歳から2歳の応援はしておりません。

他の町では、直営でやっている保育所がございます。その部分を応援している町村と
かもありますし、足寄、上士幌、浦幌みたくまるっきり就学前教育保育施設の部分を町が
応援している町もあります。それはそれぞれの町の施策の考え方だと思います。

あと来年度以降の試算なのですが、今回ここで1,260万円1回戻しましたけども、
こういうことも今までは予算の中で一般会計の基金のほうから軽減分を応援していますし、
来年度以降は6カ月から12カ月分の給食料の応援になります。これを応援しても国の制
度3歳、4歳、5歳の無償化による国から入るお金、北海道から入るお金が増えていきま
すので当然来年度分も3歳、4歳、5歳の給食分の応援をしても財政的には問題ないとい
うことで今回提案をしております。以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 財政的には来年度は、今回は6カ月分、来年度は12カ月分とい
うことで先ほど300万円ほどとおっしゃいましたが600万円ほどは財政負担が軽減さ
れるという考えでよろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 今回の補正で、歳入歳出で300万円が浮いております。

ですから、来年600万円って答えでなくて来年は来年で12カ月分ありますし、子ど
もの数も当然変わってきますし、今年の当初予算で3歳、4歳、5歳、本別全体の分の保
育料を下げておりますので、その応援として1,260万円を基金から入れておりますので、
その辺の兼ね合いもありますので、来年、今ここでなんぼ浮くんだっていう話は細かい数
字は出てきませんが、言えることは3歳、4歳、5歳の応援を国がしておりますので、
本別町が応援しなくても国がしてくれていますので、財政的には本別町は今回の制度は有
利に動いたと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにごいませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 歳出11ページ12ページ、2款総務費、1項総務管理費、7目交
通防災対策費、18節備品購入費のうち、車両軽トラック135万9,000円が計上され
てございます。

こちらですね、こちらの防災用ということで御説明先ほどありましたが、こちらの費用計上の内訳、積算根拠に至るところについて大まかなもので構いませんので内訳についてお聞かせいただきたい。

また、こちら把握している限りで構いませんがメーカーとか仕様、グレード、付属品等ですね、どういったものが装備されてこの金額になっているのかお伺いをいたすところです。

続きまして13ページ14ページ。

4款衛生費、4項病院費、1目病院公営企業費、19節負担金補助及び交付金に3億円計上されてございます。こちら説明欄に6項目、救急医療確保経費からですね、高度医療経費まで記載されてございます。こちら、この6項目の積算根拠、また項目ごとの具体的な内容について詳細を明らかにされたい。

また、3億円こちら一般会計、財政調整基金を取り崩してというところでございますが、こちら取り崩して財調の考え方として、当然積み戻しというものも考えられていると思いますが、今回取り崩されたものについて積み戻しの見込というものをお持ちなのかどうか。それをお持ちであれば、いつ、いくらくらい、どのような形でっていうところについて把握されている限りの見解をお示されたい。

また、3億円ということで計上されてございますが、これまで公的な場、議員協議会含めた公的な場では2億円は一時借入金の解消と、1億円は運営費用に充当するというような趣旨の御説明をいただいていたところでございますが、本当にこれ3億円というものがきっちりきっかり必要なかというところなんです。この3億円の積算根拠についての妥当性といえますか、そのへんについてこれまでの経緯も踏まえて御説明をいただきたい。

また、3億円計上されている中で、この3億円、これがどのような効果を生んでいくのかというところについて御見解を示されたい。

また、冒頭こちら経営改善のため、資金不足を補うものというところで御説明をいただきました。こちらについてどのように、先ほど効果の部分にも該当してくるのですけども、どのように経営改善されるのかというところについて具体的な御見解をお示しいただきたい。

また、本提案3億円、具体的な数字として各項目ごとに計上されてございますが、この積算に至る経緯について少しお伺いしたいのですが、そもそもこれ誰が起案をされて、誰が問題というものを把握されて、誰が起案されて、どのような協議を経て、どなたの責任においてこれが提案されているのかというところについてお聞かせをいただきたい。

また、先ほどから公営企業については独立採算が原則ですよというところも述べられていますところではありますが、繰出基準についても先ほど総務課長触れられておりました。この一般会計からの繰出金の考え方についてですけども、現在当病院に対する一般会計からの繰り入れは地公法や同法施行令等の規定や総務省副大臣通知に基づき、救急医療の確保に要する経費や不採算地区病院の運営に要する経費等について繰入基準を設定し、町の財

政状況等を緩和した上で費用負担を行なっています。この文言はですね、経費を要して作成されました本別町国保健康保険病院新改革プランに明示されているものでございます。こちらを鑑みてこれらの繰出基準についてどのような通知というものが総務省からされているのか。またその繰出基準というものについて、先ほど基準超えなんていう御表現もございましたが、そういった基準超えというものがあるのか否か。いわゆる適切、適当、適法になされているのかという点についてお伺いをいたします。

先ほど、他の議員からの質疑の中で、このいわゆる補正が通らなければどのようなのかということも質疑の中でありました。議員協議会の中でもこれがなされなければ、いわゆる夕張というような状況も見えてくるというものが担当職員の中からも説明がされました。

これは考え方なんですけども、いわゆる先ほど来からの質疑の中での認識ですが、どこからどのように資金を投入するかそういったこの具体的な指示なんかについても、そのへんはないよというところがございます。その、いわゆる解消していかなければ、この資金の状態というものを解消していかなければいけないという考え方は、そのとおりでと思うんですけど、これそのいわゆる抜本的な改革も含めて検討しなさいということには受け取れてはいないんでしょうか。そういった趣旨のもの、別に数字をなにかしらの形で解消しなさいというものの、いわゆる指導というような御表現でございましたけども、指導だったのか、いわゆる破たんに近い状態というようなところではないのかなと私自身捉えただんですけど、そのような御認識があるのか否かについてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） ただいまの梅村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

メーカーはまだしておりませんが、オートマチックで4WD車を算定基礎としております。そのほかに架台のゴムマット、それからウインターブレード、スタットレスタイヤとホイール、大きなものとしては後ろにつける作業灯も付けての算定としてきているところです。そのほかにはドアのところに本別町と入れる部分も算定として入れております。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私の方からは財政調整基金のまず積み戻しの見込みというところの答弁をさせていただきます。

今現在見込んでおりますと言いますか、最終的には今後12月、3月補正等を経過いたしまして年度末で確定をさせるわけなのですけども、おおよそ平成30年度に積み戻して

いる額というのが1億5,000万円程度、平成30年度積み戻しておりますけども、その程度は積み戻せるのかなというふうに今捉えております。

最終的には今回病院のほうの繰出金も先ほどちょっとお話ししましたけども、今回3億円を入れることによって毎年度12月ないし3月に繰り入れています、補正をして繰り入れているんですが、5,000万円程度繰り入れているんですけど、その額が必要ないだろうということで、1億5,000万円から2億円程度は積み戻せるのかなと今捉えております。

もう1点。繰入基準の関係でございます。まず根拠的なところでいきますけども、地方公営企業法の関係でございますが、地方公営企業法の第17条の2で特定の条件を満たす経費については自治体が公営企業へ繰出金として経費を負担するということがありまして、その条件というのが毎年4月1日に総務副大臣が通知を出します。それが地方公営企業繰出金についてということで、公営企業に繰り出しをする基準というのを定めております。その基準といいますのが、具体的に金額として定めている部分と、こういう経費は一般会計が地方公営企業会計に負担をしていいよという中身でございます。

例えば、病院事業で認められている経費としましては、へき地医療の確保に要する経費というのがありますけども、これはへき地における医療の確保を図るために必要な経費について、一般会計が負担する経費ということであります。

もう1点が、不採算地区病院の運営に要する経費。これは不採算地区病院の運営に要する経費については一般会計が負担するための経費であるということで、ここでいう繰出基準としては許可病床数が150床未満で最寄りの一般病院まで例えば15キロ以上ありますよとか、そういう要件を満たしていればこの基準ののっとなって繰り出すことができますということで、いろいろな項目ございます。高度医療に要する経費ですとか、リハビリテーション医療に要する経費、こういったものに定められた基準に基づきまして、病院事業会計のほうで、その年度の繰入基準というのを定めて予算要求を行なってきます。ですから例えば、救急医療の確保に要する経費というのがございますけども、その経費については例えば救急医療の維持管理に要する経費、あるいは医師、看護師が待機をする経費、それと救急病床を確保するため4床救急病床がございますけども、それに要する経費ですとか、そういったものを積み上げたものを毎年度繰入基準として、当初予算の査定の中で定めております。

当初定めた金額を今回3億円入れることによって超えます。それで先ほど私のほうで基準外、基準を超える繰入金と表現を使いましたけども、それが生じたということでございます。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） それでは私のほうからも、まず2億円一借りであと1億円を病院運営に本当に必要であろうかということでございますけども、こちらにつきましては先ほど副町長からも説明あったかもしれませんが、年度当初に今年度につきましては2億8,800万円の繰り入れを予算計上しております、そのうちの2億円につきましてははす

で一時借入金の精算に充当してしまったということで、病院会計の運営に使える残りの経費は8,800万円程度ということになりまして、病院の経営状況が非常に厳しいという状況でございます。それで通常であれば年末、または年度末に追加して繰出金をしているところでございますが、この部分につきまして今回資金不足が既に生じてきているということで9月の補正で行なうということでございます。また資金不足解消の内容につきまして十勝総合振興局へのヒアリングもございますので、今回の9月で実施するというところでございます。どのような効果があるかということでございますが、病院の一度不良債務をなくして経営の新たな立て直しに向かっていくということでございます。

経営改善の具体的なところでございますが、現在経営改善に向けていろいろ協議しているところでございますが、当然収益の確保と費用の削減、この2つが大きな課題となってくると考えております。その中で具体的にということで、まだ検討中ではございますが、透析患者の増、外来病棟等の体制の見直し等も今検討しているところでございます。あと、費用の削減については一番大きなものは人件費でございます。病院は。この辺についても人件費の削減について検討をしているところでございます。

あと、今回補正が通らなかった場合はどうなるかという御質問で、夕張と具体的な市の名前も出ておりましたが、先ほども申し上げましたとおり、現状10.3%の資金不足を生じている状況の中で、今回この補正が通らなかった場合、非常に病院にとっては大きなダメージとなりますが、万が一そのような状況になった場合は、再度の一時借入などをする以外には私は方法ないのかなというふうに考えております。

あと最後、病院の破たんに近いようなことではないかと御意見もいただきましたが、この件につきましては、今病院内部でも立ち直しに向けて検討しているところでございますので、決して破たんのないように町民にとって必要な病院であり続けたい、なければならぬ病院でありたいという考え方に基きまして、病院の経営を改善していきたいと考えているところでございます。

(発言する者あり)

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 説明不足がございましたので追加して御説明させていただきます。

まず、今回の繰出金の起案、責任者等の関係でございますが、今回決裁等は取ってはおりません。ただ予算策定の段階で、予算策定をいたしまして理事者と協議して今回提出、そういう形になっておりますので、病院での予算の責任は事務長である私かと考えております。

あと今回の補正の繰り出しの根拠につきまして若干説明させていただきます。1項目ずつ今回の補正に関わる分につきまして御説明いたします。

まず、救急医療の確保に要する経費でございますが、こちら基準額が1億5,563万2,000円でございますが、今回補正額基準内が1,480万円、基準外の繰り出しが1億5,280万円ということで救急医療の確保に要する経費につきましては、今回1億6,760万円合計の補正となっております。

続きまして、保健衛生行政事務に要する経費でございますが、基準額1,185万円。今回補正は180万円ですが、こちらにつきましては繰入基準内の繰り出しとなっております。

続きまして、リハビリテーション医療に要する経費、こちらですが基準額1,505万4,000円。今回の補正は700万円の補正でこちら基準内の補正となっております。

続きまして、小児医療に要する経費ですが、こちらにつきましては基準額261万5,000円。今回の補正は60万円ということで、これは基準内の補正となっております。

続きまして、不採算地区病院の運営に要する経費でございますが、こちら基準額9,883万5,000円。今回の補正ですが基準内の補正が1,880万円。基準外の補正が1億120万円。不採算地区の運営に要する経費の合計1億2,000万円の補正となっております。

最後、高度医療に要する経費でございますが、こちら基準額1,007万4,000円。補正額は300万円ですべて基準内の繰り入れとなっております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 12ページ18節備品購入費、軽トラックの件です。こちら費用の内訳なのですが項目については備品等何点かあげられておりましたが、内訳車両本体どのくらいのを想定されているのかというところなんです。形態といたしましては、荷台のゴムマットがあったのから、平ボデー形式なのかなと思いましたが、そちらについても伺いをいたします。

続きまして14ページ19節負担金補助及び交付金の部分についてでございます。

積み戻しの見込について御答弁いただきました。こちら今後の補正の部分が解消されてなくなるのではないかなと見込のもとですね、1億5,000万円から2億円くらいの積み戻しというような御見解が示されましたが、ということは今回3億円取り崩しますけれども、当然のことながら満額ないし満額に近いような積み戻しはできないということは、今の時点で明白になっているということの認識でよろしいかというところがまず1点です。

また、繰出基準についてでございますが、ただいま項目ごとについて御説明をいただきました。内、基準外についておおむね2億5,000万円超でございます。こちら繰出基準を超えているというところでありますけれども、これはいわゆる適法、適切、適当なのかというところについての御認識を新たにお伺いをいたします。

また、いわゆる効果とか今後の見通しの部分についてでございますけども、なにか答弁の中で思い、例えば地域の病院をなくさないようにとかそういったところについて御答弁なされておりますが、私お伺いしているのはそこではないのです。地域の医療を守ろうとか病院を守ろうとかがって思いについては、これは皆さん本当に共通認識として持たれていることだと思いますので、そこについての考え方ではなくて、いわゆる今回このように3億円のお金を投入して具体的にどのように、今後変わっていくのかってところなんです。頑張りますとか、収支改善を目指しますとかっていうところではなくて、具体的にこういう方法でいつ頃、いくらくらい、何パーセントくらいの改善とかが見込めるとか、そういう具体的なものってというのが今の時点であるのか否かっていうところなのです。それは今まで公営企業、病院の運営に携わってどうでもいいやとか、ずさんな考え方で臨んできたわけではないと、これは当然私も認識しているところでありまして、すでにある程度のことはいろいろ対策、対応としてやられてきて今年度から検討委員会というものを立ち上げて、すでに数カ月経過いたしました。それで過去においては、いわゆる新改革プランというのもの、いわゆる外部の部分から示されてきて、いろんな内輪での会議、外からの視点というのものも取り入れて、ある一定程度やれるべきことはやられてきたのではないのかなと。それに至ってこの数カ月くらいで効果や今後の見通しを言われてもってお考えなのかもしれませんけれども、1年間12カ月というふうに考えていくともう半分くらい、半分近くについては経過している。少なくともこれからの数カ月、来年の3月末日までにどのように変わっていくのか、この3億円を投入して。というところについて具体的なものがあるのか否か。あるのであればお示しをいただきたいというところです。

また、もう少し詳細についてお伺いをいたしたいんですけども、そもそもこの問題に気付いたのは誰、どこで、部署という意味ですよ、それを誰と誰と誰、もしくはどことどこどこが協議をしてどなたの責任において、本提案に、この補正予算の提案にいたっているのかというところについてお伺いをしているのです。だから、病院のこの提案自体の責任が病院事務長にあるのか、もしくは行政の長である町長にあるのか、その責任の所在について改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから基金の関係について答弁をさせていただきます。

今、梅村議員のほうからもありましたけども、当初、財政調整基金については4億円取り崩しを計上してございまして、今回3億円増額したわけです。ここ数年の状況を見ますと取り崩した額を超えて積み戻しができないという状況が続いております。そういったことも考え、そして今後の町税がどの程度増収できるか見込みが立たない中での見込みでありますけども、取り崩した額を積み戻すことは難しいなというふうには今捉えております。

基準外の繰入金の関係でございますが、先ほども説明させていただきました、繰出金の根拠法は地方公営企業法で、総務省が繰出基準っていうのを示しておりますけども、あく

までも総務省としての考え方ということで、地方公共団体が基準以上の繰り出しをすることを妨げるものではないとされておりますので、そのへんは問題ないと捉えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 私のほうから具体的な取り組み等についてお話しをさせていただきたいと思います。

このような病院の経営が悪化をしてきたという部分については、昨年の秋頃から各病院の中でも職員を通じて下ろしてきております。このように3億円、一借りで2億円という部分になりました。3月の予算審査特別委員会の中でも梅村議員のほうから御質問等ありまして、その中でも新改革プランの反映等々の御指導、御意見をいただいたところでもございます。その中で、私ども先ほどから説明しておりますように、検討委員会6回を立ち上げて病院も理事者も一緒になってこの病院改革をどう進めていくかという部分が協議をしてきました。ようやく今、病院の医局、看護師、技術職、事務職が共通認識になりまして、どうやったら今の病院を継続をしていこうというふうな形がまとまってきたところでございます。今回3億円を投入いたしますけども、その後、やはり公立病院だからいつまでたっても赤字でもいい、そんな考えを一切持たないでほしい、そういう考えで今取り組んでいるところでございます。

具体的にということではまず収益の確保、これは一番かなと思います。平成27年度と平成30年度を比較しますと、約8,000万円以上の差が収益減となっております。当然人口減少の関係、それから高齢者の部分が増えてきたという部分が、いろいろあろうかと思っておりますけども、まずは平成27年度の部分に戻そうという形で一緒になって取り組んでいるところです。具体的には、今年の4月から準備を進めてきました、地域連携室の充実を図っております、病院、それから町内で言えば老人ホーム、アメニティ本別の3施設で協力をしているところでもございますし、その中で平均在日数の調整、短縮による診療単価のアップ、それから町外医療機関からの積極的な入院患者の受け入れ、これは入院患者の確保に結び付く。それから小規模多機能介護事業所への医師の定期訪問実施。これは適切な時期に必要な外来診療の提供ということで、外来患者の確保に繋がるという部分を考えております。

さらには、新改革プランに沿って、在宅復帰支援への強化、回復機能の強化を進めて地域包括支援システムの構築を進めていきたいと考えております。これは、医局から提案もありました夜間診療の開設、金曜日午後の内科外来の診察。それから、諏訪中央病院からの総合医の受け入れによります在宅医療の充実、地域包括ケアの推進を進めていきたいと考えておりますし、併せて、先ほど申し上げました9月28日に開催される元気処方フェスティバルの開催。やはり、身近に病院を感じていただきたい、うちの病院の状況を知ってもらいたいというような部分で積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。その形を同時に進めていきたいなというふうに考えているところで、やはり私は収益

の確保が重要なというふうに思っています。それについては、先も言いましたけれども、病院全体を通して共通認識持って進めておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今回の補正に対する責任の所在ということかと思えます。

補正予算等については、各原課、部局の方で作成をしていただきます。当然当初予算から半年経過して1年経過するとやはりその中では事業ごとに変更も生じてきますので、そういう部分では補正予算は組ませていただいているところです。それに基づきまして、理事者、町長、私ども等を入れて予算査定と補正予算の査定を行ないます。その中で確定をしていきますので最終的な責任は理事者にあると私は思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） 梅村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

車両本体にあっては税込101万円を算定基礎としております。ボデーに対しては、スタンダードと言っていいのでしょうか、普通の平ボデーを予定をしております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 12ページの軽トラックの部分でございますけれども、検討の段階で例えば特殊架装、パワーゲートですとかそういったものを、防災で使われるということでございますし、重量物を積み込みするということも考えられます。防災、対災害ということであれば、そういった視点での検討というものがこれまでなされてきたのか否かについてお伺いをいたします。

また14ページ19節負担金補助及び交付金の部分、3億円の部分についてでございます。財調の積み戻しの部分について御答弁いただいた中で、当然これまでにならって積み戻しの額というのが指し示されましたけれども、いわゆる一般会計に対する影響というものは今後ないというふうに考えているのか否かでございます。そちらについて御答弁を求めるものでございます。

また、効果等について、この補正を行なうことによる見込まれる効果等についてでございますけれども、運営とか収支改善に向けた思いとか姿勢についてお伺いをしているのではなくて、私は具体的な部分としてお伺いをしているのでございます。例えば、地域連携室の機能ですとか外来患者確保ですとかそういった手法の部分についてはお伺いが出来ました。また平成27年度の部分っていうのを一つの目標として立ち向かっていくというところもお話をいただきました。その中で、平成27年度の部分まで目標どおりに立ち直れば、いわゆる公立企業、公立病院の運営の原則である独立採算制っていうものにとって、今後の将来的な見通しっていうものが明るいのか否かってところなのです。27年度の部分まで戻ったとしても、本当に難しいのではないのかなというふうな議論とかが本当になされているのか否かについてお伺いをいたします。

また、見込まれる効果の部分についても外来の確保について、いつまでに、どのくらい確保して、どのくらいの収益性を見込んで病院運営の総体的には、いわゆる黒字化ってい

うものまで持っていけるのかどうか。独立採算っていうものが成立するのか否かについてでございます。

また、補正予算案の提案の経緯と責任者についてという質疑に対しての御答弁でございますが、最終的には理事者であるというところ副町長より御答弁いただきましたけれども、理事者とおっしゃられても、これだけの人数の方が座られていて、その中で具体的にどなたを指されているのかを明らかにされたい。以上です。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） ただいまの梅村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

担当内ではいろいろ種類があるというのは検討させていただきました。ダンプ形式もあれば、梅村議員がおっしゃったようなテールリフトですか、といったものも検討させていただいたんですけども、担当としましてはまずは食糧、水、それから毛布ですとかそういったものを優先だろうと、そういうことに至りましてテールリフトにはなくてもいいだろうと言ったところの判断をいたしまして、今回スタンダードなモデルとしたところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 一般会計の影響という部分での答弁ですけども、当然今回の財政調整基金の取り崩しによりまして、一般会計の財政運営に与える影響というのは大きいというふうに捉えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 具体的な数字を示さないということでございますが、やはり病院でございます。健康な方、または怪我をされた方、病気になった方、いろいろいらっしゃると思いますし、その年度年度でやはり受診される方の数は変わってくるのかなというふうに思っております。さらには、医療外収益の人間ドックだとか健診、こういう部分を充実を図っていききたいというふうに考えておりますが、人口減少等によります減も考えられるのかなというふうに考えております。

併せて、入院の確保については連携室を中心に取り組んでいきたいと考えております。先ほど平成27年度に戻るくらいに経営規模にしたいという部分で説明しましたが、やはり医療収益で9億7,000万円っていうのがあれば、当該損失もそれほど多くなく、資金不足も生じないのかなと判断をしております。

今、入院に関しましては連携室を中心に入院患者も増えてきているというふうには受けておりますので、そういう部分では確保していけるのかなと思います。

ただ、いつまでに何パーセント回復する、いつまでに1日の入院患者、外来患者をここに持っていくというような数字はなかなか難しいのかなと思っておりますので、それについてちょっと説明は省略させていただきたいなというふうに思っております。

先ほど理事者と言いましたけども、補正予算、新年度予算等について提出するのは町長であります。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第59号令和元年度本別町一般会計補正予算第7回について反対の立場で討論を行ないます。

反対理由についてでございます。

ただいま示されました議案書13ページ14ページ、第4款衛生費、第4項病院費、1目病院公営企業費、19節負担金補助及び交付金、財政調整基金3億円を取り崩し計上されました、この3億円の部分についてでございます。

ただいま質疑の中で、一般会計に与える影響は大きい、またこの3億円を投入してもなお、その効果について不透明である。具体的な改善計画案等が示されていない。そちらについては、説明がなかなか難しいという御答弁もいただきました。

当然これまでの議員協議会等で、地域連携室の御担当の方であるとか病院事務に携わる職員の方から、思いであるとかこれからの展望というものは指し示されたところがございます。

ただし、今こうした町財政が非常に厳しい中、いわゆる病院運営については抜本的な改革が必要であると、このように考えるところでございます。それをするにあたっては、当然一定程度の費用というものは必要であり、先行きが不透明な部分について3億円もの巨額なこの税金を投入するのではなく、新しく抜本改革に立ち向かう際に、その際に使用できる財源として確保しておく必要がございます。

よって、本提案については反対とさせていただきます。議員諸兄姉の皆様には御賢察を賜りますようお願い申し上げます、反対討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 原案に賛成の立場で賛成討論を行ないたいと思います。

今、本別町の国保病院が抱えている諸課題については、ただいま反対討論の中でも述べられていたことはそのとおりだという部分があると思っております。

今回の議論の中で精神的なこととか、そういうことはいいんだと、違うんだと、数字だという趣旨の話もあったように思っています。でも、私は今回の提案も含めてですがこれまで感じているのは、今大切なのは病院関係者、あるいは私たち町民も含めた心の部分が今もう少し前向きになっていかなきゃならないのじゃないかなっていう部分を思っております。

それで言うまでもなく先ほども議論の中であったように、本町の国保病院はこのまちにとって、なくてはならないもの、入院施設があるということももちろん大事だと思います

し、規模に比較して非常に診療科目が多いと私はいつも思っております。

私自身もいろいろお世話になっておりますけども、いずれにしても町村は住民の命と健康を守るというのが最大の義務でありまして、それを条件のある限り、そこをしっかりと守っていく、そのために国保病院を、経営を改善していくという立場で今取り組んでいる。

こないだ議員協議会でこれからの取り組みということで、いろいろ示されております。今始まったばかりという部分も確かにあると思いますが、この中で痛く感じたのはやはり病気になって困っている弱い立場の人に手を差し述べるという、例えば訪問診療なんかもそうですけど、そういう立場での改善方向性になるかも示されております。

町民から信頼される病院になっていけば、自ずとそれに経営部分、お金の部分もついてくるんじゃないかなということをお私に思う次第です。

これまで諏訪中央病院の先生等などに、病院の大変な時期をこうやって乗り越えたという中にも同じような趣旨が示されているというふうに思っております。

本町においても、そういう取り組みを通じて我が町の町国保病院をしっかりとした経営のできる病院へ再生をしていく、そういう立場で議員としても支援、応援をしていければという立場で今回の提案については賛成をしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 次に原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、議案第59号令和元年度本別町一般会計補正予算（第7回）についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第59号令和元年度本別町一般会計補正予算第7回については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 議案第60号

○議長（高橋利勝） 日程第2 議案第60号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第60号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の主な補正は、平成30年度の決算が確定したことに伴い基金を積み立てるものがございます。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,474万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,175万9,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により、説明させていただきます。

5ページ、6ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節備品購入費5万4,000円の増額につきましては、国保総合システム端末更新の差額分を補正するものです。

6款1項1目基金積立金3,377万4,000円の増額補正は、平成30年度決算により、剰余金を基金に積み立てるものがございます。

積立金の状況ですが、平成30年度末現在7,553万9,000円、今回の積立金3,377万4,000円の計1億931万3,000円となります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金91万6,000円の増額補正は、特定健康診査等負担金平成30年度超過交付額の返還でございます。

続きまして、歳入ですが3ページ、4ページをお願いします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税5万4,000円の増額補正は歳入歳出の差額分を計上するものです。

6款1項繰越金、2目その他繰越金3,469万円の増額補正は、一般被保険者分の前年度からの繰越金でございます。

以上、令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括といたします。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 歳出の5ページ、6ページに関するところですが、基金積立が3,377万4,000円ということで、新たな国保制度に移行してからこの積立がどういうふうに積み立てられてきたのかということ、まず最初に伺いたいと思います。

そして繰越金が一定額生じるということは、その年の国保運営としてどうだったのか、どうしたことだったのか。疾病に罹る方が予定より少ないとか多いとか、そういうようないろいろな理由っていうかあると思うのですが、それが第1点と、それから積立目標とか基準っていうのは示されているのか。この程度、例えば本別の国保会計であれば基金積立の目標はこれくらいの金額っていうふうなものがあるのであれば伺いたいということです。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） お答えいたします。

基金の積立につきましては、医療費の支払いということではなくて、医療費の支払いにつきましては北海道のほうからそのまま医療費の金額が入ってきまして、そのまま支出しますのでそのついでというのは出てきません。それで、一番金額が変わってくる積立で影響するのが、保険料の支払いから収入が入ってきた部分が、増えた部分が多ければ今積み立てる形になっています。いくらの基準っていうのは、決まっておらず、ある程度の安定的に、保険料の収入のほうは平成29年度の時には基金が6,300万円ほど崩したりしていますので、収入が減ったときにはある程度の基金っていうのが必要だと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 医療費ではなくて国保料の関係だというのがすみません。私言い間違えました。

それで、例えば介護保険だと基金積立が確か6,000万円くらいを一定の目標にしているというような話で、それをどうしてって聞いたら1カ月分の支払うための金額だというような話をされていたのがあって、介護保険に関しては早く基金6,000万円超えないかなといつも見ているわけですが、それで介護保険料を下げるってというようなことになると。国保の場合は今回は積み上がって1億9,000万円ということですので、そういうような見通しっていうか、そういうような考え方、そういう活用の仕方っていうことはこの国保会計の中で考えられるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） お答えします。

国保の場合、そういう今そこから支払うというものはないので、1カ月にその金額を医療費として支払うということはありませんので、なんぼの基金を積み立てるっていうことではないのですが、ある程度の基金を持っていないと、さっき言った収入が減ったときにはそこから補てんするという形になりますので、昨年については、基金は崩してはいないのですが、今年予算上には、基金を崩す予定はないとなっているのですが、今現在で算出すると600万円ほど基金を崩す決算予定にはなっております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算第2回についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第61号

○議長（高橋利勝） 日程第3 議案第61号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第61号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正内容につきましては、平成30年度の決算が確定したことに伴い、繰越金の精算でございます。予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,333万4,000円とする内容でございます。

それでは、歳入から事項別明細書により説明させていただきます。

3ページ、4ページをお願いします。

歳入ですが、3款1項1目繰越金11万6,000円につきましては、平成30年度決算に基づく繰越金でございます。

5ページ、6ページをお願いします。

歳出ですが、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金11万6,000円につきましては、平成30年度決算に基づく一般会計への繰出金でございます。

以上、令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の提案説明と変えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第62号

○議長（高橋利勝） 日程第4 議案第62号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 議案第62号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度の決算額の確定による精算であります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,831万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億1,964万7,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分3万3,000円の補正は、前年度の実績額の確定による精算交付金であります。

次の段の7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節低所得者保険料軽減繰入金1,000円の補正は、前年度の実績額の確定による精算であります。

次の段の8款1項1目1節繰越金3,828万3,000円の補正は、平成30年度決算額の確定による前年度繰越金であります。

予算書の5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが4款1項1目基金積立金1,830万3,000円の補正は、前年度繰越金を基金に積戻しするものです。

なお、積立金の状況ですが、平成30年度末の基金残高3,836万4,000円。

今回積立金1,830万3,000円を合わせますと5,666万7,000円となる見込みであります。

次の段の5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金1,500万4,000円の補正は、前年度の実績額確定に伴う精算で、介護給付費を国・支払い基金及び道へ、また、地域支援事業費を国及び道に償還するものです。

次の5款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金501万円の補正は、前年度の実績額確定に伴う一般会計への精算償還金であります。

以上、令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）の提案説明に変えさせていただきます。どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第63号

○議長（高橋利勝） 日程第5 議案第63号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第63号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申しあげます。

今回の補正は、個別排水処理施設整備事業によります浄化槽設置基数変更によるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,278万2,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明を申し上げます。

4ページ、5ページをお開きください。

下段にあります2款土木費、1項下水道費、2目個別排水処理施設新設費、15節工事請負費630万円の増額は、勇足元町、美里別東下、西美里別地区での建物の新築に伴います新たな申込みが3件ありましたので、増額し対応するものでございます。

上段の歳入であります。4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金個別排水処理施設整備事業210万円の増額と、中段になります7款1項町債、1目土木債、1節下水道債420万円の増額は、歳出でも説明いたしました合併処理浄化槽の設置個数の増によるものでございます。

3ページへお戻りください。

第2表、地方債補正、1変更の起債の目的。個別排水処理施設整備事業の限度額3,050万円を3,470万円に改めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第64号

○議長(高橋利勝) 日程第6 議案第64号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長(藤野和幸) 議案第64号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3回)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入では、一般会計からの繰入金を3億円増額して病院の収支改善と資金不足の解消を図り、収益的支出においては、夜間外来の実施に伴う、窓口会計事務の委託料の増となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を1億7,700万円増額、第2項医業外収益を1億2,300万円増額し、収益の合計を13億8,899万1,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を33万5,000円増額し、費用の合計を12億6,304万1,000円とするものであります。

次に3ページ、4ページをお願いします。

補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益、1項医業収益、3目その他医業収益、3節一般会計負担金1億7,700万円の増額補正の内訳は、救急医療確保経費が1億6,700万円増、保健衛生行政経費180万円増、リハビリテーション医療経費700万円増、小児医療に要する経費60万円増となっております。

すぐ下の2項医業外収益、3目負担金交付金、1節一般会計負担金1億2,300万円の増は、不採算地区病院運営経費1億2,000万円増、高度医療経費300万円増で、いずれも、病院の資金不足解消と収支の改善を図るため一般会計からの繰入金を増額するものです。

一般会計からの3億円の繰入金の増額補正ですが、平成30年度、病院の収益悪化により現金の不足が生じ、総務省の基準に基づく資金不足比率が10%となり、経営健全化基準である20%を上回ってはいないものの、北海道からは早期に解消するよう助言を受け

ており、一般会計から3億円を繰り入れて資金不足の解消と収支の改善を図るものです。

今回の補正後の繰入額の合計は5億8,770万8,000円となり、前年度3億6,159万8,000円と比較しますと2億2,611万1,000円増の繰入額となります。

また、今回の繰入金3億円のうち、2億円は資金不足の解消に充当し、1億円は、今後の収支の見込みから運転資金に充当するものです。

なお、一般会計からの繰入金はここ数年3億2,000万円から3億7,000万円近くで推移しており、今年度は当初に2億8,800万円を予算計上しており、今回、運営資金については1億円を増額することにより、通常の運営資金としての繰入額は合計3億8,800万円となります。

また、一般会計からの繰り入れは、従前から総務省の定めました繰入基準に基づき行ってまいりましたが、現在の当院の収益的収支における繰入基準額は3億3,485万3,000円で、今回の補正により基準内の繰入金が3億3,370万8,000円、基準外の繰入金が2億5,400万円となっております。

なお、一般会計から病院への繰入金につきましては、その一部が交付税措置されており、例年2億2,000万円程度が国から町へ交付されているところでございます。

次に下段支出ですが、収益的支出1款病院事業費用1項医業費用3目経費15節委託料33万5,000円の増は、6月から開始しました毎週水曜日の夜間外来による、会計窓口の診療報酬請求事務の委託時間の延長によるものです。委託時間を午後5時15分から午後7時15分まで2時間延長をしているところでございます。

以上、令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出一括とします。ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

本件について、多額の補正予算を組むということについて、いわゆる病院の現場はどのように受け止められていらっしゃるのか。私が言う現場というのは、いわゆる一定の権限等を持つ責任者ってことだけではなくて、現場の末端の職員さん含めてという意味でございます。1番目は現場はどのように受け止めているのかってところですね。

また答弁に際して、その声を聞いた広聴って部分と実態の周知という部分についてはどのように行なわれているのかっていうのがまず1点目。

2点目でございますが、病院のこうした運営が非常に厳しいと、収支改善、資金不足の解消というものが求められているというところは、これまでの説明から理解いたしました。こうしたところにまで至る今日までの、これまでの運営の責任、またこうして補正予算を提案をされてこれからの運営の責任というものは、どこに、どなたにあるとお考えなのか、というのが2番目。

3番目、これは先ほどの一般会計のほうでも質疑をさせていただきましたが、補正予算の提案責任者というものは理事者、つまりは町長ということでよろしいのか否かってことが3番目。

続きまして4番目が、この病院の運営がこうした現状、実態であるよというところについて、現状等広く町民等に周知したり、町民からの意見というものに耳を傾ける、そうした意見徴収、または議論の場というものについて設けようとかってことは議論や検討がなされてきたのか否か。

続きまして5番目ですけれども、こうした公営企業、病院運営についてがいわゆる独立採算がというものが原則論としてあります。地方公営企業法の観点による一般会計からの繰り入れというもの、能率的な運営を行なってもなお、客観的に困難であると認められるというような文言がございますが、現状というものは能率的な運営というものが妥当になされているというような御認識なのか否か。

続きまして、これから新たに取り組んでおられるものとして、例えば地域連携室の拡充とか、いわゆる夜間外来、夜間診療の開始とかそういったとこで外来の確保等何点かあると思いますが、それら改めまして現在取り組まれている具体的な活動とか取り組みについて全て述べられて、先ほどの答弁の中で具体的な長期的ないつ、どこで、どのように収支改善をするだとかこういう数字を見込んでいるとかないというふうにお伺いをしましたが、改めまして中長期的なものがないのであれば、直近の現状、現在どのように取り組んで、どのようなことを、どのように取り組んでいるのかということの項目についてと、直近の状況というものについて具体的にお答えを求めます。

また、この病院の運営に関して、いわゆる新改革プランというもの、こちらを尊重して今まで活用もされてきたというふうに認識しているところでございますが、改めましてこの病院の新改革プラン、これを策定するにあたって総額いくらの経費をこれまで要してきたのかというところと、またこの改革プランに基づいて点検、評価、講評について数値が大きく影響すると、6月になれば収支決算の見込も立つ、その後にしかりとした評価をしながら進めるということ平成31年度の予算審査特別委員会で御見解を示されました。現状、こうした実態に至るにあたってこの新改革プランをどのように検討されてきたのかという実態について具体的なものをお伺いいたします。

また、先ほどの一般会計の補正予算の中で御答弁がありました、収支を見直すために人件費の削減、人件費がウエイトが大きいよというような趣旨の御答弁がありまして、現時点で人件費の削減等を視野に入れたというようなところがあるのか否か。

また併せまして、先ほど一部重複するかもしれませんが、いわゆる地域連携室であったりとかそういった新たな取り組みのところ、何か具体的に、例えば人事を見直しして、いわゆるそういったところに強い思いや取り組み姿勢を持っている職員さんを投入するとか、具体的な人事の事案なんかも見直すような検討結果とかがこれまであったのか、またはこれからあるのか否か。

また、先立て議員協議会で示されました資料の末尾に、規模やサービス内容について見直していくと、適切な病院の在り方というところについてそのような記載がございました。具体的にどのような規模やどんなサービス内容っていうものを想定されて記載されたのか。これからの取り組みという本当一番最後ですね。改めまして、これからの取り組みを進めると同時に、今後の診療圏域の人口減少やそれに応じたサービス提供体制を想定した、収支の状況等について総合的に勘案し適切な病院の在り方、規模やサービス内容について検討を進めるというふうに記載がございます。こちらについての質疑がございます。

そして最後に、このように補正予算の提案がなされておりまして、二元代表制の一躍を担うこの議会、または我々議員というものがこれに対して一定の評決をしていくというところについて、それに対して議会や議員というものにはどのような責任が生じるというふうに執行機関の長としてお考えか、そちらについて御見解を示していただきたい。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時16分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 梅村議員の御質問にお答えいたします。

もし、漏れることがございましたらまたのちほどお願いいたします。

まず収益悪化、そのへんの現場の受け止め方といいますか、管理職を含めましてということですけども、病院の運営悪化の状況につきましては、もちろん院内会議等で周知しておりますが、一般の職員につきましても各部局に事務のほうで回りまして、病院の経営状況の悪化については昨年度以来説明しているところでございます。

病院の運営の責任と、これからの運営の責任といいますか、そのへんの関係でございしますが、こちらにつきましては先ほど一般質問のほうでも答弁したとおりということで、3番目の町の責任者ということにつきましては、先ほど答弁したところかと思えます。

続きまして、病院の運営の現状を町民への周知ということでございますけども、国民健康保険運営協議会、病院モニター会議、あと健康長寿のまちづくり会議、あと自治会連合会等のなかで病院の運営状況または病院への協力をお願い等もさせていただいているところでございます。

続きまして、病院能率的な運営がされているのかどうかというような御質問でございましたが、現状能率的に運営していると考えているところでございます。

続きまして、地域連携室、夜間外来等の状況ということでございますけども、地域連携室の活動によりまして、こちらも既に何度か御説明したかと思えますが、他院から帯広等からも入院が増えてきている、また紹介等もきているのが現実で増えている、10人程度増えているというところでございます。また、帯広の病院から透析患者についても2名、春

から増となっております、また透析については1名、今検討といたしますか、もう1人追加の可能性のあるところでございます。

あと病院の長期な計画はないということで、直近の状況というようなことでございますが、少しずつではございますが収益の改善に努めておりまして、現在入院患者1日平均50人を超えるような状況で、昨年よりも入院患者増えているような状況でございます。

収益につきましても、5月6月ですと3,000万円を切る2,980万円前後の入院収益でございましたが、7月8月は3,000万円を超える収益をあげているということで、7月ですと3,140万円、8月ですと3,440万円ほどに入院収益の増に繋がっているところでございます。

続きまして、新公立病院の改革プラン、こちらの経費の関係でございますが、今手元に29年の資料がないものですから平成30年、平成31年は270万円程度の経費をかけておりまして、3年間で総額900万円程度の経費になるのかと考えております。

現在この検証といたしますか、それについては現在検討中でございます。

収支見直しとして、人件費の削減ということでありましたが、人件費の削減につきましては、今後退職された看護師等の補充の関係とか、そのへんをまず見直していく。あと病院の外来体制等の見直しによる看護師、看護助手の体制の見直し等を図りまして、人件費の削減に繋げていきたいと考えております。

先にお配りいたしました資料の最終ページ、今後の診療圏域の人口減少やそれに応じたサービス提供を想定した収支の状況等について、総合的に勘案し適切な病院の在り方、規模やサービス内容について検討を進めるというところでございますが、こちらにつきましては、ただいま検討中というところでございまして、今この場で明確なお答えは申し訳ありませんが、できないところでございます。

あと、議会、議員の責任ということでございましたが、こちらにつきましては私どもの立場からは申し上げるものではないのかと考えております。

以上、梅村議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 勘定いたしましたら、11項目についてお伺いをいたしました。

そのうち答弁としてちょっと漏れているなというところもございましたので、改めてお伺いをいたします。

まず1番目、現場はどう受け止めているのかというところでございます。院内会議等をやったよという周知とか方法についてはお伺いをいたしました。どう受け止めているのかということは、どういう反応を示しているのですかということなのです。現場の職員さんたちはどのような反応を示しているんですかというのがまず1番目。

次2番目、これまでの運営の責任とこれからの運営の責任、これについてはどこに、または誰にあるのかというところで、先ほどのということでございましたが、議案別になってございますので改めての答弁を求めるものでございます。

3番目についても同じでありまして、この本提案のものについて、先ほどだから私、一般会計の補正予算と同様なのかと前置きさせてもらいましたけれど、議案が別でございますので、この提案の責任というのは誰にあるのかというものについて、改めて明言をする必要があると考えてございます。答弁の責任として必要があるということでございます。

4番目、病院運営についての町民に対する周知や意見聴取ということでございますが、何例か示されまして現在やられているよということでございますけど、新たにこうして過去に例がないような多額の補正予算を組まれたわけですから、現状について改めて個々の町民に改めて丁寧に周知をするというような場を設けたり、お考えがあるのかないのかというところでございます。

次5番目、能率的な運営を行なっているということでございますが、その根拠についてお示しをいただきたい。なぜ能率的な運営が行なわれているんだよというふうにお考えなのか、その答弁の根拠を求めるものでございます。

6番目、地域連携室ということで私一つ特定して言いましたが、地域連携室だけについてお伺いしているのではなくて、今新たな取り組みとしてやっていること全てについてお答えいただいて、今こういうことやっていますよ、それについて出来れば何年何月頃にこういう効果を見込みたいとか具体的に御答弁いただく、本来べきなんですけど、先ほど来からの答弁から推測するに、中長期的な具体的な数字とか持ち合わせていないのであれば、先ほど入院について一つ指し示していただいたように、現在数字としてこのくらいの人数が増えて、このくらいの数字がプラスとなっておりますとか、変わらない横ばいなのか、今新たに取り組んでいる具体的な施策等について、全てにおいてお答えをいただきたいということでございます。

次の改革プランの部分についてでございますけども、検討中というふうにおっしゃられましたけど、約1,000万円近いお金をかけて作られた、また本町の地域医療に対して心血を注いで、御助言等いただきました地域包括ケア研究所、また鎌田先生等らが、中心となってこのような提言をいただいたという中で、貴重な税金を使って作られた改革プランをどのように検討しているのか。検討しているのはわかりますよ、ただ作らせて終わりじゃないので、どのように検討している、検討しているにもこのような現況に至っているというところも知りたいわけですから、どのように検討されているのか、かいつまんで構いません。最重要課題としては、このように考えているんですとか、特にこの部分については重点的に取り組んでいるんですとか、そういったところについて指し示しをお願いしたい。

続きまして、人件費の部分でありますが見直しというお言葉使われておりますけど体制の見直しとおっしゃっておりますけど、端的に申し上げてですね、給料を下げることなのか、人員を減らすということなのか。どういう趣旨でこの人件費の見直しということを謳われているのかについて改めて御説明をいただきたい。

またその次、こちら御答弁いただけなかったのですが、運営を見直していくって中で人事の部分についても、ですから姿勢を強く持っている方とか、そういった方とかの投入とか、そういったところを検討されてこられた実績があるのか、またはこれからされるお考えとかがあるのかということについてお伺いいたします。

続きまして、適切な病院の在り方ということではありますが、こちら資料として指し示されている中で、ということは具体的なものはないということであるにも関わらず、適切な病院、規模やサービス内容ということについて、謳われておりますけど、結局はだから思いや考えはあるのだけでも具体的なものは何もないのだよということを受け止めよろしいのかお伺いをいたします。

11番目、議会や議員の責任というものについて、事務長から御答弁いただきましたけれども執行機関としての長としてのお考えをお伺いしたんです。町長どのお考えなのかについてお伺いをいたしているところでございます。

以上、11点改めて御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員の答弁をさせていただきますが、あえて私のほうに最後の質問いただきましたけれども、言っている趣旨は私どもからして、その質問に対してどうこうと答える立場ではありませんし、それはできれば議員の立場で質問いただいている梅村議員も独自に考えていただければと思いますから、そういうことで答弁させていただきます。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 梅村議員の再質問に対してお答えいたします。

まず、病院の現状の職員の受け止め方ですが、やはり人様々と言えば様々なのです、本当に。実態といたしまして、自分達の職場がなくなると危機感を持つ方もいれば、そこまで考えない、思いが至らない方も残念ながらおられるのも事実であります。

ただ我々としては、こういう現状でありますので今後も病院の危機については周知していきたい。

また、今回3億円を繰り入れ、予算計上することにつきましても、病院内にもすでに議会は通っておりませんが、予算計上をするということで周知をしているところでございます。

あと、町民への周知ということでございますが、こちら先ほど一般質問の中でも副町長もお答えしたかと思っておりますけれども、9月28日のフェスティバル、この中で院長の基調講演の中にも今の病院の現状、状況についての説明は入って参りますし、また広報でも同じように周知していきたいと考えております。

地域連携室による新たな取り組みを全て説明ということでございますけれども、地域連携室が出来たことによりまして今進めていることは、午前中と重複するかもしれませんが、病院と老人ホーム、アメニティ本別3施設連携による患者を町外へ出さず町内で完結させ

るようなシステム、または当院の医師が定期的に小規模多機能施設等を訪問し入所者の状態を確認することによる外来患者の増へと繋げていく。

また、先ほども申しましたが、連携室を通じまして、帯広等から10名ほどの患者の増、透析患者2名増、また現在調整中の方もおられるというようなことでございます。

あと医師による地域訪問、各自治会等講演会、勉強会、また学校等にもうちの医師が訪問して、医療の勉強会というようなことで本別中学校ですと、がんについての勉強会ということで当院の医師が訪問したりなど、今まで5件ほど自治会等へ訪問させていただいております。また今後も、今のところ現時点で6件ほど、また地域への訪問の予定が入っているところでございます。

また、地域連携室だけではなく病院全体でございますが、元気処方フェスティバルというイベントを今月末に実施いたしまして、従前は10年以上前ですが病院で実施していたものですが、この度は中央公民館のほうに会場を移しまして我々が町民の、町の中に入っていくというようなことで出来る限り町民の皆さんに参加しやすいようなイベントも実施するところでございます。

あと、人件費の関係ですけれどもこちら給料を減らすのか人員を減らすのかというような御質問かと思いますが、内部の体制の変更によりまして人員、人数を減らす方向で進めたいと考えております。

あと、病院改善のための人事といいますか、ということでございますが、地域連携室に新たな人事異動で職員変わりました、地域連携室を中心に入院等の増に取り組んでいるところでございますし、また外来の窓口会計についても、今後外来の診療報酬の請求事務等、誤り等、また請求漏れのないよう専門の職員を配置することが必要かと考えておりますので、こちらについても今後採用していきたいと考えているところでございます。

資料の最後のもっと具体的にということであるのかもしれませんが、これが先ほど申しました地域連携室含めたすでに取り組んでいるようなことが、規模やサービス内容ということに繋がるのかなと考えております。

あと、本別町国保病院の改革プランの関係でございますが、こちら今うちの病院で取り組んでいる状況といたしまして、回復機能の強化ということで入院の収益アップのためには施設基準というものがございまして、こちらその基準によりまして入院の単価が変わって参ります。その単価を上げるための今、検証をしているところでございます。在院日数とかそういった基準がございまして、それをクリアできるかどうか実験的に取り組んでいるところでございます。

同じように地域連携室を中心に在宅復旧、こちら改革プランの中にございまして、在宅復旧の支援をすることによりまして、先ほどの在院日数の短縮等にも繋がっていくのかなど。あと夜間外来、こちら6月から実施しておりまして、こちらですと6、7、8と3カ月の実績でございますけれども、毎週1回、3カ月で69人ということでございます。患者さん。

入院収益43万6,460円ということで、経費につきましては人件費等、超過勤務になりますので時間外の人件費等の分で28万9,571円ということで、6、7、8月の3カ月でいけば14万6,819円の増となっておりますが、こちらの光熱費、施設の維持管理は含んでおりませんので、単純に収益と人件費だけの比較でございますが、夜間外来もそのような状況になっているところでございます。

また改革プランの中で無駄のない病院ということで、無駄というわけではないんですけど、外来診療の見直しも図りまして、応援の外来ですね、こちら例えば泌尿器科外来、毎週1回年間ですと52回ほど来ていただいていたのですが、月に2回でこういったことで委託料250万円の削減等にも繋げているところでございます。

また、当院は常勤の医師がいるのは耳鼻咽喉科と内科、外科だけですのでそれ以外の外来につきましては応援診療いただいているところですが、そちらについても見直しといたしますか、今後の在り方について検討しているところでございます。

あと、これまでの責任とこれからの責任、今回の提案につきましては、予算の提案は病院側からの提案につきましては、事務長である私が責任になるのかなと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 私のほう、補足を一つだけ、独立採算制で能率的運営をされているかという御質問が漏れていたかと思います。これにつきましては、毎週月曜日に医局会議を開いて先生方の共通認識を持って1週間にあたる体制の確認をしております。

その中において、総婦長、婦長等を通じて看護師、それから専門技術職のほうと流れをとっておりますので、入院及び外来等についてはスムーズに運営ができるように能率的な運営が図られていると感じております。

それから資料で説明しました、一番最後の部分、人口減少、それに応じたサービスの提供云々という御質問があったかと思います。

最後に事務長が説明したとおりでございますが、まだはっきり言えない部分は事務長にもあろうかと思えます。これは検討委員会の中でも今、ようやく議題に上がってきたところが60床が本当にいいのかどうかって部分。今、9診療科を持っております、常勤の医師と外来の医師がいらっしゃいますので、その部分も本当に今の町民ニーズに応えた診療体制かとそういう部分もありますので、その辺も含めて今後この部分も病院改革と併せて進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） お伺いした中で改めまして何点か、まず答弁の中できちんと御答弁いただけてないのではないのかなという認識なんですけど、2番目にお伺いいたしました、これまでの運営責任とこれからの運営責任はどこに、誰にあるのかということですが、病院事務長にあるというようなお考えなんですか、全て。そこについて改めましてお伺いをいたします。

また、その次いただきました、この本予算提案についても理事者である町長ではなくて、理事者の中でも病院の事務長にあると、この今審議しているこの議案ですよ、この提案責任も事務長にあるというようなお考えなのでしょうか。

また、改革プランの部分についてなんですけども、改革プランの検討いろいろやられているという中で、改革プランの15ページに第6経営形態の見直しというものがございます。その一部でございますけれども、病院事業管理者の権限の元、予算、人事管理を適切に推進していくことが必要ではないかと考えられます。また、さらに踏み込んで町が必要とする医療サービスの質、量を維持することを条件に指定管理者に運営を委ねることも考えられます。こうしたところが明文されてございますが、こちらについて検討なされたり、またこの記載についてどのような御見解をお持ちなのか、改めて伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 改革プランのほう、私から答弁させていただきますが、梅村議員の今読み上げたとおり、改革プランとしてこういう方式も考えられるのではないですかということを提案いただきました。それは内部で協議しました。正直言ってかなり厳しい反発もあったことも事実であります。その中で議論しました。ドクター始めスタッフの皆さんとも協議して、今こういうことでは正直言ってここでは勤務出来ないという人も中には、そういう意思表示も出て来るのかなと思いましたが、そうではなくて、そういうことも将来考えられるかもしれないけれど、現状は今まで積み上げてきた本別の国保病院の伝統だとかですね、町民のニーズに応じていくだけの、町になくてはならない病院として、これからも今の機能をしっかりと持ちながら、これを持続、継続していくために、どうしたらいいのかっていうところの議論にしました。

それで、その改革プランにある分については、究極本当に努力しても立ちいかない、例えば先ほどから副町長が答弁していますように、今回このような財政出動が出て来ましたが、せめて27年時点に戻ればそんなに大きな財政出動もなくですね、今の機能を持続継続しながらこれからの病院も運営できると。そのようなことの中で、最終的に改革プランについては参考としてはさせていただきますけども、今の時点ではその持続継続できる、この診療体制をどうやったら皆で頑張っていけるかっていうことに集中して、それぞれ協議させていただきました。

それで前回の議会の中で御質問ありました。本当に大丈夫なのかというふうにありましたけども、どういうふうに動くにも、どういうふうに機構を変えるにも、やはり働いている分、みんなが同じ方向に向いて統一した認識を持たなければどこにも行けないと。例えばどこかに運営してもらおう、それこそ指定管理者にしてもらうと思っても内部がバラバラなようでは指定管理者も受けてくれる人はいないだろうと、そういうことも含めてまずは内部の意思統一をしっかりと、共通認識を持って目標を定めながらいこうと。その目標が今までの本町の国保病院の機能をしっかりと維持できるということ含めてのこの改革プランを通しての、また新しい協議の中で出てきたそういう結果であります。そのことにつ

いては、やりながらも4月から始めましたそれぞれ内部の協議も6回重ねました。それでも、その中で少し申し上げますけども、1万人いた時の、これもお話したと思うんですが、この診療体制ベッド数含めてですね、今7,000人という中ではそれが本当に維持できるのかどうか、それについては先ほど事務長が言ったのは、それは見直しをするということは人件費を下げるのか、人をどうするのかという御質問でしたけども、それは人件費を下げるということには言及はしませんけども、そういう体制を見直しながら、例えば60床が50床、それが妥当かどうかは別だけど、そういうことも含めて十分に検討しながら、そういう体制を見直しして適正な診療報酬が入るように、また収益がしっかりと確保できるようなそういう内部の改革をしながらやっていく。

そういうことで道半ばでありますけども、しっかり協議をさせていただきながら進んでいるってことでありますので、今梅村議員が求めるようにどうなんだと、結果的にやっているのかやっていないのかってことでありますけど、やっていることは間違いありませんが、これまだ決算委員会ではありませんから、そこまではっきりした決算が出ることはありませんけども、そういう取り組みの中で今進めながらですね、本当に本別の国保病院がどうしたら持続継続できるかってことを真摯に、真剣に臨みながら今、改革に向かって一つ一つ想定されるものを含めて、検討協議をしていって、実行性のあるものは先ほどからお話がありますように、例えば連携室でそれぞれ病診連携含めて、いろいろな本町に入院、外来含めて、新しい患者さんの紹介も含めても今までそういった相談窓口がなかった、なかなか本町の病院に、そういう体制がとれなかった。さらにまた小規模の事業所など含めて、また外来や訪問診療含めて住民サービスもそうですけども、直接言ってみれば診療報酬なんですね、点数をしっかりとれるようなそういう働きをしていく。

さらにもう一つ言えば、ドクターの当たり方の中で日直、当直の回数もどうなるかこんなことも含めて、あらゆる面でこの改革プランをきっかけに議論をさせていただいて、何度も申し上げますがこの先、持続継続できる病院の体制をしっかりとみんなで作り上げていこう、こういうことでありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

もう一つはこの、責任者は誰なのかということですが、誰が責任だってことはありませんが、全ては、どんなことでももちろん町のトップでありますから、私の責任なのは間違いありません。ただ、この運営責任ということは、私が、責任があるだけの問題でなくて、その例えば病院の院長始め管理職、特に連帯で、みんなで責任でありますから、そして理事者側もそうありますから、そういう意識の中で、みんなでしっかりやっっていこうとなりますが、梅村議員が求めているものについては私が責任者であるということは間違いありませんから、そのことはしっかりと申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

○3番（梅村智秀） 議事進行の発言です。

○議長（高橋利勝） いや、もう3回ですから。

- 3番（梅村智秀） 議事進行に関する発言です。御理解されています、議長。
- 議長（高橋利勝） 3回ですからだめです。
- 3番（梅村智秀） 議事進行に関する発言っていう取り扱い、議長御存知ですか。
- 議長（高橋利勝） 他に。
- 3番（梅村智秀） 議事進行に関する発言っていう取り扱い、議長御存知ないのですか。
- 議長（高橋利勝） わかりました。じゃあ、内容について発言を許します。
- 3番（梅村智秀） ただいま御答弁漏れがございましたので、そちらについて、質疑については会議規則において3回までというふうに取り決められてございますが、議論がかみ合わないですとか、答弁漏れがあった場合、議長の権限において質疑の回数を増やす、または適切なる答弁を促すことがございます。

漏れたものの中で一つお伺いしているのが、本議案の提案についての提案責任者は病院事務長なのかという質疑について御答弁が漏れてございます。運営の責任についてはただいま町長から御答弁ございましたので、答弁漏れがあったということについて議長に御判断を委ねるところでございます。

- 議長（高橋利勝） 高橋町長。
- 町長（高橋正夫） 私、舌足らずだったかもしれませんがどういう場所においても、梅村議員が求めていることは私が町長としての立場ですから、どういう場面も、この病院であろうが、特別会計であろうが企業会計であろうが一般会計であろうが、その分についてはこの議場に皆さんに提案する場合は、全て私の責任において出しているっていうことを、そのことを申し上げたつもりでありますから、御理解ください。

- 議長（高橋利勝） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

- 3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第64号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）について反対の立場で討論を行ないます。

ただいまの質疑から明らかになったように、現場の職員には危機感を覚えていると。これは当然その今後の雇用が維持されるのかとか、そういったものも含まれているのかなと解するところでございます。

当然こちら誤解なくいただきたいのは、本別町においてこの病院を守るということは重要な課題でございます。地域の医療、町民福祉の維持、向上、ひいては町民の命と健康、そして今述べました100名以上の病院関係職員の雇用とその家族の生活を守る、そうした責務がございます。けして病院の必要性や重要性を否定しているではありません。地域に必要な病院をどのように守っていくのか、どのように維持していくのか、存続させる

ためにはどのような選択があるのか、方法があるのか、それをもう今となっては抜本的改革をしていく、そうしたところに向けて議論というものがなされて前に進んでいかなければいけない、そうした時期に来ていると私は認識するところでございます。

先ほど、いわゆる運営指定管理を受ける、簡単に言うと運営を他に任せるということでございます。こちらについて一定程度の反発、そういったものがあつたというところでございますが、こちらについてもその議論の中、私、把握、承知はしてございませんが、正しい情報というものが伝えられているのか、これは一例でございますけども、広尾町、こちらも独立行政法人化、帯広市の民間の病院に委託されてございます。こちらについていた職員、実質上、その運営病院の考えといたしましては、地域の医療は地域の人達が守る、こうした理念のもと、みずから自主的に公務員という立場が失われるということを理由にされた2、3名、3、4名その程度のものが自主退職をされただけで、その雇用というものは全て守られているという個人の政治活動の中でそういった情報を得ているところでございます。

これまでのただの議論から推測するに、いわゆる町国保病院、こうした公営企業が持つ自身の料金収入によって賄う独立採算の原則、こうしたものはもう既に成立しない、そうしたことの証左であるというような御答弁が多々ございました。もはや、そうした検討会議とかそうしたものについてはやり尽くされているのではないか。そして今新しく起ころうとしている地域医療連携室、こちらの担当の職員の方の熱意ある取り組みであるとか、事務方の職員さんの思いであるとか、そういったものまた新たに地域でイベントを復活させようとしたものも、職員さんの自主的なものがあると、こうしたものも示されたところでございます。こうした方々の思いを無駄にせず、この地域医療というものを守っていくにあたっては、繰り返しになりますが、抜本的改革が必要であるとその改革を推し進めるときに、貴重な町の財源というものを確保しておかなければならない。そうしたもののために、この3億円というものの補正予算を使っていくということに対して、私は反対でございませぬ。

現在までの運営の責任、これからの運営の責任というものに対して、この町で起こることは町長に責任があるんだよというような、そういった趣旨の御答弁もありました。

でも、その中で一部、院長始め連帯責任のようなものも示されましたし、少なくとも僕自身は町長含め、我々議会議員もそうですが、いわゆる任期というものを持ち合せてございます。これは選挙というものを経て有権者である町民から期限付きの、有限の信頼委託契約をいただいているというものでございます。こちら本別町の未来に渡って慎重なる審議を重ねて、あるべき地域医療を守るためにしっかりと議論がなされて、それが行動に移ってそうした未来が具現化出来るように、目に移るようにしていかなければならない責任というものは我々にあるものでございます。

この財政難、時代の流れが大きくうねる中、3年先5年先を見通していくのは大変困難な時期でございませぬ。その中でこうして期限を与えられた我々政治家の使命といたしまし

ても、そうした実情を鑑みて然るべき勇気をもって決断をすべき時はする、そうしたことが必要であります。病院運営は町の存続に大きな影響をもつ、そのためにも、前に進むためにも適切な時期に適切な判断と一歩踏み出す勇気、こうしたものを持っていく、そうして地域の医療、町民の命、健康、そして雇用を守っていく、こうした必要性があると考え、私は本議案に対して反対をいたします。議員諸兄姉の御賢察を賜りますようお願い申し上げます、反対討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

大住議員、御登壇ください。

○6番（大住啓一）〔登壇〕 本補正予算案に対しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

この案件につきましては、先の議員協議会、また昨日の一般質問、前段の一般会計補正予算の中での審議、多くの時間を割き、また多くの議論がなされました。答弁の中で執行者、町長を始め担当課長等々の答弁の中でこれから院長を始めとして町民の皆さんへの細かく説明をしていく、その旨の発言がございました。

本町にとって国保病院は、なくてはならない存在ということで我々議員だけでなく、多くの町民の方々が理解しているところでございます。

後期高齢になりまして、日本全国津々浦々の病院も大変な問題を抱えているところでございますけれども、本別町の諸先輩がこれからも長くこの町で生きていただくためにも、必要な病院ということで私は認識しております。

多くの税金を投入するというにつきましては、議員諸兄のいろんな異議がなされました。ここは町長、執行者の皆さんも真摯に受け取っていただいたということで私も判断してございますので、議員諸兄におきましては、今回の国保病院の補正予算会計につきましては、御賛同を得た中での賛成を求めて私の討論とさせていただきます。よろしく御賛同をお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） 次に原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、議案第64号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第64号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 3時 1分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 議案第65号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第65号本別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第65号本別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、提案内容の御説明を申しあげます。

本改正案につきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、令和元年11月5日からの氏に変更があった者については、申し出により住民票に旧氏の記載が可能となります。この制度改正に伴い、自治体が行う印鑑登録事務について準拠すべき事項として総務省が定めた、「印鑑登録証明事務処理要領」が改正となったため、当該要領に基づき、印鑑登録証明書に旧氏併記ができるよう改正及びその他所要の規定を整備するものでございます。

それでは、改正文の朗読を持って提案に代えさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

本別町印鑑登録及び証明に関する条例（昭和55年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「基き」を「基づき」に、「に登録」を「の住民基本台帳に記録」に改める。

第5条第1号中「住民票に記載」を「住民基本台帳に記録」に改め、「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26」を「令第30条の16」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第2項を次のように改める。

第2項、前項の規定による印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

第8条第4項中「第8条」を削り、「第3項」を「前項」に改める。

第9条第2号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加え、「に変更を生じたとき」を「の変更により、登録している印鑑が第5条第1号の規定に該当することとなったとき」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に、次の1号を加える。

第5号、前条第2項の規定により再交付を受け、亡失した印鑑登録証を発見したとき。

第13条中「ときは」の次に「、印鑑登録者に係る」を、「写し」の次に「(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これを出力したものを含む。)」を加え、「印鑑登録原票の複写(印鑑登録原票に登録されている印影を電子計算機により調製し、これを出力したものを含む。)」により」を「あわせて所定の事項を記載した印鑑登録証明書を」に改める。

附則。この条例は、令和元年11月5日から施行する。

以上、本別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号本別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号本別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第66号

○議長(高橋利勝) 日程第8 議案第66号本別町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第66号本別町税条例の一部改正について、提案内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の改正により、令和元年10月1日以降、自動車取得税が廃止される一方、自動車の取得者に対して課される都道府県税である自動車税環境性能割及び軽自動車の取得に対して課される市町村税の軽自動車税環境性能割が創設され、軽自動車税環境性能割に係る賦課徴収については、当分の間、町に代わり北海道が行うこととされたことにより、軽自動車税環境性能割の非課税及び減免について、北海道の規定する自動車税環境性能割と同様の取扱いとする必要があるため、条例の一部を改正をするものでございます。

それでは、改正文の朗読を持って提案に代えさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町税条例の一部を改正する条例。

本別町税条例（昭和29年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則、第15条の3の見出しを削り、同条中「対しては」の次に「、道における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加え、同条を附則第15条の3の2とし、附則第15条の2の2、の次に、次の1条を加える。

軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例。

第15条の3、当分の間、軽自動車税の環境性能割において、法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第81条の2の規定にかかわらず、道が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車とする。

第2項、前項の規定に該当する三輪以上の軽自動車に対して、法第445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上、本別町税条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号本別町税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号本別町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第67号

○議長(高橋利勝) 日程第9 議案第67号本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長(藤野和幸) 議案第67号本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、提案理由の御説明を申しあげます。

今回の改正につきましては、消費税及び地方消費税の改正に伴い、課税扱いとなっております現行の使用料及び手数料について、消費税率の改定分に係る改正、及び金額の表示を内税方式から外税方式へと変更するため、条例改正を提案するものでございます。

それでは、改正条文を御説明させていただきます。なお、条文中の括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例、昭和56年条例第10号の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

第3項、前項に定める使用料等は、区分ごとの金額に消費税法、昭和63年法律第108号に定める消費税の税率及び地方税法、昭和25年法律第226号に定める地方消費税の税率を合算して得た税率を乗じて得た額を区分ごとの金額に加えた額とする。

この場合において、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

別表使用料の部中2,160円を2,000円に。

3,240円を3,000円に。6,480円を6,000円に。

520円を480円に。620円を570円に改め、同表手数料等の部、診断料の款、診断料の項中2,160円を2,000円に。

3,240円を3,000円に改め、同部文書料の款中2,160円を2,000円に。

1,080円を1,000円に。3,240円を3,000円に。

5,400円を5,000円に改める。

附則、施行期日、第1項、この条例は令和元年10月1日から施行する。

経過措置、第2項、この条例の施行日前に使用されたものに係る使用料については、な

お従前の例による。

以上、本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第68号

○議長（高橋利勝） 日程第10 議案第68号本別町消防団員の定員、任免、服務に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第68号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布され、同法第44条により地方公務員法第16条（欠格条項）等が改正されたことに伴い、条例を改正する必要が生じたので、提案をするものであります。

改正の概要であります。地方公務員法の改正に伴い、条例第4条第1号による成年被後見人又は被保佐人は団員になることができないとする規定を削除するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成27年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附則。この条例は、令和元年12月14日から施行する。

以上、議案第68号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 第4条中の第1号を削るということで、被後見人が今度は団員になれるという趣旨ですね。それでお伺いするのは、これまでの中で第4条第1号が適用になって、団員になれなかったというような例はあったのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司） ただいまの御質問ですけれども、過去においてそのようなことはございませんでした。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3時36分）

令和元年本別町議会第3回定例会会議録（第4号）

令和元年9月20日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第 1	認定第 1号	平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2	認定第 2号	平成30年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3	認定第 3号	平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	認定第 4号	平成30年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 5号	平成30年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 6号	平成30年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 7号	平成30年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	認定第 8号	平成30年度本別町水道事業会計決算認定について
日程第 9	認定第 9号	平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
日程第10	同意第 3号	教育委員会委員任命について同意を求める件
日程第11	意見書案 第 6号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第12	意見書案 第 7号	日米貿易交渉大枠合意の撤回と国会批准は行わないことを求める意見書
日程第13		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
日程第14		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第15		議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第 1	認定第 1号	平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2	認定第 2号	平成30年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3	認定第 3号	平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	認定第 4号	平成30年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 5号	平成30年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 6号	平成30年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 7号	平成30年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	認定第 8号	平成30年度本別町水道事業会計決算認定について
日程第 9	認定第 9号	平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
日程第10	同意第 3号	教育委員会委員任命について同意を求める件
日程第11	意見書案 第 6号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第12	意見書案 第 7号	日米貿易交渉大枠合意の撤回と国会批准は行わないことを求める意見書
日程第13		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
日程第14		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第15		議員派遣の件

○出席議員 (12名)

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	副町長	大和田	収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸		
農林課長	菊地敦	保健福祉課長	飯山明美		
住民課長	田西敏重	子ども未来課長	大橋堅次		
建設水道課長	大槻康有	企画振興課長	高橋哲也		
老人ホーム所長	井戸川一美	国保病院事務長	藤野和幸		
総務課主幹	上原章司	住民課主幹	小坂祐司		
建設水道課長補佐	小出勝栄	総務課長補佐	三品正哉		
教育長	佐々木基裕	教育次長	阿部秀幸		
社会教育課長	坪忠男	学校給食共同調理場所長	高橋優		
農委事務局長	倉崎景一	代表監査委員	畑山一洋		
選管事務局長	村本信幸				

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷺巣正樹	総務担当主査	越後忠		
------	------	--------	-----	--	--

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 認定第1号ないし日程第9 認定第9号

○議長（高橋利勝） 日程第1 認定第1号平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第9 認定第9号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

認定第1号平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 認定第1号平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、概要を説明させていただきます。

平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算書をご覧ください。

4ページ、5ページをお開き下さい。歳入の決算状況であります。

歳入合計は、予算現額70億890万7,000円。

収入済額決算額69億9,864万9,692円。

不納欠損額204万3,432円。収入未済額3,212万4,527円であります。

8ページ、9ページをお開き下さい。

歳入の決算状況であります、歳出合計は予算現額70億890万7,000円。

支出済額、決算額であります68億5,789万1,588円。翌年度繰越額1,486万円。

不用額1億3,615万5,412円あります。

歳入歳出差引残額は1億4,075万8,104円あります。

決算額は、前年度と比較すると歳入6.7%減、歳出が7.2%減の決算となりました。

主な要因といたしましては、新規事業として、畑作構造転換事業4,422万3,000円、農地耕作条件改善事業3,633万1,000円、小中学校煙突改修事業4,806万円などを実施しましたが、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業2億6,561万円、勇足小学校大規模改修事業2億5,586万3,000円などの大型事業が終了したことなどによるものであります。

次に、10ページをお開きください。

実質収支額は、3、歳入歳出差し引き額1億4,075万8,000円から、4翌年度へ繰越すべき財源86万円を差し引いた1億3,989万8,000円の黒字決算となっております。

以下、これからは決算資料のほうで説明させていただきます。

別冊の、平成30年度本別町各会計決算資料をご覧ください。

一般会計の資料は1ページから57ページまでとなっております。

まず、決算資料14ページの第1表をご覧ください。

普通会計決算収支の状況であります。中ほどの実質収支E欄の一番下、平成30年度合計欄をご覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源86万円を引いた実質収支は1億3,989万8,000円の黒字を保っております。

本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は3,075万7,000円の黒字であります。一番右側の実質単年度収支をご覧ください。

これは単年度収支に財政調整基金への積立金及び地方債の繰上償還金を黒字とみなし、財政調整基金取り崩し額を赤字と見なして調整した額であります。1億4,981万9,000円の赤字となりました。

次に、15ページの第2表をご覧ください。歳入決算額の状況であります。

表の右側、平成30年度の欄をご覧ください。

それでは、一番上の町税の状況ですが、総額で9億5,156万円の決算額となり、前年度と比較すると2,734万3,000円3.0%の増となりました。

税別の内訳ですが、21ページの第4表をご覧ください。

一番上の区分欄中ほど、収入済額の合計g欄の上から3行目、(1)の市町村民税は4億5,706万5,000円で対前年度7.5%の増となっております。

主な内容としては、②の個人所得割が3,227万1,000円9.8%の増、④の法人税割が112万1,000円2.2%の減になったことによるものであります。

(2)固定資産税ですが、下の行にあります①純固定資産税は4億822万4,000円で、対前年316万5,000円0.8%の減となり、内容としましては、土地が1.1%の減、家屋が2.7%の減、償却資産が1.3%の増となりました。

なお、(1)市町村民税と(2)の①純固定資産税の2税で町税総額の90.9%を占めています。

それでは15ページの第2表にお戻り下さい。

上から10行目にあります地方交付税につきましては、28億5,665万円で、前年度と比較すると1億3,817万7,000円4.6%の減となりました。

地方交付税の内訳は、普通交付税が25億4,272万2,000円で、対前年1億2,653万6,000円4.7%の減、特別交付税は3億1,392万8,000円で、対前年1,164万1,000円3.6%の減となりました。

普通交付税については、基準財政収入額が町民税所得割及び法人税割の増、自動車取得

税交付金の増等の影響により1,466万4,000円1.5%の増となったことに加え、基準財政需要額がトップランナー方式導入による単位費用の減、歳出特別枠廃止による地域経済・雇用対策費の大幅な減少などにより1億1,474万7,000円3.1%の減となったことが大きな要因となっております。

なお、交付税総額ではピークの平成12年度、43億6,473万9,000円と比較いたしますと15億808万9,000円34.6%の大幅な減少となっております。

次に、1行飛んで、分担金及び負担金は2,633万6,000円で、対前年612万4,000円18.9%の減であります。これは、道営畑地帯総合整備事業受益者負担金がなくなったことが主な要因あります。

1行飛びまして、国庫支出金は6億6,634万1,000円で、対前年6,665万6,000円9.1%の減となりましたが、これは、子どものための教育保育給付費負担金、社会資本整備総合交付金のうち公営住宅整備事業等が増加したものの、平成28年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金、臨時福祉給付事業費補助金、既存建築物等の省CO2改修などが減少したことによるものであります。

その下の道支出金は、3億9,495万4,000円で、対前年1億9,268万8,000円32.8%の減となりました。これは農地耕作条件改善事業補助金、畑作構造転換事業費補助金等が増加したものの、地域づくり総合交付金のうち、とちね東北広域連携事業補助金、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金等が減少したことによるものです。

その下の財産収入は、5,388万3,000円で、対前年777万9,000円、16.9%の増となりましたが、これは、保育間伐生産材売払い収入の増によるものであります。

その下の寄付金は、6,882万7,000円で、対前年2,204万5,000円24.3%の減となりました。主な寄付金は、個性あるふるさとづくり基金が1,820万2,000円の減、農業振興基金への指定寄付が220万1,000円の減となっております。

その下の繰入金であります。一般会計における繰入金の決算額は4億6,177万3,000円で、対前年1億6,019万1,000円53.1%の増となっております。

繰入金の主なものは、財政調整基金3億3,000万円、減債基金5,000万円ですが、財政調整基金は、歳入確保の見通しがつかなかったことにより取り崩しましたが、最終的には1億4,942万4,000円の積み戻しをしましたが、1億8,057万6,000円の減額となっております。

2行飛んで、町債であります。決算額は7億1,295万7,000円で、対前年2億5,792万1,000円26.6%の減となりました。

これは、公共事業等債、公営住宅建設事業債、緊急防災・減災事業債は増額となりましたが、勇足小学校大規模改修の完了に伴う学校教育施設等整備事業債の減、過疎対策事業債では、明渠排水事業、国営利別川左岸土地改良事業負担金、地方創生拠点整備事業が減となったことが主な要因であります。

町債の構成比は、10.2%で昨年より2.8ポイント減となっております。

なお、説明いたしました内容につきましては、決算資料の5ページ以降に記載されております。

次に、歳出の決算状況であります、22ページの第5表をご覧ください。

行政目的別に分類した歳出決算状況であります、表の右側、平成30年度の欄をご覧ください。

増減率で見ますと、農林水産業費が、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、国営利別川左岸土地改良事業負担金の終了等により38.2%の減、消防費が、化学消防ポンプ自動車購入事業に伴う、とちろ広域消防事務組合負担金等により18.5%の増、教育費が、勇足小学校大規模改修事業の終了により26.1%の減、災害復旧費が、平成28年の台風に伴う災害復旧事業の終了により99.8%の減となっております。

次に、23ページの第6表をご覧ください

これは、各年度の歳出決算額を、経済的な性質により分類したものでありますが、表の右端、平成30年度の欄をご覧ください。

義務的経費である人件費、扶助費、公債費の決算額は、上の行から人件費が11億8,193万2,000円、5行目の扶助費が4億9,292万7,000円、3行下の公債費が6億6,879万4,000円となり、合計は23億4,365万3,000円で前年度と比較し7,747万9,000円3.2%の減となっておりますが、構成比では34.2%、1.4ポイントの増となっております。

うち、人件費は、対前年3,764万5,000円の減となり、構成比では17.2%と前年度より0.7ポイントの増となっております。

5行目にあります扶助費は、身体障害者等自立支援医療の減、及び臨時福祉給付金が終了したことにより、対前年2,910万2,000円5.6%の減となっております。

3行下の公債費は、対前年1,073万2,000円1.6%の減となりましたが、臨時財政対策債が増となったものの、学校教育施設等整備事業債、過疎対策事業債の元利償還が減となったことが主な要因であります。

次に、下から5行目にあります投資的経費の決算額は11億1,602万6,000円で、対前年3億5,745万8,000円24.3%の減となり、構成比でも3.6ポイントの

減となっております。これは、勇足小学校大規模改修事業、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業などの大型事業の終了のほか、社会資本整備総合交付金事業、道路事業の減などが主な要因であります。

投資的経費の内訳は、30ページから35ページの第14表に、町道改良舗装の状況は36ページの第15表に添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、今後の財政運営の指標となります経常収支比率、地方債、債務負担行為、積立金の状況について説明させていただきます。

まず、24ページの第7表をご覧ください。

経常収支決算額の推移であります。歳入では、町税以下、経常収入である一般財源の額を、歳出では、人件費以下、経常的経費に充当された一般財源の額の推移を表したものであります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性があるかどうかの指標となりますが、表の右側、平成30年度の欄、下から2行目の歳出合計34億3,079万1,000円を、中ほどにあります歳入合計39億9,032万5,000円で除した率が一番下の欄の86.0%となりますが、前年度より1.1ポイント上昇しており、依然として財政構造は硬直化した状況が続いております。

次に、飛びまして44ページの第20表をご覧ください。

町債現在高の状況であります。平成30年度末における地方債の現在高は、右から4列目、差引現在高E欄の一番下合計の欄となりますが、71億7,825万3,000円となりました。

左端の29年度末現在高A欄と比較しますと8,690万1,000円1.2%の増となります。

これは、4の学校教育施設等整備事業債、9の過疎対策事業債借入額が減となったものの、総体で元金償還額を借入額が上回っていることが要因であります。

次に、46ページの第22表をお開き下さい。

この表は、平成30年度までに借入した町債の、令和元年度以降の年度別償還見込額を推計したものであります。

なお、この表は令和元年度以降の借入を加味しておりませんので、あくまでも目安として作成したものであります。

次に、47ページの第23表をご覧ください。

町債繰上償還額及び公債費比率の状況であります。中段にございます財政構造の弾力性を判断する指標の公債費比率であります。平成30年度は5.2%となり、前年度を0.

6ポイント上回っています。

その下の公債費が財政に及ぼす負担を表す指標であります起債制限比率は、3ヵ年平均で2.4%となり、前年度を0.9ポイント上回りました。

次に、48ページの第24表をご覧ください。

債務負担行為比率は、債務負担行為額の標準財政規模に占める割合であります。平成30年度欄の下から2行目にありますとおり1.5%で、戸籍電算システム導入事業、ごみ収集運搬業務委託料が終了したことなどにより一般財源が減少し、0.9ポイント減少しました。

なお、年度別の内訳は次のページ以降に載せております。

次に、52ページの第26表をご覧ください。

積立金の状況であります。表の下から2段目の合計欄をご覧ください。

平成30年度末基金積立金の現在高ですが、表の右端の欄、合計額34億2,990万8,000円で、前年度末現在高と比較すると2億2,474万9,000円6.1%の減となっております。

平成30年度は、基金から4億5,624万1,000円を取り崩しており、財政調整基金を中心に2億3,149万2,000円を積み戻しておりますが、新規積立額は、財政調整基金1億4,933万7,000円、減債基金393万5,000円、農業振興基金2,000万円、個性あるふるさとづくり基金5,741万円となっております。結果、取り崩し額全額を積み戻すことができませんでした。

なお、説明いたしました内容につきましては、決算資料の7ページ以降に記載されております。

次に、53ページ、第27表をご覧ください。

健全化判断比率の状況であります。

次の54ページ第28表は連結実質赤字比率等の算出表、次の55ページ第29表は実質公債費比率の算出表、次の56ページ、第30表は将来負担比率の算出表であります。各指標の算定結果につきましては、10日に報告第8号で報告しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

平成30年度の一般会計決算の特徴は、歳入では、町税が前年度と比較して3.0%増、地方消費税交付金が1.6%増となりましたが、地方交付税については、普通交付税は4.7%の減、特別交付税も3.6%の減となったことから、臨時財政対策債を合わせた総額についても、対前年4.6%の減となりました。

地方交付税の歳入総額に占める割合は40.8%と依然として高い状況が続いており、

交付額は平成12年度のピーク時に対し15億808万9,000円34.6%の減少となっており、これは歳入決算額に対し21.5%に相当する額であり、本町の財政は依然厳しいものとなっています。

したがって、歳出では、経常経費の削減、事業の選択と限られた財源の計画的、重点的配分に努め、引き続き黒字決算で終わることが出来ましたが、依然、財政の硬直化は続いております。

今後の経済情勢も、人口の減少、高齢化の進展、雇用問題などにより依然として厳しい状況が続き、町税の大幅な増額は見込めない中で、引き続き厳しい財政運営が予想されるため、国の施策、特に地方交付税の動向などを注視すると共に、経常的な収入の確保や更なる経常経費の削減を図り、財政の健全化に努めながらの財政運営が重要と考えております。

町民生活の安定を図るためには、本町財政の実情を職員のみでなく、町民の皆さんとも、しっかり共有し合い、長期的な健全財政の確立を図るとともに、機動的・弾力的な行財政運営にあたらなければならないと考えております。

今後とも、議員各位の御助言と御協力をお願い申し上げ、平成30年度本別町一般会計決算の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、認定第2号平成30年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第3号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件について提案理由の説明を求めます。

田西住民課課長。

○住民課課長（田西敏重） 認定第2号平成30年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明させていただきます。

国民健康保険制度は、国民生活を支える重要な役割を担っておりますが、高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等に伴い一人当たり医療費は微増しております。

近年、市町村に生じた所得水準や医療費水準の差により、保険料水準に大きな開きが生じており、特に小規模市町村では財政が不安定になりやすいといった構造的な問題をかかえています。こうした現状を改善し、国保制度の安定的な運営に向け、平成27年5月に成立した国民健康保険法の改正が行われ、平成30年度より運営主体を市町村から都道府県の広域化になっております。

それでは初めに、決算資料に基づき本会計の運営の概要について説明させていただきます。

決算資料の60ページをお願いいたします。

まず、平成30年度における年間平均の加入者の状況であります。世帯数は1,173世帯、前年比58世帯の減となっております。

被保険者数は2,127人で加入割合につきましては世帯数で町全体の32.8%、被保険者数は30.9%となっており、前年比では世帯数で1.3ポイント、被保険者数で1.1ポイントの減となっております。

次に、医療費の状況について御説明申し上げます。

資料の74ページをお願いいたします。

一般分につきましては、上の表の下段、療養諸費計が7億8,560万5,411円、前年比6.26%の減、下の表の下段、右から2番目にあります一人当たりの医療費給付総額は36万7,388円、前年比1.08%の減となっております。

75ページをお願いします。

下の表の4、退職者医療費の推移の下段、右から2番目の退職者分の医療費等の合計額は222万5,930円で、前年比69.98%の減となっております。

76ページをお願いします。

右から2番目の一人当たりの医療給付総額は27万8,241円、前年比32.22%の減となっております。

77ページをお願いします。

表の下段、右から4番目の全体の医療費、費用額の総額は7億8,783万2,000円、前年比6.82%の減、その2列右の一人当たりの医療費、費用額は37万396円で、前年比1.12%の減となっております。

次に、決算の概要について、歳入歳出決算書の事項別明細書により主なものについて歳入から説明させていただきます。

特別会計決算書の2ページ、3ページをお願いします。

歳入は予算額の11億9,588万2,000円に対して収入済額は11億8,335万2,316円で99%の執行率となっております。前年度と比較しますと16.2%の減となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いします。

歳出は支出済額の合計額が11億4,866万2,015円で、予算額に対し96.1%の執行率となっており、前年比15.1%の減となっております。

次に、事項別明細書の10ページ、11ページをお願いします。

歳入の内訳ではありますが、主な項目について説明させていただきます。

1款国民健康保険税の収入済額は、3億259万9,296円、収納率につきましては現年度分が97.5%、前年比0.5%の減、滞納繰越分が21.4%で前年比4.7%の増となりました。

不納欠損額281万4,106円は生活困窮などによるものなどで合計25人分、39件となっております。

次に、同じページの下の方、3款道支出金の収入済額は6億9,519万8,353円で、主な内訳は1項道補助金1目保険給付費等交付金1節保険給付金等交付金、普通交付

金の6億5,370万4,353円と、2節保険給付費等交付金、特別交付金の4,149万4,000円となっております。

12ページ、13ページをお願いします。

5款繰入金1億2,526万4,454円は、他会計繰入金で、基金繰入金は0円となっております。

次に、同じページの下段の6款繰越金は前年度繰越金の5,923万1,210円となっております。

次に、歳出を説明させていただきます。

16ページ、17ページをお願いします。

1款総務費につきましては、事業運営に係る事務的経費ではありますが、支出済額は3,334万3,103円となっております。

2款保険給付費の支出済額は6億5,386万7,629円、前年比7.4%の減で、主な内訳は1項療養諸費が5億7,551万1,903円で前年比7.1%の減となっております。

続きまして、18ページ、19ページをお願いします。

2項高額療養費は1,342件分で7,406万1,610円となっております。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は9件で393万2,226円となっております。

5項葬祭費につきましては12件で36万円となっております。

次に、同じページの下の方、3款国民健康保険事業費納付金の支出済額は3億4,167万4,000円で、主な内訳は1項医療給付費分が2億3,865万7,000円、2項、後期高齢者支援金等分が7,413万円、次ページの3項介護納付金分が2,888万7,000円となっております。

5款保健事業費は5,045万4,548円で、その内訳は生活習慣病の発症や重症化を予防するための1項特定健康診査等事業費761万1,942円と、2項保健事業費53万8,233円、3項健康管理センター事業費4,230万4,373円となっております。

22ページ、23ページをお願いします。

6款基金積立金は5,179万409円、7款諸支出金は1,753万1,983円となっております。

戻りまして、6ページをお願いします。

実質収支に関する調書によります歳入歳出差引額は3,469万円となっております。

次に、基金の状況について説明を申し上げます。

8ページをお願いします。財産に関する調書の一番下の表3、基金につきましては、前年度末残高が2,374万8,000円、決算年度中の増減高が5,179万1,000円の増で、決算年度末残高は7,553万9,000円となったところであります。

以上で、認定第2号平成30年度本別町国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明させていただきます。

はじめに、本会計は75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障がいを持たれた方の医療費について、他の会計からは独立した形で、都道府県単位の広域連合によって運営されております。なお、運営方法につきましては、広域連合は、保険料の賦課、医療の給付などの財政運営、市町村は保険料の徴収、資格の異動の受付などをおこなっております。

では、決算書並びに決算資料に基づきまして御説明させていただきます。

決算資料の78ページをお願いします。

ページの下段、平成30年度の加入状況は、年間平均で75歳以上が1,522人、65歳から74歳までの一定の障がいのある人が54人で、合わせて1,576人で前年度といずれも同じ加入者数となっております。

次に、79ページの表の左から3番目の一番下の欄、収納額計は保険料の納入額8,622万2,680円で、前年度に対して5.1%の増となっており、収納率では現年度分が99.7%、滞納繰越分が76.3%、合わせて99.7%となっております。

次に、決算の概要につきまして歳入歳出決算書の歳入から御説明させていただきます。

決算書の25ページ、26ページをお願いします。

歳入は、予算額合計で1億3,103万4,000円に対して、収入済額は1億3,053万2,658円で99.6%の執行率となっており、前年度に対して5.8%の増となっております。

続きまして27ページ、28ページをお願いします。

支出済額の合計は1億3,041万6,871円で、予算に対しまして99.5%の執行率となっており、前年度に対して5.7%の増となっております。

次に、決算事項別明細書の31ページ、32ページをお願いします。

歳入の内訳ですが、主な項目について説明させていただきます。

1款、後期高齢者医療保険料につきましては、決算資料でも申し上げましたが、収入済額が8,622万2,680円、2款国庫支出金69万3,000円、3款繰入金は4,341万9,138円で、前年度に対しまして6.7%の増となっております。

次に、歳出であります、33ページ、34ページをお願いします。

中ごろにあります、2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億2,758万1,718円で、前年度に対して5.5%の増となっております。

次に、歳入歳出差引であります、ページ戻りまして29ページをお願いします。

実質収支に関する調書によります歳入歳出差引残高は11万6,000円となっております。

以上で、認定第3号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。宜しく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第4号平成30年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 認定第4号平成30年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明申し上げます。

はじめに各会計決算資料により、決算と介護保険事業の概要につきまして説明させていただきます。

各会計決算資料の80ページをお開き下さい。

本別町介護保険事業特別会計は、平成12年4月に創設された介護保険制度に基づき、本別町が保険者として実施する介護保険事業に関する収入、支出を会計区分するもので、平成30年度は第7期介護保険事業計画の初年度になります。

中段から決算の概要を記載しておりますが、歳出は支出済額9億8,772万6,000円で、予算現額10億1,773万7,000円に対しまして97.1%の執行率であり、歳入は、収入済額10億2,601万円で、予算現額10億1,773万7,000円に対しまして108%の執行率となっております。

平成30年度の運営状況であります。次の81ページから説明させていただきます。

一般状況ですが、(1)の介護保険対象人口は、前年度末より162人減の6,912人で、(2)の第1号被保険者数は前年度末より15人減の2,896人となっております。年齢区分ごとの状況は、65歳から74歳の前期高齢者は前年より25人減少しており、75歳以上の後期高齢者につきましては10人増となっております。

(6)の要介護認定者数は、488人で前年度と比較して、16人の増となっております。

次に、1ページ飛びまして、83ページをお開き下さい。

(2)の介護保険料の収納状況につきましては、収納率は99.6%で、未収額は23件86万5,280円となっております。

次に、84ページをお開き下さい。

4、保険給付状況につきましては、表の一番下ですけれども給付費合計が8億5,427万6,445円で前年度と比べて1.2%増加しております。

主な内容ですが、居宅サービスでは訪問介護は6.4%の増、通所リハビリが5.3%の減、短期入所生活介護が16.4%の減、上から6段目の通所介護が87.7%の減となっているのは、平成30年4月より地域密着型通所介護に指定変更したことによるものです。

地域密着型サービスは、小規模多機能型居宅介護が6.5%の増、認知症対応型共同生活介護が11%の増、居宅サービスから変更となった地域密着型通所介護が1,824.5%の増となっており、在宅サービス給付費全体の59.4%を占めております。

在宅サービス全体では3.6%の増となり、施設サービスは介護療養型医療施設が63.3%減少し、全体では0.2%の増となっております。

下段の5、計画と実績ですが、第7期介護保険事業計画の平成30年度における給付見込額8億8,199万854円に対し、実績額は8億5,427万6,445円となり達成度は96.9%となっております。

以上が、平成30年度における介護保険事業の概要であります。

次に、決算の内容につきまして、特別会計歳入歳出決算書により御説明いたします。

決算書の36ページ、37ページをお開き下さい。

歳入決算の状況です。一番下段の歳入合計ですが予算現額10億1,773万7,000円。収入済額10億2,600万9,600円、前年度対比1.1%の増。不納欠損額39万500円。収入未済額378万7,960円となっております。

38ページ、39ページをお開き下さい。

歳出決算の状況です。一番下段の歳出合計ですが、予算現額10億1,773万7,000円。支出済額9億8,772万5,870円、前年度対比0.5%増。不用額3,001万1,130円となっております。

歳入歳出差引残額は、3,828万3,730円となりました。

続きまして、40ページをお開き下さい。実質収支に関する調書です。

歳入総額は10億2,601万円、歳出総額が9億8,772万6,000円で、歳入歳出差引額が3,828万4,000円、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は3,828万4,000円となります。

次に、42ページをお開き下さい。基金の状況です。

介護保険基金につきましては、前年度末現在高が1,732万9,000円、決算年度中増減高が2,103万4,000円の増、決算年度末現在高は3,836万3,000円となりました。

44ページ、45ページをお開き下さい。

歳入です。1款1項介護保険料は、前年度対比4.7%増の1億9,667万9,580円で、歳入総額に占める割合は19.2%となっております。

2款分担金及び負担金は、地域支援事業に伴う利用者負担金で通所型介護予防事業、認知症高齢者見守り事業など合わせて39万6,700円となっております。

3款国庫支出金は、保険給付に対する法定負担割合による負担金と、調整交付金、地域支援事業交付金、事業費補助金、保険者機能強化推進交付金の合計で、前年度と比べ6.1%増の2億3,855万4,794円となっております。

4款1項支払基金交付金は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金で、第2号被保険

者の保険料から交付されるものです。

前年度と比べ0.6%増の2億3,912万9,738円となっております。

46ページ、47ページをお開きください。

5款道支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による負担金と財政安定化基金交付金及び地域支援事業交付金で、1項道負担金から3項道補助金までの合計で、前年度と比べ1.3%増の1億4,426万5,729円となっております。

7款繰入金1項他会計繰入金は、前年度対比4.3%減の1億7,399万1,000円で、歳入総額に占める割合は、17%となっております。

次に、50ページ、51ページをお開き下さい。

歳出ですが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、介護保険事業の一般管理経費と地域包括ケアプロジェクト推進事業、権利擁護人材育成事業、及び総合的な介護人材確保策などに係る経費であります。

2項賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る経費で、3項介護認定審査会費は、十勝東北部介護認定審査会の負担金及び要介護認定等に伴う経費であります。

2款保険給付費1項介護サービス諸費は、居宅、施設サービス給付費等に係る経費であり、合計で前年度比1.2%増の8億5,427万6,445円となっており、歳出総額の86.5%を占めております。

52ページ、53ページをお願いします

3款地域支援事業費1項1目介護予防、日常生活支援総合事業費は、通所型介護予防事業及び介護予防、生活支援サービス事業などに係る経費となっております。

2項包括的支援事業、任意事業費は、地域包括支援センターの運営及び介護相談員に係る経費、生活支援体制整備事業費などとなっております。

54ページ、55ページをお開き下さい。

4款1項1目基金積立金につきましては、介護保険基金の利子と平成29年度決算などによる積み戻し分を積み立てたところであります。

5款諸支出金は、第1号被保険者への介護保険料還付、国庫支出金及び一般会計への前年度精算償還金となっております。

以上で、認定第4号平成30年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、認定第5号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美） 認定第5号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を御説明申し上げます。

はじめに、決算資料により介護サービス事業運営の概要と決算の概要につきまして、説明をさせていただきます。

決算資料の85ページをお開き願います。

本別町介護サービス事業特別会計は、特別養護老人ホームの施設運営費並びに在宅要介護認定者、要介護認定につきましては1から5まであります。その、居宅介護支援事業。要支援認定者、要支援につきましては1と2があります。その、介護予防支援事業を合せた会計でございます。

中段にあります決算の概要であります。歳出は、支出済額2億9,339万7,000円で予算現額2億9,653万7,000円に對しまして98.9%の執行率であります。

歳入は、収入済額2億9,580万6,000円で、予算現額2億9,653万7,000円に對しまして99.8%の執行率となりました。

それでは、平成30年度のサービス事業内容であります。次の86ページをお開き願います。

特別養護老人ホームの状況につきましては、施設入所者の年度末の利用者数は定員50人に對しまして50人で、内訳につきましては、男性12人、女性38人となっております。

なお、平成30年度内の入退所者の内訳は、入所者が16人、退所者16人となっております。また、利用者の平均利用年数につきましては、3年9か月となっているところでございます。

介護度別の入所者数は、要介護4と5の方を合わせまして、いわゆる介護度が高いという方たちなんですけれども39人となっております。全体の78%を占めております。

全体要介護度の平均につきましては4.16となっております。前年度は3.94でございますので高介護度化が進んでいるという状況となっております。

次に、ショートステイの利用状況ですが、定員5人に對しまして、年間1日当り平均利用人数は3.89人の利用となっております。

次に、87ページをお開き願います。

居宅介護・介護予防サービス計画実績状況につきましては、居宅介護支援では、1,211件で対前年度比24件の増、介護予防支援では449件で、対前年度比29件の減となっております。

続きまして、決算内容につきましては、特別会計歳入歳出決算書の事項別明細書により主なものを御説明申し上げます。

決算書の65ページ、66ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款サービス収入1項1目介護給付費収入は、対前年度費0.1%減の1億9,008万2,645円で、歳入総額の64.2%を占めています。その内、1節施設介護サービス費収入及び2節短期入所生活介護費収入、いわゆる施設収入でございますが、合わせまして1億6,730万6,745円、2目自己負担金収入、利用者の自己負担金収入でございますけれども3,405万934円で収納率につきましては99.95%となっております。

1目3節居宅介護サービス計画費収入は、対前年度比2.2%増の2,078万8,200円、4節居宅予防支援サービス計画費収入は、対前年度比5.9%減の198万7,700円となつ

てございます。

3款寄付金収入につきましては108万円で、個人3名の方から御寄付をいただいているところでございます。

4款繰入金は、対前年度比3.9%増の6,689万2,415円となっております。

5款繰越金は、対前年度比21.8%減の366万8,073円となっております。

次に、67ページ、68ページをお開き願います。

6款諸収入1項1目1節雑入は1万9,037円となっております。

次に、69ページ、70ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款介護サービス事業費1項施設介護サービス事業費は、対前年度比2.4%増の2億5,605万9,680円で、歳出総額の87.3%を占めてございます。

人件費が賃金を含めまして、2億886万6,650円で支出総額の81.6%となっているところでございます。

18節の備品購入費の内容につきましては、当初予算でエアーマットレス、これは褥床の予防に使われるマットレスでございますけれども、これを4台、寄付をいただいたものの中から、その都度補正させていただきまして、コールマット12台、加湿器6台等を購入させていただいております。

下段、2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費及び71ページ、72ページの2目介護予防支援事業費は、居宅介護サービス計画作成に伴う経費でございまして、人件費、居宅介護支援職員4名分を含めまして、対前年度比同程度の3,733万7,223円となっているところでございます。

歳出総額は2億9,339万6,903円となりまして、歳入歳出差し引き額は240万9,504円となっているところでございます。

次に、61ページにお戻り願います。

実質収支に関する調書につきましては、歳入総額は2億9,580万6,000円、歳出総額2億9,339万7,000円となり、実質収支額は240万9,000円となっております。

以上で、平成30年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） 次に、認定第6号平成30年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第8号平成30年度本別町水道事業会計決算認定について、以上3件について提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 認定第6号平成30年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

まず、最初に本別町全体の給水状況について説明をさせていただきます。

決算資料の88ページをお願いいたします。

本別市街地の上水道を中心に、本別町3カ所、士幌町から給水を受けている朝陽地区の

4カ所の簡易水道と2ヶ所の専用水道、勇足西宮農用水道により、給水が行われておりません。

本町が管理運営している簡易水道は勇足、仙美里、美里別の3カ所で、農業用防除施設は、勇足及び美里別簡易水道区域内で、192基に給水しているところでございます。

平成30年度におけます総配水量は23万1,512 m^3 で総有収水量は21万5,833 m^3 です。また、年度末の給水人口は前年度比2.47%減の1,226人で、普及率は前年度より0.53ポイント増の78.99%となっております。なお、有収率につきましては、前年度より2.76ポイント増の93.23%となったところでございます。

平成30年度の主な事業と決算の概況につきまして、決算書の事項別明細書により主な内容について、歳出から説明させていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書の89、90ページをお願いいたします。

1款1項簡易水道費、中ほどの2目維持修繕費15節工事請負費の主な内容につきましては、老朽化による機器更新4機種と配水管の移設工事、計量法によります79基の量水器の更新工事を実施しております。

3目基金費は基金の利子を積み立てるもので、年度末の簡易水道基金は152万5,863円となっております。

3款公債費は次のページ、91、92ページをお願いいたします。

1項公債費は起債償還の1目元金2目利子で、年度末における起債の未償還元金は5億8,058万3,984円となっております。

下段の歳出の合計ですが、予算額1億725万5,000円に対し、支出済額は1億546万5,074円で、執行率は98.33%となっております。

次に、歳入であります85、86ページをお願いいたします。

2款1項使用料及び手数料、1目水道使用料の収入済額は前年度比0.45%増の4,162万7,827円で、収納率は現年度分で99.79%、過年度分で19.43%となっております。

次のページ、87、88ページをお願いいたします。

下段の歳入の合計ですが、予算額1億725万5,000円に対し、収入済額は1億761万9,582円となっております。

続きまして、78ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引き額215万5,000円が、実質収支額となり翌年度へ繰り越すこととしております。

以上で、平成30年度本別町簡易水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第7号平成30年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

まず最初に、本別町全体の下水道の普及状況について説明をさせていただきます。

決算資料の97ページをお願いいたします。

中段になりますが、本町の平成30年度末における下水道の普及状況につきましては、処理区域面積が288.0ha、管路延長が5万1,607m、世帯数が2,897戸、人口が4,734人となっております。

また、都市計画区域内の下水道普及率は95.87%、水洗化率は92.06%となっております。

なお、浄化槽を含めた汚水処理人口は5,863人となり、汚水処理人口普及率は83.27%となったところでございます。

次に、平成30年度の主な事業と決算の概況につきましては、決算書の事項別明細書により主な内容について、歳出から説明をさせていただきます。

106、107ページをお願いいたします。

1款総務費2項施設管理費2目処理場管理費13節委託料の内、業務委託料3,886万7,912円の内訳ですが、処理場の維持整備業務委託料が3,175万2,000円、汚泥処理業者による運搬処理委託料が579万6,584円、汚泥利用組合への運搬委託料が95万2,128円と、コンポスト運搬委託料が36万7,200円となっております。

次のページ、108、109ページをお願いいたします。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費15節工事請負費5,745万6,000円の内訳は、マンホール改修工事及び汚水管渠新設工事442万8,000円、終末処理場の電気設備機器、主変圧器盤、低圧分岐盤ほか3機種の更新工事を5,302万8,000円で実施しております。

2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費2,451万6,000円は、合併処理浄化槽7基分の新設工事費でございます。

3款1項公債費は起債償還元金利子で、年度末における起債の未償還元金は25億3,485万2,823円となっております。

次のページ、110、111ページをお願いいたします。

下段の歳出の合計は、予算額4億6,701万5,000円に対し、支出済額が4億6,453万3,082円で、執行率は99.47%となっております。

次に、歳入でございますが、102、103ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料の収入済額は6,634万7,360円で、収納率は現年度分で99.49%、過年度分は34.06%、2目の個別排水処理施設使用料は調定額1,223万2,277円で完納をしております。

次のページ、104、105ページをお願いいたします。

下段の歳入の合計は、予算額4億6,701万5,000円、収入済額4億6,838万699円となったところであります。

次に、98ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差し引き額は384万8,000円となっており、翌年度に繰り越すこととしております。

以上で、平成30年度本別町公共下水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第8号平成30年度本別町水道事業会計決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

別冊になっております水道事業決算書の11ページをお願いいたします。

まず最初に、平成30年度における水道事業の概況ですが、給水戸数は2,650戸、給水人口は4,880人、総配水量は54万2,433^m、総有収水量は前年度比2.22%減の43万2,484^m、有収率につきましては79.73%となっているところでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

平成30年度の主な工事でございますが、平成29年度からの繰越であります本別町上水道第1取水施設災害復旧工事、及び本別町浄水場機器更新、配水施設機器設置工事として、浄水場の後次垂注入ポンプ更新と配水施設のパネルヒーターの設置を行っております。

繰越工事につきましては、平成29年9月18日の台風18号の豪雨災害によりまして、第1取水施設の一部が被災し、復旧工事を進めておりましたが、平成30年3月8日から9日の大雨によりまして、年度内の完成が出来なくなったため、30年度へ繰越し、同年4月20日に完成をしているところでございます。

15ページをお開き下さい。

計量法による量水器更新工事により、328個のメーター器の取り替えを行っております。

次に、決算の概況について説明させていただきます。

1ページ、2ページにお戻りください。

(1)の収益的収入及び支出は、消費税込みの数字となっております。

収入の総額では、前年度比0.28%減の1億7,068万9,128円となっており、内訳は水道使用料が主な1項営業収益では、前年度比1.81%減の1億1,942万7,947円、2項の営業外収益では、前年度比3.50%増の5,126万1,181円となっておりますが、増額の主なものは一般会計からの補助金が対前年535万6,000円の増となっているところでございます。

次に、支出の総額ですが、前年度比0.85%減の1億6,692万3,148円となり、1項営業費用は、固定資産減価償却費、固定資産除却費などの減により、前年度比2.62%減の1億4,812万4,003円となり、2項の営業外費用は、消費税納付の増により、前年度比15.77%増の1,879万9,145円、3項の特別損失はありませんでした。

なお、税抜き額の明細は20ページから27ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出につきましても、消費税込みの数字となっております。

収入総額は、水道管整備や機器更新工事の企業債の減により、前年度比32.0%減の2,779万8,000円となっております。

支出の総額では、前年度比19.8%減の8,594万4,932円で、内訳は1項建設改良費では、主に工事請負費の減により前年度比33.06%減の4,753万2,076円となっており、平成29年度発生 of 災害復旧費2,559万6,000円は30年度に繰越をし、支出をしております。

2項企業債償還金では、前年度比6.23%増の3,841万2,856円となっております。

資本的収支では、5,814万6,932円の不足額が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金5,488万1,416円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額326万5,516円で補てんいたしました。

なお、税抜き額の明細は28、29ページに記載されておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書であります、消費税抜きの数字となっております。

1の営業収益は給水収益が主で、合計では前年度比1.81%減の1億1,059万5,670円となっております。

2の営業費用は、合計で前年度比2.72%減の1億4,587万2,402円となっており、3の営業外収益は、前年度比3.50%増の5,125万9,310円となっております。

4の営業外費用は、企業債利息が主なもので、前年度比6.90%減の1,520万1,651円となっております。5の特別損失はございません。

なお、平成30年度末における未償還元金は9億4,058万6,510円となっております。

全ての項目を差し引きますと、当年度は78万931円の純利益となったところでございます。

6ページから10ページまでの剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、注記表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。

下段に記載されております、供給単価と給水原価でございますが、1m³あたり供給単価は対前年86銭増の254円86銭、給水原価は経常費用と有収水量とも減ってはいますが、有収水量の減少率のほうが多かったため、対前年4円2銭増の346円96銭となったところでございます。

以上で、平成30年度水道事業会計決算の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第9号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 認定第9号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

決算書の11ページをお願いいたします。

平成30年度の病院事業報告書から説明させていただきます。

1、概況の（1）総括事項であります。平成30年度における病院事業会計の決算は、損益勘定において、消費税抜きで、収入11億1,473万7,447円、消費税込みでは11億1,838万7,593円、このうち一般会計からの繰入金は昨年度比3,164万4,000円増の3億6,159万8,000円であります。

支出は12億3,883万4,848円、消費税込みでは12億2,826万3,424円となり、差し引き1億2,409万7,401円の損失をもって終了したところであります。

また、資本勘定につきましては、消費税込みで、収入8,705万9,010円、支出1億2,093万6,257円で、差し引き3,387万7,247円の不足額を生じたところであります。

次に、13ページをお願いいたします。

2、工事（1）建設工事の概況、②器械及び備品購入費は、X線発生装置など7品目8台、消費税込みで3,253万2,192円の器械、備品を購入いたしました。

次に、14ページの3、業務（1）業務量であります。イの入院は、延べ患者数合計で15,456人。1日平均42.3人で、前年度比、延べ患者数で1,817人。1日平均では5.0人の減となり、ロの外来は、延べ患者数合計で41,454人。1日平均171.3人で、前年度比、延べ患者数で2,930人。1日平均で11.4人の減少となったところであります。

次の15ページ、16ページをお願いいたします。

上段の表（2）事業収入に関する事項であります。消費税抜きの数値となっております。医業収益は8億8,908万4,090円、前年度比5.5%の減少で、うち入院収益は3億5,969万6,599円、前年度比11.1%の減、外来収益は3億1,110万986円、前年度比2.2%の減となっております。

入院収益の減少は、1日平均患者数が47.3人から42.3人に減少したことなどによるもの、また、外来収益の減少は、1日平均患者数が182.7人から171.3人に減少したことが主な要因で、入院は内科、外科、耳鼻咽喉科共に患者数の減少、外来は主に外科患者数の減少が影響しているものと考えております。

その他医業収益は、2億1,828万6,505円で、ほぼ前年同額。

医業外収益は、2億2,565万3,357円で、前年度に比べ3,384万1,145円17.6%の増加となりましたが、一般会計負担金3,434万9,000円の増が主な要因であります。

事業収入合計は、11億1,473万7,447円で、前年度比1,831万6,692円1.6%減の決算となったところでございます。

下段の表(3)事業費に関する事項であります。医業費用は11億9,121万9,902円で、前年度比1.7%の減となりました。内訳は給与費が7億7,576万1,198円で、前年度に比べ962万3,905円1.2%の減であります。うち給料は2億9,956万1,482円で、前年度比224万8,575円0.8%の増となりましたが、手当が1億7,792万3,208円で、前年度比312万347円1.7%の減、賃金が1億658万4,148円、前年度比718万5,811円6.3%の減となったためです。

材料費は1億3,408万531円で、前年度比12.1%の減であります。うち、薬品費が5,604万3,093円、前年度比1,799万9,010円24.3%の減となったためです。

経費は1億9,148万4,385円で、前年度比431万1,117円2.2%の減であります。

減価償却費は、器械備品減価償却費の増により8,362万7,474円となり、前年度比1,360万509円19.4%の増です。

資産減耗費は226万3,006円で、前年度比142万9,879円38.7%の減であります。固定資産除却費が151万3,847円50.2%減となったのが主なものです。

医業外費用は、4,761万4,946円で前年度比600万4,163円11.2%減となりました。

下から4段目、特別損失は支出ありません。

以上、事業費合計は12億3,883万4,848円、前年度比2,644万71円2.1%減の決算となったところでございます。

次に、戻りまして5ページをお開きください。

財務諸表の平成30年度の損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。1の医業収益の合計8億8,908万4,090円から、2の医業費用合計11億9,121万9,902円を差し引いた医業収支は3億213万5,812円の医業損失となり、3の医業外収益合計2億2,565万3,357円から、4の医業外費用合計4,761万4,946円を差し引いた医業外収支は、1億7,803万8,411円の黒字となり、事業収支合計では、1億2,409万7,401円の当年度純損失となります。

一番下段、当年度未処理欠損金は、前年度繰越欠損金19億2,013万8,837円を加えた20億4,423万6,238円となります。

次に、8ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部の下段のほうになりますが、2の流動資産合計は2億2,034万5,067円、

次の9ページ、負債の部4、流動負債は、病院の運営資金を確保するため、2億円の一時借入を行ったため、合計4億610万6,492円となっており、そのうち(2)イ、の1年以内に償還予定の企業債9,359万1,798円は、補てん財源を算出する際には含まれないとされていることから、これを除いた流動負債は、3億1,251万4,694円となり、流動負債が流動資産を上回り9,216万9,627円の資金不足となった状況でございます。

戻りまして3ページ、4ページをお願いします。

資本的収支であります。消費税込みの数値となっております。収入の1款資本的収入決算額は8,705万9,010円で、1項企業債が1,200万円、2項出資金6,795万円など、器械、備品購入費及び企業債元金償還等にかかる財源として受け入れたものであります。

支出では、1款資本的支出決算額1億2,093万6,257円で、内訳は、1項建設改良費は3,254万6,977円で、先ほど事業報告で申し上げました器械備品購入費であり、2項企業債償還金8,838万9,270円は、企業債償還金の元金分です。

差し引きいたしますと、資本的収入が資本的支出額に不足する額は3,387万7,247円となりますが、過年度分損益勘定留保資金3,199万2,952円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額188万4,295円で補てんしたところであります。

以上、平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これで提案説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております、認定第1号平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件については議長、及び議会選出監査委員を除く10名の議員を持って構成する。

平成30年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し閉会中の継続審査にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件については議長及び議会選出監査委員を除く、10名の委員をもって構成する平成30年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 1時45分 休憩

午後 1時51分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました平成30年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に阿保静夫委員。

副委員長に篠原義彦委員と決定いたしました。

以上、報告といたします。

◎日程第10 同意第3号

○議長（高橋利勝） 日程第10 同意第3号教育委員会委員任命について同意を求める件についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 同意第3号教育委員会委員任命について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年10月20日をもって任期満了となります教育委員会委員について、中川郡本別町〇〇〇〇にお住まいの鈴木清志さんを、人格、識見とも適任と判断し、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

御同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第3号教育委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

（発言する者あり）

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） ただいまの起立採決に異議がございます。

無記名投票を行なうよう申し立てます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） ただいま大住議員から無記名投票の動議発言がありました。

この動議は賛成者がおりますので、成立しました。

したがって、同意第3号教育委員会委員任命について同意を求める件は会議規則第81

条第2項の規定によって、無記名投票にて採決します。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(高橋利勝) ただいまの出席議員数は11人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、藤田直美副議長、及び石山憲司議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配付)

○議長(高橋利勝) 念のため申し上げます。投票用紙裏側の枠内に、本件を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、投票中、白票など賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(高橋利勝) 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行ないます。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○議会事務局長(鷲巣正樹) それでは、読み上げます。

1番、水谷令子議員、2番、柏崎秀行議員、3番、梅村智秀議員、4番、石山憲司議員、5番、篠原義彦議員、6番、大住啓一議員、7番、山西二三夫議員、8番、黒山久男議員、9番、方川一郎議員、10番、阿保静夫議員、11番、藤田直美議員。

以上、終わります。

(投票)

○議長(高橋利勝) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行ないます。

藤田直美副議長及び石山憲司議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(高橋利勝) 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成9票、反対2票。

したがって、同意第3号は教育委員会委員任命について同意を求める件は同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎日程第11 意見書第6号

○議長(高橋利勝) 日程第11 意見書案第6号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男議員、御登壇ください。

○8番(黒山久男)〔登壇〕 意見書案第6号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、案文を朗読し提案にかえさせていただきます。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用、所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業、木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林整備事業の都道府県、市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業、木材産業の成長産業化を実現するため、地域

の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実、強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。以上でございます。

議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって意見書案第6号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書第7号

○議長（高橋利勝） 日程第12 意見書案第7号日米貿易交渉大枠合意の撤回と国会批准は行わないことを求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 意見書第7号日米貿易交渉大枠合意の撤回と国会批准は行わないことを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をするものです。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

8月25日、日米首脳は日米貿易交渉が「大枠合意」に達し、9月下旬の国連総会の際の首脳会談での署名を目指すと報道されています。「8月には素晴らしい数字が発表で

きる」と公言したトランプ大統領の発言通りに、参議員選挙後わずか1カ月で「大枠合意」に達したことに、農業者は戸惑いと怒りを禁じえません。「大枠合意」というものの、その内容はいっさい明らかにされていません。茂木内閣府特命担当（経済財政政策）大臣は記者会見で「中身については答えられない」の一点張りです。TPPが「大枠合意」した時には、数百ページにわたる政府説明書が公表されていますが、今回の隠蔽主義はまさに異様と言わざるを得ません。ライトハイザー米通商代表部代表は、「今回の合意により、牛肉、豚肉、乳製品、ワインやエタノールなどの米国農産品70億ドル（約7,380億円）相当の市場開放につながる」と数字を誇示しました。しかし、日本政府は内容を国民に知らせないまま、首脳間で署名し、10月上旬に予定されている臨時国会で批准しようとしています。

TPP11が昨年12月、日欧EPAが本年2月に発効しました。さらに日米貿易協定が締結されれば、かつて経験したことのない農産物市場解放となり、日本の農業と食料にもたらす打撃は計り知れません。先般、農水省は2018年度の日本のカロリー自給率が37%と史上最低になったと発表していますが、今回の「大枠合意」は自給率の低下にさらに拍車をかけることは明らかです。

よって、政府においては、日米貿易協定の「大枠合意」は撤回し、臨時国会での批准は行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当経済財政政策大臣です。

皆さまの御賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 何点かお伺いいたします。

まず、上から3行目、4行目にかけてです。

参議院選挙後、わずか1カ月で大枠合意に達したことに、農業者は戸惑いと怒りを禁じ得ませんという記載がございますが、ここで言う農業者とはどういった方を差されているのか。

本町の農業者という意味合いなのか、日本全国中の農業者という意味合いなのか。

いずれであってもよろしいですけれども、それらの意向確認というのはどのようになされたのかというところが、まず1点。

2点目、その後段でございます。

大枠合意というものの、とございますが、大枠合意とはいつ誰がどのように言われたのかについてお伺いいたします。

3点目。その内容は一切明らかにされていませんというような記載がございますが、一切明らかにされていないのであれば、どうやってこの内容を把握されたのか。

その事実についてお伺いをいたします。

4点目。こうした問題、昨今であれば米中間のように、こうした貿易問題というものは経済問題、そうしたところに留まらず、外交全般、各利害関係国との緊張感を生むと、そういったところまで影響を及ぼすことは明らかでございます。

そうした観点から本件については、そうした懸念材料となりえないかという点について御見解を以上4点お伺いをいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 全部で4点かと思えますけども、抜けたらあとでまた指摘していただきたいと思えます。

まず最初は、農業者は戸惑いと怒りを禁じ得ません、一般論的に言っているつもりです。

本町の農業者ももちろんですが、日本全国の農業者という意味で言っております。

これの根拠というのは、お承知かと思えますけども、TPPが結ばれるということで十勝がまさに発信源となって、全国的な大きな運動、特に本別がまさに全国の先進を切ったというふうに私は考えていますし、おそらく何年かすれば歴史に刻まれる中身じゃないかなというふうに思っています。そういう一般的なことを言っていますので、もちろん輸入している農業者もいるし、農業というのは多様なものですから、これを取り上げてどうこうという考えは特になくて、やはり日本国内で農業生産している方という趣旨で言っているつもりですので、特に線引きをしているということではありませんので、よろしく願いをしたいと思います。

大枠合意の中身がわからないのに、大枠合意というふうに言っているのはどういうことかという趣旨だったというふうに思います。

これは私は実際にその場所に行って、英語を聞いたりしているわけではありません。

基本的に報道されている中で、8月26日のときに冒頭一行目に書いてあるように、大枠合意に達しましたということが報道されました。

最近になって、その中身がちょっと明らかになってきましたよね。

肉関係とかチーズとか乳製品関係でかなり輸入輸出が増えるのじゃないかというような趣旨の報道がされていますが、この意見書を提案した時期にはまさにその中身がそうではないかという話はありませんでしたが、大枠合意しましたということだけが当時の茂木大臣のほうから、そういうインタビュー記事等がのりました。そういうことで書いたつもりです。

メモしたつもりですけども、正確にまだ2つくらいしか答えられてないと思うんですけど、もう一度不足な部分を質問していただきたい。申し訳ない。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 議事進行に関する発言です。

議長にこの際申し上げます。ただいま、質疑に対して的確な答弁というものがなされておりませんでした。会議規則にのっとって定められている質疑の回数というものがござい

ますが、議長のお計らいによって適切なる答弁というものを求めるものでございますので、質疑の回数というものについて格段の御配慮を、御賢察を賜るところでございます。

○議長（高橋利勝） 質疑の回数については規則にありますけども、例えば答弁漏れとか答弁がなかなかわかりづらいという分については、議長の判断ですということですので、議事進行とは関係ありません。それはきちっとそういうふうに謳ってありますので、そういうことで理解をしていただきたいと思います。

ただ、結果としては答弁漏れということで御指摘いただいたらその分はさらに質問することになりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

従いまして、もう1度答弁漏れも含めて質問していただいて、それは1回目ということになると思いますので、その点については3回を超えて質問するというのも。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 先ほど、御答弁をいただけなかった部分もございまして、改めてお伺いをいたします。

1番目にお伺いいたしました、農業者とは誰を指すのですかというところで一般論というような御趣旨のところ御答弁いただきました。全国の方々を対象とされているというところでもございました。御答弁の中にも、いわゆる輸出入をやられている方もいらっしゃるというところでもございます。にもかかわらず、農業者とひとくくりされることについて、いわゆる文章上の問題というものを感じられないのかというところですね。

また、併せて意向の確認をどのようにというところの御答弁だと思うんですが、いわゆるTPPというようなことでお話しがございましたが、本件の意見書って別にTPPに関する意見書ではございませんので、TPPとは明らかに別の問題でございまして、その辺の御見解を改めてお伺いいたします。

先ほど御答弁漏れがありましたのが、その後段、大枠合意と言うものとの記載がございまして、大枠合意は誰がいつ言われたのですかという、この表現を誰がされたのですかということをお伺いしているんでございます。こちらについて御答弁いただいておりますので、改めてお伺いをいたすところでございます。

2番目について。その内容は一切明らかにされていないというにも関わらず、どのようにしてこの内容のものを書かれていったのか、内容をどうやって把握されたのですかというところのお伺いをいたしました。こちらについて、これを出したときはなかったんですけども、最近されましたよというところでありましたので、出した時点で一切内容が、一切明らかにされていませんということは、何も、何一つ明らかにされていないということなのに、何一つ明らかにされていないにも関わらず、その内容について触れるというところは憶測でお話しをされているのかなとか、その他別の方がお話しをされていることとかをもって、推測をされているのかなというふうに察するところでもございますが、一切明らかにされていないというふうに断言されているのであれば、何を根拠にこの内容について触れられているのかということをお伺いしていたのでございます。

最後、4番目にお伺いしたところですが、いわゆるこうした貿易問題、TPPなんかも含むと思いますけども、一般的に貿易問題というものについては、いわゆる貿易摩擦によって経済的な観点の問題に留まらず、外交全般とか、それらに関わる利害関係国との緊張感を生むような材料、別の問題に波及する懸念ということがありますよねと。米国と中国、中東等そういったところとの問題を見れば、昨今は明らかですよと。

これは米中間に関わらずいしえより繰り返されているようなものでございます。

本件、それをこのような表題のような意見書を上げることによって、そうした懸念材料になりうるというふうにはお考えにならないか、御見解をお示しく下さいというところお伺いいたしました。

以上、4点。答弁漏れも併せて改めてお伺いをいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） まず、最初の1つ目ですが、農業者とは誰を指してどういう範囲で言っているのかということ、最初の答弁と同じなのですが、農業というのはいろいろな形態があるので、確かに輸出をしている方もいらっしゃいます。ただ、圧倒的な生産の農家というのは、国内で生産をし、それを流通するというに関わっている方が非常に多いと、本別町を見てもそのとおりです。そういう状況の中で一般的でここで農業者というのはそういう方々を指しています。そういうふうに理解をしていただきたいと、私は少なくともそういうふうに考えて書きました。

それからこの部分で言ったと思うのですが、TPPとは別だと言うのですが、昔と言うガットウルグアイランドというのがあって、いわゆる世界の貿易交渉の一番芯になっているのがガットウルグアイだったと思うのですが、そこからずっと派生をしてきていてEPAとかFTAとかTPPとかっていうようなことで、いろいろな呼び方をしていきますけど、中身は要するに自由貿易にきなさいと。うちの物を買いなさい、あんだのところも買うけどというような趣旨なのですが、それが平等か平等じゃないかってことがずっと議論されてきている歴史を見た時に、私は、名前は違っても根っこは同じという捉え方をしていますので、TPPとは違うのじゃないかというのも一つの見識だとは思いますが、それは考え方が違うのかなと思います。自由貿易の中で、それぞれの国の得意分野で貿易を進めていくという考え方なのですが、そのことによって例えばTPP運動の時、何故ああいう大きな問題になったかという、一言で言うと十勝が壊れちゃうよってということなんですね。生産の十勝が。そういう認識で少なくとも何千人という規模の集会をやってきたというのも事実ですから、そういうことも踏まえて言っているつもりです。

それから大枠合意は誰が言っているか。これはもちろん先ほども言ったとおり、報道しかありませんけども、政府関係者、それから茂木大臣、当時の担当大臣のコメントということで何度も紹介をされております。そういうことで大枠合意ということ、報道を中心に知ったというふうに、それでそのことを書いているつもりです。

一切明らかにされていない。今も乳製品や肉がアメリカとしては日本に買ってほしいんだということをトランプさんが言いだしたというのがあるんですけども、当初からそれは予想されていました。それで、F T AもT P P 1 1の中身で言われるんじゃないかと言って、そう言われたと思われると報道しかされていません。私はその中身を知る状況ではありません。

ただ報道としては、そういう報道がかなり複数行なわれているのでそのことを捉えて書いたつもりです。大枠合意しましたというようなことで報道がされております。

それから貿易問題、これも見解はそれぞれあると思います。外国との関係なのだから。こういう地方一議会でどうこうするって問題ではないってというような趣旨かと思えますけども、先ほど来言っているように特に牛肉とか乳製品、畑作物のことは今回あんまり言われてないようですけども、まさに十勝や本別、道東の基幹作物の一つだと思うのですね。そういうことが今回報道の範疇でいうと、その部分が対象品目になるというような報道が今されているときに、国同士の関係ももちろんあるかもしれませんが、やはり一つのその国内の一産業のこれからの先行きを危うくするという点では、これはやはり黙ってられない。少なくともこの本別町にいる、基幹産業農業であるような本町としてこういうような趣旨の意見書をやはり国に出さなくてはならない考え方で今回提案をしたということです。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いをいたします。

1番目にお伺いいたしました、農業者とはということところです。ただいま御答弁の中でも圧倒というようなお言葉とか、国内での流通をされている方が多いというような趣旨のことは、おっしゃるとおりだと私も認識してございます。

ただ少なからずとも本町においては、そうしたところは、いわゆるT P Pというものに賛成なんだよというような意向を持たれている農業者の方もいらっしゃいます。

ただ一つ、誤解なくいただきたいのは、私は文言の表現のことを言っているわけでございますので、なのでいろいろな農業者の方がいらっしゃるのに、例えば一部の農業者とか大多数の農業者はというような表現ではなくて、農業者とひとくくりにすること自体に問題を感じませんか。中身じゃないんです。賛成反対、賛否の問題でもないんです。表現のお話しですっていうところです。農業者というような御表現について適切だと思っております。かかっていうところでございます。

またT P Pの流れというもので言ったり、大きな枠で言えば自由貿易に関することだよと。それは私も見解を異にするところですけども、ここで、表題で謳われている、これも表現の問題です。日米貿易交渉大枠合意の撤回と国会批准は行なわないことを求める意見書という表題の中にT P Pという文言が一言もないです。にもかかわらず、T P Pというようなお話しをされましたけども、それが適切だとお考えですかということなのです。やはりそういう意味で似ていたり、同じような課題ではありますけど、今回表題にある日

米貿易交渉というものとTPPは別問題、別のものですよねというところの見解でございます。そちらについて改めましてお伺いをいたすところでございます。

2番目、大枠合意というところでございます。茂木大臣等がその後ということで、説明というか、御発表されたというところでございます。

私の知り得る限り、私も報道から得た情報ということで中心にお話しをさせていただきましても、日本農業新聞、こちらの記載をそのまま引用させていただきます。

事実上の大枠合意に至ったことを示唆した。また別の表現でございます。閣僚会議の決着を合意とは言わず方向性の共有という言葉で説明したというような表現が、いわゆる報道、日本農業新聞の中にごございますので、この茂木大臣は、いわゆる茂木大臣であるとか政府の公式見解として大枠合意をしたと、報道の中ではこの言葉が躍っていますよ。でも、政府とか担当大臣、当時の茂木大臣がこのような発表、説明ということをされたんですか。

こちらについてお伺いをしているところでございます。こちら中身がいいとか悪いとかってことじゃないですよ、表現の問題でございます。

大枠合意というもののというような御表現がありますから、誰が言っているのですかっていう御確認でございました。

また4番目。いわゆる貿易問題に留まらず、近隣諸国との緊張関係を生んだり、外交全般の問題に波及する恐れはありませんか、というところであって、それでもやらねばいけないとかそうしたお気持ち、姿勢の部分についてお伺いをしているのではなくて、波及する可能性、蓋然性っていうものがあるか否か、そちらの御見解についてお伺いしているところでございます。

以上4点。改めまして御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 基本的に今質問されていることに具体的に、しかも正確に答えられるという能力は基本的にないかもしれませんが、意見書はこういう考えで出しますということ、まず最初に皆さんに御披露して、同意をしていただければ出したいという中身ですので、そのことが前提になると思います。

それから表現の問題ということなので、農業者という表現がこれに関わる農業者っていう表現にしたほうがいいのか、そのへんがいろいろあると思いますけれども、先ほど来言っているように現状の中で農業者と言ったときに、やはりこういう影響を受けるという特に十勝の農業者、しかも今知り得る情報の中で言うと、畜産酪農の農業者という言い方にもなるかもしれません。いずれにしても、時間の経過と共に内容が少しずつ明らかになってきているという現状の中で、少なくともその方向に向かっているということだけは報道で知り得るということですから、ここは特に他意、特別な意味はもちろん持っていませんけれども、我々農業者、十勝の農業者、日本の農業者というような趣旨の表現で皆さんに提案をしていますので、もしこの表現に合意が出来なければそれはそういう判断になるかなと思います。

2番目。TPPを例に出すのは別問題だと、この意見書の中でTPPについては一切触れていないつもりです。なぜかと言いつてもそもそもアメリカはTPP11に俺は入らないよと言ったところですから。ですからそこに、あえてTPPの話をする必要ない。その代わりにTPPと同じかそれ以上のレベルで日米の国間の貿易交渉を進めるのだってことは、繰り返しトランプさんが、それも報道ですよ、繰り返し言っていることは御承知のとおりです。

だから、そういう意味では私はTPPにアメリカが入らなかった思惑がそれぞれあるのでしょう。いろいろな制約もあるからね。けども、今報道されている現時点で言うと、日本側から言わせればTPP以上の大枠は超えさせないよという主張もしているという報道でされています。

ただトランプさんからすれば、TPPレベルあるいはそれ以上ということでは交渉がされたという報道ですから、その中身は知らされないまでも方向性が知らされているというふうにおさえて、このように表現をしているところです。

繰り返しになりますけど、TPPということ言葉を上含めて書いたつもりはありませんのでそこは誤解のないようにお願いします。

大枠合意という表現は、基本的には私たち知り得るのは日本の報道機関による報道ですし、テレビだったりします。何回も大枠合意に達したとみられる、大枠合意に達しました。そういう政府の見解ですっていう報道は、いちいち全部報道機関名はわかりませんが、テレビでも何回も見ているところがございますので、このへんはそういう認識で間違いのないのかなと一市民としてはそういうふうにとらえていただきたいと思います。

④の外交問題、貿易以外の外交問題になるのじゃないかと。アメリカと中国がまさにそういう感じで。ああいうこともあるでしょう。ただ、自由貿易交渉そのものが外交問題ですから、それはそういうことに波及する可能性はもちろんあると思いますよ。あると思いますが、今ここで提案されていることは農産物の自由化、大枠合意の方向で進めるというのはだめじゃないのか、国会で決めるのはだめだよっていう趣旨です。

それを、そのものをアメリカの考え方もあるでしょうし、そのことをここで議論するのは、ここで議論出来る中身でないというふうに思います。

貿易交渉そのものは外交問題そのものだと思いますよ。国と国との関係だと思っています。ただ、基本的に対等平等であるってことと安心安全であるってことが基本にないと、食料の貿易交渉ってということにはならないと思っています。

梅村議員も御承知かと思いますが、このこととタイミングを同じくして農薬の基準を変えたり、今まで使えなかったラウンドアップという強力な除草剤なのですが、それを使えるようになったり、あと今日は資料を持ってきていませんし、数字も言えませんがアメリカの食料品異物混入基準というものがあって、数字を言えないからあれですけど、例えばスパゲッティの中にネズミの毛が何本までOKだとか、トマトピューレの缶詰の中に虫の卵が何個までいいよとかっていうのが、基準としてはあるのですよ。僕はも

ちろん日本語訳でしかわかりませんが、そういうものをこれによって子どもたちに食わせるなんてこと絶対にならないという固い決意、信念もありますし、そのことは今度の一般質問でやろうと思っていたのですが、いずれにしても食の安全とか安心、熱を加えれば体に悪くないという考え方とは日本人の考え方とは違うと思うのですよね。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。もう少し短めでしょうか。

○10番（阿保静夫） はい、すみません。という中身が含まれているのが外国との貿易関係だと思うものですから、ここでの表現は、私が考えた表現ですけども今お答えしたような中身を含めた気持ちを含めて、少なくとも本別町の基幹産業の農業であるこの本別町としてこの意見書が出ていくことは非常に意義があると思いますので、是非賛同をお願いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 阿保議員に申し上げたいのは、先入観というか思いこみというかなのかもしれませんが、私中身の是非については一切触れていないのです。表現についてお伺いをしているだけでございますから、例えば農業者ここには該当しないのだからとことではなくて、農業者に対して一部の農業者とか大多数の農業者とあって、この表現だと農業者全員というふうに、私もまがりなりにも畜産農家の端くれでございますから、動物を飼って就農している実態もありますから、そういう意味では私も畜産農業者でございます。本当に表現について、中身がこれは適切かどうかをお伺いしているのではないということをお理解いただきたいというところです。

今お伺いしたところで言うと、そのあとTPPという部分についても、阿保議員のほうからTPPというようなところ、1番目の質疑に対しての御答弁ありましたので私言っただけでございますから、そちらも御理解をいただければというところです。

2番目のこの大枠合意というところ。確かに報道、マスコミ関係、新聞ないしニュース等を拝見するに大枠合意という言葉が躍っているんです。それは私も認識しているところでございます。

ただ、調べるところ、私も一つの報道機関として日本農業新聞、こちらを参照して先ほど御披露させていただきましたような表現、繰り返しますが、大枠合意に至ったことを示唆した、あとはその方向性を共有したというようなところが、茂木大臣から答弁として、説明としてあったんだよというところなのでございます。確かに大枠合意という言葉が躍っているってことは事実でございますけども、ということであればここでの御表現というものに関してはマスコミの報道とか、マスコミが引用している言葉というものをこちらに当てはめたっていうところであるのかということなのです。なので、そのへんエビデンスとして、いつ、誰が、どこで発言されたのかということが大切ではないかなと意見書においてのこの表現という意味でございます。

あと、いわゆる貿易問題、外交、新たな問題まで波及しませんかというところでございませぬけども、いわゆるここでも表現のあるトランプ大統領、なかなか、いわゆる、なんて言

うんでしょうか、手法が強引と言いますか、剛腕な方だなと私は認識を持っているところでございます。一例として挙げました米中間の問題においても、いわゆるWTOも介さずに独力で解決に向かうような、やはり強引な手法というものを採用しているというところの認識は私も同じく持っているところなのです。そういった中で、他の問題に波及するような、飛び火するような懸念はありませんかっていうふうにお伺いしたまでですから、その上でもその姿勢を持ってここで意見書として提案して本別町議会として出すべきだと思いかいというところではなくて、そういう飛び火する懸念ということがおありかどうかというところなんです。意気込みとかをお伺いしているのではなくて、こちらについては、そうなるだろうけども、それでも出すのだとお気持ちのところじゃなくて、そうなり得る可能性、蓋然性があるか否かというところでございますので、端的にお答えいただければなというところでございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 大枠合意に達したという表現が、両方にとっていただきたいというふうに改めて思います。大枠合意が決まったという表現にはしておりませんので、それがそれぞれの報道機関がいろいろなエッセンスが加わっているのかどうかはわかりませんが、いろいろな最後の語尾の部分が変わっている。政府の発表は政府の発表であったりもしているわけですから、到達したということと言ったかどうかということは、一つ判断にしていきたいというふうに思います。

それから外交関係をここで私に問われても、なかなか難しいのですけれども食料視点という考えから言えば、私は当然のことを言っているんだと思っています。自分の国の食料を自分で守ろうっていうことを提案しているつもりですので、しかも国連家族農業の年だっているのは御存知だと思うのですけれども、そういう中で小さな農業も守っていくというのが国連総会の中で議論されているこの時代に、下手すると小さな農家が潰されるようなそういう中身に繋がりがかねないという懸念も、表現はしていませんけど、そういうTPP運動の時もそういうことがあったりして、そういうことを考えてこのスペースの中でこういう表現に達したということでもありますので、それぞれの認識、表現の違いの認識はあるかもしれませんが、趣旨としては日本の食料資源を守ろう、安全な食料を守ろうということに国に向けて申し上げていきたいという趣旨の中身だと捉えていただきたいと思えます。

○議長（高橋利勝） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

原案に反対者の発言を許します。

梅村議員。御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは意見書案第7号日米貿易交渉大枠合意の撤回と国会

批准は行なわないことを求める意見書。

提出者、阿保静夫議員。

賛成者、篠原義彦議員、山西二三夫議員。同、方川一郎議員より御提案がありました本提案に対しまして反対の立場で討論を始めさせていただきます。

まず私が反対させていただくのは、中身についての賛否ということではございません。

まず、この質疑の中で繰り返しさせていただきました、例えばこの大枠合意というものとか農業者とか、様々な表現の部分でございます。

こちら、意見書というものは本別町議会の総意として国に対して、出すわけでございますから文言というものについてはしっかり精査、推こうされて出すべきであると、このように考えるところでございます。

この意見書の中で記載があるように、隠ぺい主義はまさに異様とこのような表現がございます。さすがにちょっと表現も強いなと感じるところでございます。

ただし、私自身もこの情報公開という姿勢、どうも後ろ向きだな、先送り主義だなというのは同様に感じるところでございます。ただし、表現が適切かというところに疑義があるというところがございます。

先ほど来から、質疑の中で何点か表現というものについて述べさせていただきましたけれども、やはり国に対して本別町議会として出す意見書でございますから、しっかりと文章を推敲して出すべきだということでございます。

繰り返し、繰り返し述べさせていただきますが、この中身、こちらを、賛否を評してるものではございませんということを前置きさせていただきます。

また、この意見書というものについての考え方でございますけれども、当時の自治省、現在の総務省より過去2回にわたって、いわゆる地方議会からこのこと、外交問題に関連するような意見書というものの提出については慎重にあるべきだというような申し送りがございます。本来であれば、この所管というものはやはり国が行なうものでございますし、外交問題は中央政府、国が担当すべき事項であるというところで、原則としては地方議会の対象外であるというところの見解が示されているところでございます。

そういったこれらの理由をもって、内容をしっかりと推敲した上で改めて我が議会の意向とするものと再検討されたというところでございますので、本意見書案については反対とさせていただきます。

議員諸兄姉の御賢察を賜りますようお願いを申し上げ、反対討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大住議員。御登壇ください。

○6番（大住啓一）〔登壇〕 意見書第7号について賛成の立場で討論をさせていただきます。

趣旨説明、阿保議員からありました。

梅村議員からの質疑、それに対する答弁もございました。

るる、いろいろ考え方はあるようでございますけれども、私ども地方本別町議会として地元根差した考え方の中での意見書だというふうに私は考えております。

この基幹産業の本別の農業家者戸数が300戸を切ってきた今、一番喫緊に考えなければならない諸問題だというふうに認識しております。

外交云々のお話しはございますけれども、政府に対し、地方の議会として基幹産業を守ると、その1点からでも基本的なスタンスとして当意見書については賛成すべきだと考えておりますので、議員各位の御賛同を得た中で賛成討論とさせていただきます。

よろしく御賛同いただけますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） 原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号日米貿易交渉大枠合意の撤回と国会批准は行わないことを求める意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。よって起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第7号日米貿易交渉大枠合意の撤回と国会批准は行わないことを求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（高橋利勝） 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました、所管事務の調査事項について閉会中に継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から申し出のあった所管事務について閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（高橋利勝） 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第15 議員派遣

○議長（高橋利勝） 日程第15 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することを決定いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第3回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 3時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 9月20日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 方 川 一 郎

署名議員 大 住 啓 一

署名議員 水 谷 令 子